

平成25年度

包括外部監査の結果報告書及び  
これに添えて提出する意見

「使用料及び手数料等の事務の執行について」

高知市包括外部監査人

公認会計士 橋本 誠



# 目次

第1. 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件及び監査対象期間	1
(1) 選定した特定の事件	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の方法	2
(1) 監査の要点	2
(2) 主な監査手続	2
5. 包括外部監査人補助者	2
6. 包括外部監査の実施期間	2
7. 利害関係	2
第2. 監査対象の概要	3
1. 高知市の概要	3
(1) 高知市の概況	3
(2) 一般会計歳入決算額の推移	3
(3) 特別会計歳入決算額の推移	4
2. 使用料及び手数料の概要	5
(1) 使用料及び手数料の内容	5
第3. 監査の結果及び意見	7
1. 監査の概要	7
2. 全市的な取組みが必要な事項について	9
(1) 自動販売機の設置にあたり徴収する使用料	9
(2) 使用料や稼働率等からみた地域コミュニティ施設のあり方	13
(3) 指定管理者の選定	15
(4) 歳出の区分把握	16
(5) 過去の包括外部監査に対する対応	17
3. 市民生活に密接に関連する使用料等について	19
(1) 高知市総合運動場及び東部総合運動場に係る使用料	19
(2) その他のスポーツ施設に係る使用料	24
(3) 高知市総合運動場等の指定管理者制度	26
(4) 駐車場使用料（駐車場事業特別会計）	29
(5) 墓地使用料	33
(6) 斎場使用料	37
(7) 自転車等放置防止処理手数料	42
(8) 下水道使用料及び団地下水道使用料（下水道事業特別会計）	48
(9) 農業集落排水施設使用料（農業集落排水事業特別会計）	53

(10) 住宅使用料等.....	57
4. 地域コミュニティの利用を前提とした施設の使用料等について.....	63
(1) 中央公民館使用料等.....	63
(2) ふれあいセンター使用料.....	68
(3) 市民会館使用料.....	74
(4) 鏡文化ステーションRIO使用料.....	83
(5) 中山間地域構造改善センター使用料.....	87
5. 文化活動の利用を前提とした施設の使用料等について.....	89
(1) 文化プラザ使用料.....	89
(2) 春野文化ホール使用料.....	94
(3) 三里文化会館使用料.....	97
(4) 筆山文化会館使用料及びユース・ホステル使用料.....	100
6. 商工関係で徴収される使用料等について.....	104
(1) 長浜公設共同店舗使用料.....	104
(2) 市場使用料等（中央卸売市場事業特別会計）.....	108
(3) 街路市場使用料.....	116
(4) 屋外広告物許可手数料.....	118
7. 観光や余暇で利用される施設の使用料等について.....	120
(1) わんぱくこうち使用料.....	120
(2) アニマルランド使用料.....	124
(3) 桂浜公園駐車場使用料.....	126
8. 青少年等への研修や生涯教育に係る施設の使用料等について.....	128
(1) 工石山青少年の家使用料.....	128
(2) 自由民権記念館使用料.....	134
(3) 文化プラザまんが館使用料.....	138
9. その他の使用料及び手数料について.....	140
(1) 幼稚園保育料等の督促手数料.....	140
(2) 春野漁港使用料.....	141
(3) 都市公園使用料.....	145
 第4. 総括意見.....	 146
 参考資料.....	 147

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。

## 第 1. 包括外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件及び監査対象期間

#### (1) 選定した特定の事件

使用料及び手数料等の事務の執行について

#### (2) 包括外部監査対象期間

平成 24 年度（自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日）。  
ただし、必要に応じて過年度及び平成 25 年度の一部についても監査対象とした。

### 3. 事件を選定した理由

平成 23 年度から高知市の包括外部監査に携わり、平成 23 年度は「補助金等に関する事務の執行について」を選定し、平成 24 年度は「市税に関する事務の執行について」を選定した。

平成 23 年度においては、包括外部監査の改善要望等が行政機構の中で広く活用され、より一層の効果を挙げるために、特定の部署に対する指摘内容を市役所内で共有し、全市的な取組みを促すことを念頭に、担当課を横断するテーマとして補助金を選定した。

こうした意図は、個別補助金に対する指摘に留まらず、全市的な取組みが必要な事項を提言する形で実現できたと自負している。

また、平成 24 年度においては、市歳入の約 3 割を占める市税が、過去の包括外部監査で全面的に検証されていないことを踏まえ、市税をテーマとして選定した。

そして、市税の全面的な検証を通じて、歳入の根幹をなす市税でさえも改善すべき事項が多数見受けられた点は、本年度の監査対象を選定する上で、貴重な示唆を与える結果となった。

こうした過去 2 年間の監査結果を踏まえ、本年度の監査では、歳入項目に重点を置きつつも、全市的な取組みを促すことができる担当課を横断するテーマ選定を心がけた。

選定作業の結果、市の取組みが歳入の増減に直接影響する「使用料及び手数料」を特定の事件として選定した。

## 4. 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

- ① 法令等に対する合規性
- ② 財務事務の合規性及び効率性
- ③ 各使用料等に係る経済合理性

### (2) 主な監査手続

- ① 関係書類の閲覧、照合、分析
- ② 関係者からの状況聴取
- ③ 条例、規則等の準拠性についての検証
- ④ 現場視察

## 5. 包括外部監査人補助者

公認会計士	榎本	浩
公認会計士	斉藤	章
公認会計士	金	一寿
公認会計士	福井	智士
公認会計士	浦野	清明

## 6. 包括外部監査の実施期間

自平成25年7月25日 至平成26年3月27日

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2. 監査対象の概要

### 1. 高知市の概要

#### (1) 高知市の概況

市は国から中核市に指定されており、平成24年4月1日現在における状況は次のとおりである。

世帯数	151,334世帯
総人口	340,806人
世帯当たり人口	2.25人

#### (2) 一般会計歳入決算額の推移

市の一般会計歳入決算額の推移は次のとおりである。歳入に占める使用料及び手数料の割合は2%程度となっている。

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>一般会計歳入合計</b>	<b>146,085,516</b>	<b>152,485,388</b>	<b>143,710,628</b>	<b>141,390,480</b>	<b>147,734,255</b>
市税	47,507,966	45,775,708	45,260,734	45,888,789	43,845,529
地方譲与税	1,060,684	1,005,391	984,920	969,024	836,841
利子割交付金	253,190	209,109	239,262	258,217	198,240
配当割交付金	61,212	54,468	71,102	77,243	72,809
株式等譲渡所得割交付金	32,384	26,115	24,864	20,728	19,386
地方消費税交付金	3,301,141	3,385,227	3,379,416	3,361,748	3,370,729
ゴルフ場利用税交付金	15,326	15,678	14,484	14,256	12,315
特別地方消費税交付金	-	-	-	-	-
自動車取得税交付金	296,355	198,180	186,170	137,224	168,992
地方特例交付金	524,368	503,401	513,691	406,202	153,744
地方交付税	28,987,977	30,131,126	31,613,596	32,259,728	32,355,466
交通安全対策特別交付金	78,391	77,772	73,050	71,190	70,276
分担金及び負担金	2,651,189	2,627,801	2,742,078	2,697,932	2,385,063
使用料及び手数料	2,591,550	2,626,840	2,730,708	2,711,950	2,698,395
国庫支出金	28,185,752	25,665,396	27,139,714	28,449,233	28,443,606
県支出金	5,560,251	6,123,797	6,809,715	7,740,223	7,418,188
財産収入	1,359,380	182,626	202,128	156,634	274,528
寄付金	12,964	24,712	83,725	42,468	23,651
繰入金	763,415	2,536,103	300,284	1,414,690	815,957
繰越金	354,536	6,328,782	2,144,202	1,052,578	1,593,394
諸収入	3,098,572	5,995,179	2,156,049	1,929,013	3,224,027
市債	19,388,913	18,991,977	17,040,736	11,731,410	19,753,114

### (3) 特別会計歳入決算額の推移

(単位:千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
<b>特別会計歳入合計</b>	<b>97,344,899</b>	<b>89,824,510</b>	<b>88,522,308</b>	<b>94,540,376</b>	<b>90,509,408</b>
下水道事業	15,718,615	14,758,970	12,016,459	11,591,907	10,768,337
中央卸売市場事業	706,456	642,236	666,018	663,517	679,266
国民健康保険事業	34,784,722	34,798,428	35,085,342	35,893,089	36,879,604
老人医療事業	4,447,116	342,870	49,272	-	-
収益事業	14,361,060	11,795,010	10,920,558	16,691,938	11,117,357
駐車場事業	330,370	264,239	270,425	266,362	248,922
国民宿舎運営事業	321,852	334,661	482,993	461,471	161,147
産業立地推進事業	44,502	13,259	353,123	35,702	66,877
土地区画整理事業清算金 (弥右衛門)	-	-	261,889	48,321	16,435
土地区画整理事業清算金 (潮江西部)	-	-	200,589	17,717	10,280
土地区画整理事業清算金 (高知駅周辺)	-	-	243,489	33,729	16,928
へき地診療所事業	63,278	61,554	62,944	63,833	64,499
農業集落排水事業	310,006	314,203	305,431	299,685	304,837
住宅新築資金等貸付事業	421,974	274,137	272,333	216,243	223,052
母子寡婦福祉資金貸付事業	226,227	235,964	246,457	268,118	312,377
介護保険事業	22,046,123	22,320,789	23,198,228	24,101,813	25,382,513
後期高齢者医療事業	3,562,598	3,668,182	3,886,748	3,886,925	4,256,969

## 2. 使用料及び手数料の概要

### (1) 使用料及び手数料の内容

#### 1) 使用料

地方自治法第 225 条では、使用料について次のように定められている。

<p>(使用料)</p> <p>第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。</p>
--

条文中の地方自治法第 238 条の 4 第 7 項は、行政財産の目的外使用について定めており、これに従い、市では、行政財産の目的外使用及び公の施設の利用に際し、各条例により、使用料の徴収を規定している。

#### 2) 手数料

地方自治法第 227 条では、手数料について次のように定められている。

<p>(手数料)</p> <p>第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p>
---

市では、これに基づき高知市手数料並びに延滞金条例を制定し、手数料の徴収を定めている。

### 3) 使用料及び手数料の滞納整理事務

使用料及び手数料の滞納があった場合の取り扱いについて、高知市手数料並びに延滞金条例において、次のように定められている。

#### 第2章 督促手数料

(督促状の発布)

第5条 使用料、手数料、加入金、分担金、過料、過怠金その他市の収入を納期限内に完納しない者があるときは、市長は、遅くとも納期限後 20 日以内までに督促状を発しなければならない。

2 督促状の発布は1回とし、督促状に指定する納期限は督促状を発した月の末日とする。

(督促手数料)

第6条 督促状1通について、100 円の督促手数料を徴収する。

2 督促手数料は、督促状に付記し、前条第1項の市の徴収金(以下「徴収金」という。)と同時にこれを徴収する。

#### 第3章 延滞金

第7条 徴収金について督促状を発した場合においては、その徴収金の額について年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合をもって、当該徴収金の納期限の翌日からその徴収金完納の日までの日数によって計算した金額に相当する延滞金額を徴収する。ただし、延滞金の確定金額に 10 円未満の端数があるとき、又はその全額が 10 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。

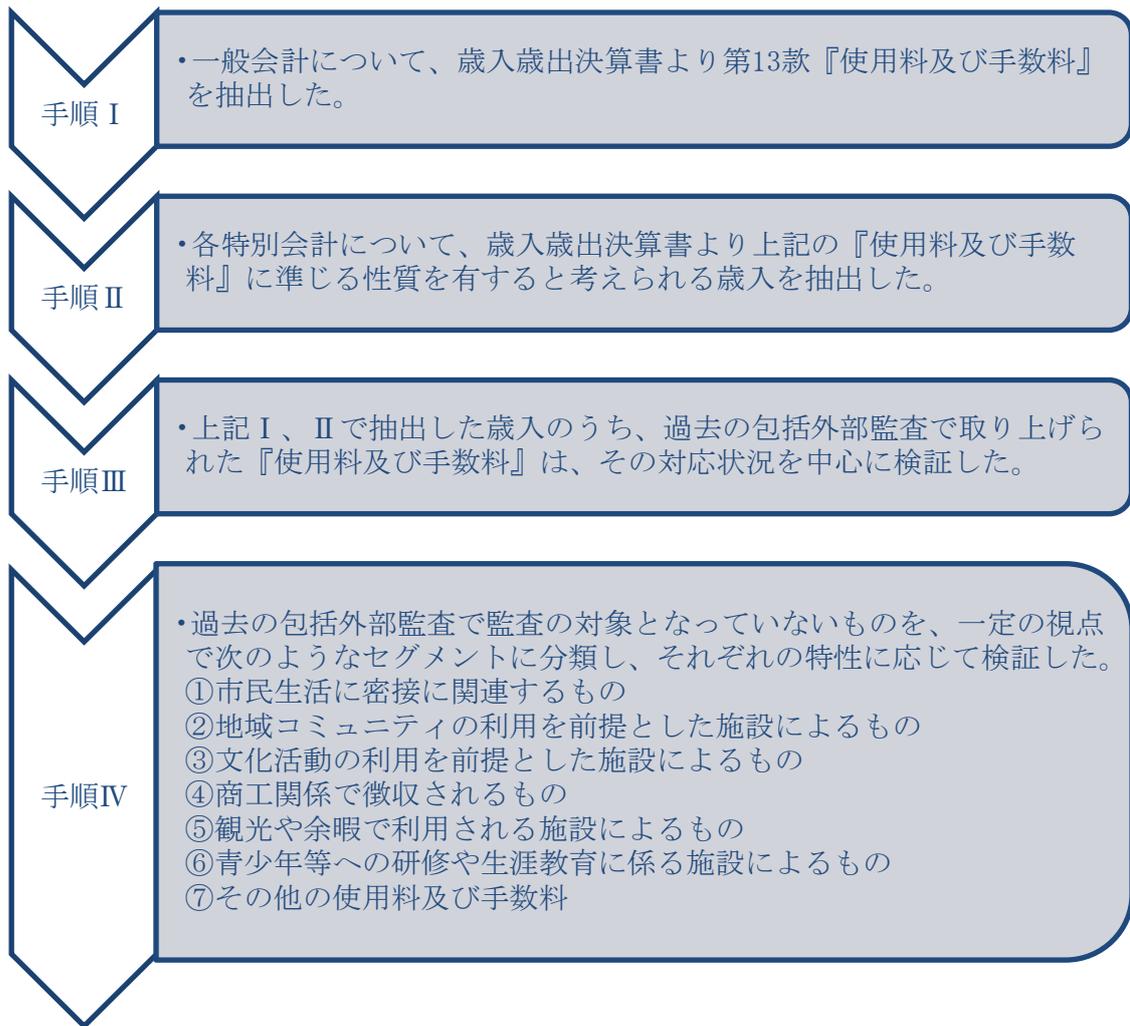
したがって、使用料及び手数料の滞納があった場合には、督促が行われるとともに、督促手数料及び延滞金が徴収される。

## 第3. 監査の結果及び意見

### 1. 監査の概要

#### 1) 監査対象の抽出フローについて

本監査は使用料及び手数料等の事務の執行を監査対象としており、具体的には次の手順に即して、監査対象を抽出している。



基本的に、施設利用者から徴収される使用料等は、市の歳入に計上される。

しかし、施設の維持管理等を指定管理者制度に基づいている場合は、徴収される使用料等が指定管理者に帰属する場合がある。このため、指定管理者制度の導入等によって、使用料等が市歳入に計上されないケースについても、監査の対象としている場合がある。

## 2) 監査の着眼点

使用料及び手数料の監査にあたっては、各施設や事業の歳入と歳出の全体像を踏まえた監査を心がけた。

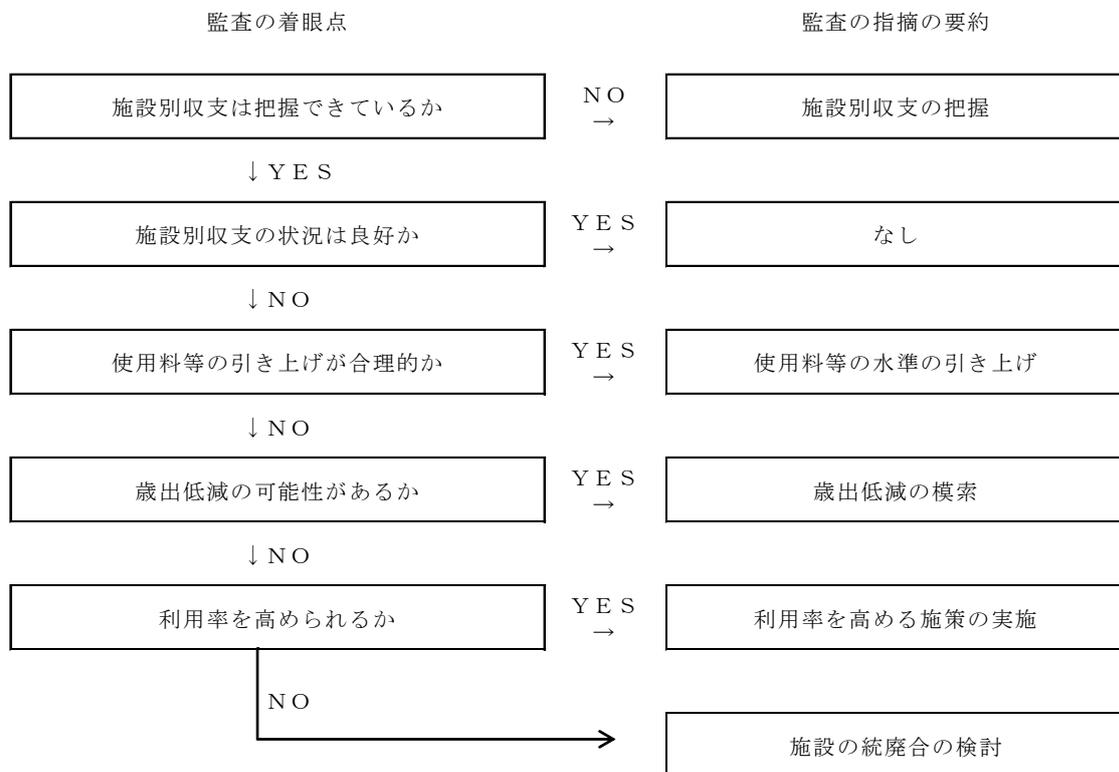
これは、現状の使用料等の設定が、次の2つの視点から一定の合理性を持つかを検証するためである。

- ・ 市民負担や受益者負担の公平性
- ・ 施設運営や事業遂行面での経済性

また、運動場等のスポーツ施設や公民館等に関する使用料は市民生活に密接に関連するものであり、徴収される使用料により施設の運営資金が賄われるものではなく、市民にどれだけ有効利用されているかが重要と考えた。

したがって、負担の公平性や、施設運営等の経済性に加えて施設の利用状況（稼働率）も踏まえた監査を心がけた。

なお、施設の利用状況を加味した監査の概要を簡易的に図示すると、次のとおりである。



## 2. 全市的な取組みが必要な事項について

### (1) 自動販売機の設置にあたり徴収する使用料

#### 1) 概要

自動販売機の設置については、市が自動販売機の設置者に敷地の使用許可を与え、使用面積に単価を乗じた使用料（以下、本項では「自動販売機の目的外使用料」とする。）を設置者から徴収している。

自動販売機の目的外使用料は、高知市財産条例第7条に基づき算出されており、基本的な算定式は次のとおりである。

行政財産	基本的な算定式
土地	$1 \text{ m}^2$ あたりの土地の価格×許可面積×4/100
建物	$1 \text{ m}^2$ あたりの建物の価格×許可面積×7/100×105/100

なお、上記算式に基づき算定された自動販売機の目的外使用料の一例は次のとおりであり、多くは1台あたり年間数百円から1万数千円程度となっている。

設置場所	中身商品	台数	自動販売機の目的外使用料(円)	減免の有無
本庁舎	飲料	4	8,776	有(50%減額)
第二庁舎	たばこ	1	796	有(50%減額)
福寿園	飲料	1	10,133	無
高知市文化プラザ	飲料	5	72,122	無

## 2) 監査の結果及び意見

### ①自動販売機の目的外使用料について（意見）

自動販売機の目的外使用料を徴収している事例が多数見受けられたが、これらを統括する所管課は存在せず、全体としての設置台数と自動販売機の目的外使用料の総額を把握することはできなかった。

現状の自動販売機の目的外使用料の算定と徴収は条例に則したものであり、合規性の点において何ら問題のない取扱いである。

しかし、自動販売機がもたらす経済的便益をその使用面積で測ることは、経済性の観点から合理性に欠けると考えられる。

この点、他の自治体での取組み状況を確認すると、大阪府では平成 19 年度に庁舎や府有施設の自動販売機の設置許可を公募制に変更しており、日本経済新聞（平成 20 年 3 月 25 日付）によると、1 台あたり 1 万円前後であった設置料が約 53 万円となり、総額で 3 億円近い増収効果があったとされている。

また、近畿の自治体では大阪府の事例を受けて、自動販売機の設置を公募制に変更する動きとなっており、日本経済新聞（平成 22 年 3 月 10 日付）によると 2 府 4 県と政令指定都市の取組み状況は以下のとおりとされている。

自治体	取組み内容
大阪府	平成 19 年に導入し、増収効果は年 4 億 2500 万円（平成 20 年度末）。
京都府	平成 22 年 4 月に導入予定。（*）
兵庫県	平成 21 年に導入し、増収効果は年 1 億 8000 万円。
滋賀県	平成 22 年 4 月に導入予定。（*）
奈良県	検討中（*）
和歌山県	検討中（*）
大阪市	平成 19 年に導入。
京都市	平成 20 年度に導入。
神戸市	検討中（*）
堺市	平成 20 年に導入し、増収効果は年 1700 万円。

（\*）各自治体のホームページで確認したところ、平成 25 年度時点において、京都府、滋賀県、和歌山県、神戸市が自動販売機の設置の一部を公募制に変更していた。

現状の自動販売機の目的外使用料の算定と徴収は条例に則したものであるが、こうした方針を転換し、市が使用許可を与えるすべての自動販売機について競争入札を実施することが必要と考える。

なお、こうした取組みには、一定の準備期間を要すると考えられるが、次に示す「②自動販売機の目的外使用料の個別事例 1 について」と「③自動販売機の目的外使用料の個別事例 2 について」は、早急に競争入札を実施すべきである。

## ②自動販売機の目的外使用料の個別事例1について（意見）

高知市文化プラザ（愛称：かるぼーと）では、計5台の自動販売機が設置されており、平成24年度で72千円の自動販売機の目的外使用料が計上されていた。

（単位：円）

内容	金額	備考
自販機①	16,705	施設の入口付近に設置されており、施設の利用者の購入が多いと推測される。
自販機②	12,529	
自販機③	15,099	
自販機④	13,654	施設内部（職員休憩室等）に設置されており、施設管理を担う指定管理者の職員等の購入が多いと推測される。
自販機⑤	14,135	
合計	72,122	

（\*）「5. 文化活動の利用を前提とした施設の使用料等について （1）文化プラザ使用料」参照。

これらの目的外使用料も、「高知市財産条例」に基づき使用許可面積に応じた使用料を徴収しており、条例に則したものであった。

しかし、文化ホールや中央公民館を擁する当該施設は、一般市民の利用が多いと考えられ、施設周辺にコンビニエンスストアが開業しているものの、自動販売機の売上は一定程度の水準になると思われる。

こうした中で、施設の入口付近に設置される3台の自動販売機が年間1万円程度の歳入しかもたらさないのは、経済合理性を欠く対応と言う他ない。

当該施設を含む一定の集客効果がある施設については、早急に競争入札等の市場原理を導入すべきである。

なお、かるぼーとに加え、先行した取組みが必要となるのは、高知市総合運動場及び東部総合運動場（\*1）、わんぱくこうち（\*2）等の一般市民の利用度が高いと考えられる施設に設置される自動販売機である。

（\*1）「3. 市民生活に密接に関連する使用料等について （1）高知市総合運動場及び東部総合運動場に係る使用料」参照。

（\*2）「7. 観光や余暇で利用される施設の使用料等について （1）わんぱくこうち使用料」参照。

### ③自動販売機の目的外使用料の個別事例2について（意見）

市は、高知市職員厚生会（以下、本項では「厚生会」という。）に対して、次のとおり自動販売機の目的外使用の許可を与え、厚生会から自動販売機の目的外使用料（50%の減免適用後）を徴収していた。

50%の減免を含め、現状の取扱いは条例に則したものであり、合規性の観点から問題となるものではない。

（単位：円）

所管部署	場所	面積 (㎡)	減免率	台数	金額
総務課	本庁舎地下	3.2	50%	4	8,776
	駐輪場横	1.56	50%	2	5,792
	第2庁舎1階	0.21	50%	1	796
	たかじょう庁舎1階	1.2	50%	1	8,954
	たかじょう庁舎6階	0.48	50%	1	3,582
人事課	南別館7階	1.84	50%	2	4,789
環境業務課	グリーンセンター1・2階	2.52	50%	4	6,206
東部環境センター	1階玄関ホール	0.83	50%	1	2,431
清掃工場	洗車棟屋内	0.87	50%	1	4,106
	洗車棟屋外	1.41	50%	2	
下水道保全課	海老の丸ポンプ場	1.64	50%	2	6,177
下水処理場管理課	下知下水処理場	1.31	50%	2	4,792
誠和園	誠和園1階	1.471	50%	2	1,560
春野地域振興課	春野庁舎1階	1.61	50%	2	791
消防局	10箇所	8.15	50%	11	32,396
水道局	本庁4階	3.58	50%	5	12,257
	旭浄水場敷地内	0.58	50%	1	728
合計				44	104,133

厚生会は市に104千円の使用料を支払い、この場所に自動販売機設置業者を誘致することで、自動販売機設置業者から自動販売機の売上マージンとして3,406千円の収入があり、必要経費（上記使用料104千円及び電気・水道料1,488千円）を差し引いても1,814千円の収益を得ていた。

市職員への福利厚生の一環として、厚生会への便宜を図ることもあると思われるが、一度設置すれば多くの労力を要せずに売上を獲得し続ける自動販売機の設置に関して、使用料の減免を受けた上で、年間で1台当たり平均40千円の収入を与えるのは社会通念を超えると考えられる。

前述の市全体としての取組みに先行して、早急に競争入札を実施すべきである。

## (2) 使用料や稼働率等からみた地域コミュニティ施設のあり方

### 1) 概要

市内には、公民館やふれあいセンター等、地域コミュニティの利用を前提とした施設が多数設置されており、その概況は次のとおりである。

なお、詳細は「4. 地域コミュニティの利用を前提とした施設の使用料等について」に記載している。

施設名	施設数
公民館（*1）	9
ふれあいセンター	14
地域コミュニティセンター（*2）	2
市民会館	13
健康福祉センター	6
中山間地域構造改善センター	1

（\*1）本館 9 施設に加え分館が 16 施設ある。

（\*2）ひとつは平成 25 年 4 月 1 日開設である。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①地域コミュニティ施設のあり方について（意見）

地域コミュニティの利用を前提とした各種の施設については、その歳入は僅少なものであるものの、施設の維持管理のために平成 24 年度において 288 百万円が支出されていた。

こうした地域コミュニティに利用される施設は、施設管理のための歳出の全額を利用料収入で賄うことを前提とするものではないため、各施設の稼働率（利用状況）を見据えた歳出の圧縮が重要と考えた。

（単位：百万円）

施設名称	歳出額	「4. 地域コミュニティの利用を前提とした施設の使用料等について」における記載箇所
公民館（中央公民館除く）	52	(1) 中央公民館使用料等
ふれあいセンター	116	(2) ふれあいセンター使用料
市民会館	115	(3) 市民会館使用料
中山間地域構造改善センター	3	(5) 中山間地域構造改善センター使用料
計	288	

こうしたことを踏まえた上で、監査を実施したところ（施設の視察を含む）、次のような事項が見受けられた。

- (ア) ふれあいセンターや一部の市民会館では非常勤のセンター長・館長が配置されており、当該センター長・館長に約 19 万円（月額）の報酬が支払われている。
- (イ) 市民会館等の施設は、その所在地が近接して設置されている場合がある。
- (ウ) 昭和 40 年代から 50 年代に建築された施設は、経過年数に応じた老朽化が見受けられ、何らかの老朽化対策の必要性は高い。
- (エ) 各公民館、ふれあいセンター、市民会館、中山間地域構造改善センターにおいて、稼働率（利用率）が低い施設がある。
- (オ) 一部のふれあいセンターでは、市の他施設との複合施設化が図られ、建物全体としての利用度が高いケースがある。

地域コミュニティの利用を前提とした施設は、地域住民の利便性に配慮し、多数の施設が設置される事が望ましいとも考えられる。

しかし、市の財政を考慮した場合には、稼働率が著しく低い施設に対して漫然とその維持管理費（老朽化対策費を含む）を支出し続けることはあってはならないと考えた。

現在、地域コミュニティ関連の施設に毎年 3 億円近い支出がなされているが、各種施設を統合した複合施設化の設置を見据え、近隣に設置される施設間での統廃合を実施し、総合的な管理コストの削減を図ることが望まれる。

### (3) 指定管理者の選定

#### 1) 監査の結果及び意見

##### ①施設利用者から使用料を徴収する場合の指定管理者の選定（意見）

使用料の監査にあたり、施設利用者から使用料を徴収する場合の指定管理者の選定方法等についても、その状況を検証した。

指定管理者制度では、指定管理者が徴収する使用料が、

- ①直接市の歳入になるケースと、
- ②市が支出する指定管理料の精算額とされ市の歳出を削減するケースの二通りがある。

いずれの場合であっても、指定管理者を公募することにより、一定の経済的効果を享受できると考えられるが、次のように、指定管理者の選定は指名とされ公募とされていない事例が見受けられた。

公の施設	本報告書での記載箇所	指名の理由
高知市総合運動場 東部総合運動場 針木運動公園 城ノ平運動公園 土佐山運動広場	3. 市民生活に密接に関連する使用料等について (3) 高知市総合運動場等の指定管理者制度	プロスポーツキャンプの誘致に強みをもつことや競輪事業主催者との連携にノウハウがあるため
鏡文化ステーションRIO	4. 地域コミュニティを前提とした施設の使用料等について (4) 鏡文化ステーションRIO使用料	地域組織であり地元及び地元組織と連携を取りながら社会教育及び地域振興を行える組織であるため
わんぱくこうち	7. 観光や余暇で利用される施設の使用料等について (1) わんぱくこうち使用料	開園以来、わんぱくこうちの管理運営を都市整備公社が行ってきた実績や今後よりよい管理運営を期待できるため
桂浜公園駐車場	7. 観光や余暇で利用される施設の使用料等について (3) 桂浜公園駐車場使用料	桂浜公園の管理運営と一体として行うことが必要であり、都市整備公社が桂浜公園の管理委託を受けているため

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としており、市が平成17年3月に策定した「指定管理者制度対応方針」によれば、指定管理者は「原則として公募とする」とされている。

過去の実績等を理由に指名による指定管理者の選定を行うことは、新規の事業者が参入する余地を無くすものであり、「原則として公募する」としている市の方針に反している。

指定管理者を市の掲げる原則に従い、広く公募すべきである。

## (4) 歳出の区分把握

### 1) 監査の結果及び意見

#### ①個別施設に係る歳出の区分把握（意見）

特定の施設に係る歳出の状況を把握できておらず、当該施設の運営、維持管理にどれ程の費用がかかっているのかが、容易に把握できない事例が見受けられた。

各施設を運営するにあたり、施設単位でのコスト情報がない場合には、効率的な施設運営が図られているかの検証が十分に実施できない。

歳入歳出決算としての把握は要しないまでも、各所管課の管理資料としては施設別の歳出を把握すべきであるとする。

本報告書での記載箇所	
4. 地域コミュニティの利用を前提とした施設の使用料等について	(1) 中央公民館使用料等
	(2) ふれあいセンター使用料
	(3) 市民会館使用料
5. 文化活動の利用を前提とした施設の使用料等について	(1) 文化プラザ使用料
	(3) 三里文化会館使用料
	(4) 筆山文化会館使用料及びユース・ホテル使用料
8. 青少年等への研修や生涯教育に係る施設の使用料等について	(2) 自由民権記念館使用料

## (5) 過去の包括外部監査に対する対応

### 1) 概要

次の使用料及び手数料は、過去の包括外部監査の対象となっているものの、本監査では再度指摘すべき事項を述べている。

使用料及び手数料	監査実施年度	テーマ
市場使用料等 (中央卸売市場事業特別会計)	平成 17 年度	高知市中央卸売市場事業特別会計に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理運営について (以下、「中央卸売市場事業」という。)
下水道使用料及び団地下水道使用料 (下水道事業特別会計)	平成 18 年度	高知市の下水道事業に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理運営について (以下、「下水道事業」という。)
住宅使用料等	平成 20 年度	市営住宅の財務に関する事務の執行について (以下、「市営住宅」という。)

各使用料等に係る意見については、個別の監査の結果及び意見に記載しているが、全市的な対応が必要と考える事項があったため、これらについて本項で述べている。

### 2) 監査の結果及び意見

#### ①措置を講ずるに至っていない事項の公表について（意見）

市では、包括外部監査における結果及び意見について、措置を講じたときはその旨を監査委員へ通知するとともに、監査委員は当該通知に係る事項を公表している。しかし、措置を講ずるに至っていない事項（処理状況）については、適時に十分な情報公開が行われているとは認め難い状況である。

#### 【包括外部監査の結果及び意見に対する対応状況】

監査テーマ及び実施年度	項目	対応状況	備考
市営住宅 (平成 20 年度)	不透明な入居承認の手續きについて	今後は厳正に対処していくとしているが、処理状況の公表は行われていない。	3.(10)住宅使用料等参照
市営住宅 (平成 20 年度)	路線価の選定に際しての恣意性について	特段対応は予定されておらず、処理状況の公表は行われていない。	3.(10)住宅使用料等参照
市営住宅 (平成 20 年度)	分納誓約による延滞金減免の取扱について	特段対応は予定されておらず、処理状況の公表は行われていない。	3.(10)住宅使用料等参照
市営住宅 (平成 20 年度)	敷地の目的外使用による駐車場について	特段対応は予定されておらず、処理状況の公表は行われていない。	3.(10)住宅使用料等参照

実務上対応に時間を要するものや対応が難しい場合においても、その進捗状況を公表することや対応が困難な理由を公表することなどにより情報公開の充実を図ることが望まれる。

## ②処理状況の進捗管理について（意見）

過去の包括外部監査の結果及び意見に対する各所管課の対応（処理状況）については、行政改革推進課が取りまとめを行っている。

行政改革推進課は、各所管課の処理状況を取りまとめているが、事務的な集計のみであり、それぞれの指摘に対して有効な改善が行われているか等のチェックまでは実施していない。

### 【包括外部監査の結果及び意見に対する処理状況の報告及び現在の状況】

監査テーマ及び実施年度	指摘の要約	行政改革推進課への報告	現在の状況	備考
下水道事業 (平成 18 年度)	滞納者の所在調査、資産調査の実施を十分に行う必要がある。	委託先と協議を行いながら滞納額の減少に努める。	資産調査等は実施されていない。	3.(8)下水道使用料及び団地下水道使用料 参照
市営住宅 (平成 20 年度)	滞納となっている住宅使用料について、不透明な手続により整理すべきではない。	今後は厳正に対応していく。	指摘の事案について、平成 25 年度に減額調定の手続を開始した。	3.(10)住宅使用料等 参照
市営住宅 (平成 20 年度)	早急に本来の家賃計算手続にしたがった家賃に改訂すべきである。	平成 22 年度以降基準の再検討を行う。	家賃の改訂や基準の再検討は行われていない。	3.(10)住宅使用料等 参照
市営住宅 (平成 20 年度)	市営住宅の敷地を駐車場として使用させる場合は、目的外使用許可を与える必要がある。	平成 22 年度以降、実態調査を行いその取り扱いを決定する。	実態調査は行われていない。	3.(10)住宅使用料等 参照
中央卸売市場事業 (平成 17 年度)	滞納者に対し早期に注意を喚起する対策が望まれる。	定期的な督促等を実施していく。	定期的な督促等は実施されていない。	6.(2)市場使用料等 参照

包括外部監査の目的を達成するためには報告書の指摘や提言内容を行政の改善に活かすことが重要であり、このためには各所管課の対応状況を全市的にモニタリングする仕組みを構築することが必要である。

### 3. 市民生活に密接に関連する使用料等について

#### (1) 高知市総合運動場及び東部総合運動場に係る使用料

##### 1) 概要

##### ①全般

市では、スポーツ振興課が各種スポーツ施設を所管し、利用者から条例の定めにより使用料を徴収している。

市の有する主要なスポーツ施設には、公益財団法人高知市スポーツ振興事業団（以下、スポーツ振興事業団と言う。）が指定管理者として管理運営を行っている高知市総合運動場と東部総合運動場がある。これらのスポーツ施設の使用料は、次のそれぞれの条例により定められている。

施設	徴収する使用料	使用料を定めた条例
高知市総合運動場	運動場使用料	高知市運動場条例
	陸上競技場使用料	
東部総合運動場	東部総合運動場使用料	高知市東部総合運動場管理条例

当該使用料収入は市の歳入に計上され、指定管理料は定められた範囲内で業務に要した費用の実績に応じて精算される。主な使用料は次のとおりである。

##### 【高知市総合運動場使用料】

種別		区分	職業団（円）	高校生以下（円）	その他（円）	
野球場	球場	1日	72,900	7,250	14,580	
		1時間	12,150	1,450	2,430	
陸上競技場	トラック・フィールド	1日		14,580	29,160	
		1時間		2,430	4,860	
	陸上競技大会	1日		21,840	36,420	
		1時間		3,640	6,070	
総合体育館	主競技場	1日		7,260	14,580	
		1時間		1,210	2,430	
	プール	冷水期間	1日		12,120	18,180
			個人1回		(*)120	180
		温水期間	1日		24,280	36,420
			個人1回		(*)240	360

(\*) 小学生以下は半額

【東部総合運動場使用料】

種別			区分	職業団 (円)	高校生以下 (円)	その他 (円)
野球場			午前 8 時から 正午まで	36,450	3,620	7,290
			午後 1 時から 午後 5 時まで	36,450	3,620	7,290
			時間利用 1 時間につき	12,150	1,450	2,430
屋内競 技場	体育館	競技大会 利用	1 日		21,120	42,300
			1 時間		3,520	7,050
		一般利用	1 日	175,020	17,460	34,980
			1 時間	29,170	2,910	5,830
	25M プール	冷水期間	個人 1 回		210	320
		温水期間	個人 1 回		320	480

②歳入及び歳出の状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの歳入と歳出の状況をスポーツ施設ごとに示すと、次のとおりである。なお、歳出はそれぞれ総合運動場費、東部総合運動場費として計上されているものを集計しており、総合運動場費には公益財団法人スポーツ振興事業団運営費補助金のような共通費用も一部含まれている。

【高知市総合運動場】

(単位：千円)

区分	名称	H22	H23	H24
歳入	運動場使用料	62,816	57,027	66,855
	陸上競技場使用料	74,087	75,388	63,112
計 (A)		136,903	132,415	129,968
歳出	給料	12,987	12,218	11,021
	委託料	310,285	300,170	307,816
	工事請負費	2,467	-	62,254
	負担金補助及び交付金(*)	28,765	28,902	25,916
	その他	8,412	5,604	6,659
計 (B)		362,917	346,896	413,668
差引き (A-B)		△226,014	△214,481	△283,700

(\*) 市はスポーツ振興事業団に対し、運営費補助金を支出し総合運動場費として計上している。

【東部総合運動場】

(単位：千円)

区分	名称	H22	H23	H24
歳入	東部総合運動場使用料	41,851	41,704	43,182
計 (A)		41,851	41,704	43,182
歳出	委託料	198,570	195,915	203,185
	工事請負費	1,942	-	36,178
	その他	252	329	350
計 (B)		200,764	196,244	239,714
差引き (A-B)		△158,913	△154,540	△196,531

## 2) 監査の結果及び意見

### ①収入未済への対応について（結果）

高知市総合運動場の陸上競技場使用料には、6,026千円の収入未済が発生している。当該収入未済の内容は平成13年度～平成18年度の陸上競技場内の食堂施設の使用料であり、発生の経緯は次のとおりである。

#### 【経緯】

年度	状況	滞納累積額
平成11年度	平成11年10月に食堂施設の使用を許可。同時に使用料の滞納が始まる。	811千円
平成12年度	食堂施設の使用を許可。平成11年10月～平成12年3月分の使用料の督促を実施。平成11年度、平成12年度分の納付がある。	-千円
平成13年度	食堂施設の使用を許可。同年分の使用料を滞納。	1,542千円
平成14年度	食堂施設の使用を許可。同年分の使用料を滞納。	3,016千円
平成15年度	食堂施設の使用を許可。同年分の使用料を滞納。平成13～14年度分の使用料の督促を実施。	4,525千円
平成16年度	食堂施設の使用を許可。平成13～15年度分の使用料の督促を実施。平成16年度分に加え過年度分の一部（120千円）の納付がある。	4,405千円
平成17年度	食堂施設の使用を許可。同年分の使用料を滞納。	5,689千円
平成18年度	食堂施設の使用を許可。過年度分を含め一部納付はあるものの同年分の施設使用料を滞納。平成13～15年度、平成17年度分の使用料の督促を実施。9月に平成13～15年度、平成17年度分の使用料の催告を実施。催告時の納期限にも納入が無く、10月に施設の利用停止を通知。	6,026千円 (*1)
平成19年度以降	4月に施設明渡請求書を送付するも不法占有の状態が続いたため、7月に調停の申し立てを行う。その後、裁判を経て平成22年10月に建物明け渡し強制執行が行われている。また、平成25年5月に現住地を確認しているが、滞納額の納付には至っていない。	9,714千円 (*2)

(\*1) 裁判による調停額変更後の金額を記載している。

(\*2) 平成19年度から平成22年度の施設の明け渡しまでは施設使用料相当損害金として使用料相当額を算定している。滞納累積額には当該金額3,715千円を含めて記載している。

上記の経緯から当該食堂施設は平成13年度以降使用料の滞納があるまま施設の使用が許可され続けていたことになる。不定期に督促は実施されているものの、平成18年9月の催告の実施及びこれに伴う利用停止の通知を行うまでの5年以上もの間、催告や資産の調査、差押え等の督促以外の対応は行われていなかった。

滞納者に対し、督促を行うのみで長期間その他の対応を行わず、使用許可を出し続けた結果、6百万円以上もの収入未済が発生している。これは滞納を黙認していたことと同じであり、使用許可を出し続けていた当時の対応は厳しく批判されるべきである。

今後、同様の事態が発生しないよう、滞納者への使用許可は慎重に行い、滞納発生時の督促、催告、差押え等の対応を徹底すべきである。なお、当該収入未済については、債務者の収入状況から回収は困難と予想されるが、今後債権管理をしながら、収入状況に変化があった場合は差押え等の回収行為を進めるべきである。

## ②歳出削減に向けた取り組みについて（意見）

平成22年度から平成24年度までの3年間で高知市総合運動場と東部総合運動場の2つのスポーツ施設合計1,760百万円の支出があり、使用料を差し引いても合計1,234百万円、単年度平均411百万円の歳出超過となっている。

この両施設に係る主な歳出は委託料（主に指定管理料）であり、指定管理者の指定管理料収入の使途は設備機器の保守管理やプールの監視業務等の委託費や光熱水費、人件費等である。これらは今後も同様の運営を続ける限り不可避免的に発生するものであり、大幅に減少させることは困難であると考えられる。

スポーツ施設の使用料は、県や他市の類似施設の例や原価計算の結果をもとに決定しており、市内に高知県が大型のスポーツ施設として春野総合運動公園を設置していることからこれを大きく上回る料金設定は非現実的と考えられる。また、使用料の値上げは利用者の減少につながり値上げが歳入の増加に寄与するかは不透明である。

主要施設の平成24年度の利用状況は次のとおりである。

施設	利用者数	稼働率
高知市総合運動場		
野球場	26,828人	45.4%
総合体育館（主競技場）	71,546人	76.4%
東部総合運動場		
野球場	18,658人	40.3%
屋内競技場（体育館）	29,948人	54.2%

上記のように両施設は一定程度の利用がある状況となっている。平日昼間の利用者が少ない時間帯があることも勘案すると、現状の稼働率を大きく向上させ使用料収入の大幅な増加を期待することも難しい状況である。

以上から現状の運営のまま経費の削減や値上げによる受益者負担の徹底等により歳出超過を大きく減少させることは困難と考えられる。今後も継続して400百万円程度の市民負担が発生していく状況を改善するため、「2.全市的に改善を求める事項（3）施設利用者から使用料を徴収する場合の指定管理者の選定」に記載の指定管理者の公募や休場日の拡大等抜本的な歳出削減策を検討するべきである。

<現場写真：高知市総合運動場>

【野球場】



【陸上競技場】



【総合体育館（外観）】



【補助グラウンド】



<現場写真：東部総合運動場>

【野球場】



【体育センター】



【屋内競技場（外観）】



【屋内競技場】



## (2) その他のスポーツ施設に係る使用料

### 1) 概要

#### ①全般

市では、指定管理者を選定し管理運営を行っているスポーツ施設以外に春野スポーツ施設と西川複合集会所という2つの施設を有している。

施設	徴収する使用料	使用料を定めた条例
春野スポーツ施設	春野スポーツ施設使用料	高知市春野スポーツ施設条例
西川複合集会所	西川複合集会所使用料	高知市土佐山西川複合集会所条例

この両施設については、直営で管理運営が行われており、下記のとおり使用料が定められている。

#### 【春野スポーツ施設使用料】

種別	区分	高校生以下	その他
グラウンド	1時間	520円	
プール(団体)	1日	10,500円	15,750円
	1時間	1,780円	2,620円
プール(個人)	1回	100円	150円

#### 【西川複合集会所使用料】

	午前	午後	時間利用 (1時間につき)
	午前8時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	
集会所	480円	480円	120円

### ②歳入及び歳出の状況

平成22年度から平成24年度までの歳入と歳出の状況をスポーツ施設ごとに示すと、次のとおりである。

#### 【春野スポーツ施設】

(単位：千円)

区分	名称	H22	H23	H24
歳入	春野スポーツ施設使用料(*)	2	0	29
計(A)		2	0	29
歳出	報償費	800	640	664
	需用費	1,268	807	600
	役務費	68	96	91
	委託料	83	83	74
	使用料及び賃借料	-	-	34
計(B)		2,220	1,627	1,465
差引き(A-B)		△2,218	△1,626	△1,435

(\*) 春野スポーツ施設では現在春野町住民から使用料は徴収していないため、行政財産の目的外使用料のみが徴収されている。

## 【西川複合集会所】

(単位：千円)

区分	名称	H22	H23	H24
歳入	西川複合集会所使用料	0	3	-
	計 (A)	0	3	-
歳出	需用費	10	20	5
	委託料	47	46	45
	負担金補助及び交付金	3	83	28
	計 (B)	60	150	79
	差引き (A-B)	△60	△146	△79

## 2) 監査の結果及び意見

## ①春野スポーツ施設の使用料の徴収について (結果)

春野スポーツ施設は条例により既述の使用料の徴収が定められている。しかし、春野町住民については、使用料を徴収していない。この理由は、合併前は町民が無料で利用できていた施設であり、その取り扱いを踏襲しているためである。一方、高知市春野スポーツ施設条例にはそのような取り扱いを定めた規定や経過措置はなく、合併協議会の中で議論があったとのことであるが、通達等も出されていない状況である。また、ある程度の期間この取り扱いを続ける旨を聴取したが、どの時点より徴収するのか等の具体的な事は決まっていない。

明確な定めのない中でこのような取扱いを行うことは不適切であり、今後の施設の方向性を踏まえ、適正な処理を行うべきである。

## ②西川複合集会所に関する委託契約の見直しについて (意見)

西川複合集会所は、利用が非常に少ないスポーツ施設であり、平成24年度の使用料収入はゼロである。一方、当該施設の鍵の管理、保管は土佐山庁舎での管理に加え個人にも委託しており、年間36千円の委託料が支払われている。鍵の管理を委託する理由は西川複合集会所と土佐山庁舎の距離が遠いため、利用者の利便性を考慮したとのことであるが、利用もほとんどない中で当該委託契約の必要性はないと考えられる。

このような委託契約は締結せず市職員が鍵の管理を行うべきである。

### (3) 高知市総合運動場等の指定管理者制度

#### 1) 概要

##### ①全般

スポーツ振興事業団は、既述の高知市総合運動場、東部総合運動場に下記の3施設（針木運動公園、城ノ平運動公園、土佐山運動広場）を加えた5つのスポーツ施設を指定管理者として管理運営している。これらのスポーツ施設の使用料は、次のそれぞれの条例により定められている。

施設	徴収する使用料	使用料を定めた条例
針木運動公園	針木運動公園使用料	高知市針木運動公園条例
城ノ平運動公園	城ノ平運動公園使用料	高知市城ノ平運動公園条例
土佐山運動広場	土佐山運動広場使用料	高知市土佐山運動広場条例

当該使用料収入は市の歳入に計上され、指定管理料は定められた範囲内で業務に要した費用の実績に応じて精算される。主な使用料は次のとおりである。

##### 【針木運動公園使用料】

		午前	午後	時間利用 (1時間につき)
		午前8時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	
グラウンド (1面につき)	高校生以下	970円	970円	360円
	その他	1,450円	1,450円	480円
テニスコート (1面につき)	高校生以下	720円	720円	240円
	その他	1,090円	1,090円	360円

##### 【城ノ平運動公園使用料】

種別	区分	高校生以下	その他
専用球場	1日	4,600円	8,280円
	1時間	920円	1,380円
多目的広場	1日	2,300円	4,140円
	1時間	460円	690円

##### 【土佐山運動広場使用料】

	午前	午後	時間利用 (1時間につき)
	午前8時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	
ソフトボール球場 (1面につき)	1,080円	1,080円	360円

## ②歳入及び歳出の状況

平成22年度から平成24年度までの歳入と歳出の状況をスポーツ施設ごとに示すと、次のとおりである。

### 【針木運動公園】

(単位：千円)

区分	名称	H22	H23	H24
歳入	針木運動公園使用料	2,144	1,952	2,066
	計 (A)	2,144	1,952	2,066
歳出	委託料	3,379	3,255	2,964
	計 (B)	3,379	3,255	2,964
	差引き (A-B)	△1,234	△1,303	△897

### 【城ノ平運動公園】

(単位：千円)

区分	名称	H22	H23	H24
歳入	城ノ平運動公園使用料	2,362	2,207	1,859
	計 (A)	2,362	2,207	1,859
歳出	委託料	4,418	4,555	4,647
	その他	163	-	-
	計 (B)	4,581	4,555	4,647
	差引き (A-B)	△2,219	△2,348	△2,788

### 【土佐山運動広場】

(単位：千円)

区分	名称	H22	H23	H24
歳入	土佐山運動広場使用料	625	441	304
	計 (A)	625	441	304
歳出	委託料	1,190	3,671	1,016
	その他	986	-	-
	計 (B)	2,176	3,671	1,016
	差引き (A-B)	△1,550	△3,229	△712

### ③スポーツ振興事業団の概要

スポーツ振興事業団は、市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツ活動に親しむことができるよう各種スポーツ事業を実施するとともに、快適で安全なスポーツ施設の提供を行い、健康で文化的な市民生活の実現に寄与することを目的として設立された法人であり、既述の市の有する5つのスポーツ施設について、指定管理者として管理運営を行っている。

その収入は、主に市から受け取る指定管理料及び運営費補助金である。過去3年の収支の状況は次のとおりであり、スポーツ振興事業団の収支差額は常にゼロとなっている。

(単位：千円)

区分	名称	H22	H23	H24
収入	基本財産運用収入	50	20	14
	補助金収入	28,765	28,902	25,916
	指定管理料収入	506,012	503,427	506,187
	諸収入	1,789	1,756	2,357
計 (A)		536,617	534,106	534,475
支出	人件費	86,585	82,525	101,436
	物件費	450,032	451,580	433,039
	計 (B)	536,617	534,106	534,475
差引き (A-B)		-	-	-

## 2) 監査の結果及び意見

### ①指定管理者の公募について (意見)

既述のように高知市総合運動場、東部総合運動場、針木運動公園、城ノ平運動公園、土佐山運動広場の5つのスポーツ施設はスポーツ振興事業団が指定管理者に選定されている。この指定管理者の選定は、プロスポーツキャンプの誘致に強みをもつことや競輪事業主催者との連携にノウハウがあることを理由に指名により行われている。

スポーツ振興事業団の受け取る指定管理料は実費精算となっており、運営経費は補助されることから、「③スポーツ振興事業団の概要」に記載のとおり、収支は常に差額ゼロとなっている。このような指定管理者に費用を抑える又は収入を増加させるインセンティブが働かない仕組みが市の財政負担を大きくしている一因と考えられる。

「2. 全市的に改善を求める事項 (3) 施設利用者から使用料を徴収する場合の指定管理者の選定」に記載のとおり、指定管理者の公募を実施すべきである。

#### (4) 駐車場使用料（駐車場事業特別会計）

##### 1) 概要

##### ①全般

「高知市駐車場条例」に基づき徴収している使用料である。

市駐車場の管理について、指定管理者に委任しており、指定管理者が受け取った駐車場使用料は、毎月15日と月末で締められ納付書発行後20日以内に市に入金されている。指定管理者は株式会社高知市中心街再開発協議会であり、公募により選定されている。

市駐車場の概要は、次のとおりである。

(平成25年4月1日現在)

駐車場名	中島町	中央公園地下	県庁前通り地下	鏡小浜堂メン
所在地	本町1丁目6-8 本町2丁目4-7 本町2丁目5-7	帯屋町1丁目 11-27	本町5丁目 28-1	鏡小浜128番地1
開設	昭和40年11月	平成元年3月	平成4年6月	平成17年1月
方式	路外平面自走式	地下二層自走式	地下一層機械式	路外平面自走式
面積	1,232 m <sup>2</sup>	11,092 m <sup>2</sup>	3,964 m <sup>2</sup>	81 m <sup>2</sup>
収容台数	69台	325台	222台	5台
営業時間	24時間	8:00~22:00	8:00~22:00	24時間
時間制	—	最初の1時間まで 300円 1時間を超え30分ごとに 150円 21:30~8:30 1,000円	最初の1時間まで 300円 1時間を超え30分ごとに 100円 21:30~8:30 1,000円	—
月ぎめ	15,750円	—	—	3,000円
定期	—	全日 15,000円	全日 15,000円 夜間専用契約駐車券 (18:00~9:00) 回数券 9,000円	—
建設費用	1,957千円	2,050,000千円	2,340,000千円	—
人員	—	5名	9名	—
駐車場名	鏡小浜ニカキヤマ	高知駅北口	南御座	
所在地	鏡小浜21番地4	栄田町1番地17	南御座817番地	
開設	平成17年1月	平成20年7月	平成23年4月	
方式	路外平面自走式	路外平面自走式	路外平面自走式	
面積	144 m <sup>2</sup>	520 m <sup>2</sup>	2,085 m <sup>2</sup>	
収容台数	4台	18台	54台	
営業時間	24時間	24時間	24時間	
時間制	—	30分ごとに 100円	—	
月ぎめ	4,000円	—	5,000円	
定期	—	—	—	
建設費用	—	48,243千円	—	
人員	—	—	—	

## ②歳入及び歳出の状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの高知市駐車場事業特別会計の収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	駐車場使用料	260,443	259,392	244,947
	諸収入	2,433	2,501	2,428
	普通財産貸付収入	2,508	2,508	1,260
	一般会計繰入金	5,042	1,962	287
計 (A)		270,426	266,363	248,922
歳出	駐車場運営管理費	110,811	112,933	111,801
	委託費	105,000	105,000	105,000
	需用費	197	149	132
	消費税	5,614	7,784	6,669
	施設整備費	6,762	13,230	12,894
	公債費	115,658	69,833	10,704
	元金	110,616	67,871	10,417
	利子	5,042	1,962	287
	小計 (B)	233,231	195,996	135,399
	単年度収支差額 (A-B)	37,195	70,367	113,523
	繰上充用金 (C、*)	1,136,881	1,099,686	1,029,319
計 (D=B+C)	1,370,112	1,295,682	1,164,718	
差引き (A-D)	△1,099,686	△1,029,319	△915,796	

(\*) 決算上の赤字に対する措置。地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定による会計年度独立の原則の例外の一つ。会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足を生じるときは、翌年度の歳入を繰上げてこれに充用することができる。

### ③駐車場別収支の状況

平成24年度の駐車場別収支の状況は次のとおりである。なお、鏡小浜堂メン駐車場、鏡小浜ニカキヤマ駐車場、高知駅北口駐車場及び南御座駐車場はその他に含めている。

(単位：千円)

区分	内容	中島町	中央公園地下	県庁前通り地下	その他	計
歳入	駐車場使用料	12,411	151,630	71,946	8,960	244,947
	諸収入	2,117	38	141	132	2,428
	普通財産貸付収入	—	—	—	1,260	1,260
	一般会計繰入金	—	—	287	—	287
計 (A)		14,528	151,668	72,374	10,352	248,922
歳出	駐車場運営管理費	1,262	45,522	61,909	3,108	111,801
	委託費	924	41,394	59,950	2,732	105,000
	需用費	—	—	—	132	132
	消費税	338	4,128	1,959	244	6,669
	施設整備費	—	11,235	1,659	—	12,894
	公債費	—	—	10,704	—	10,704
	元金	—	—	10,417	—	10,417
利子	—	—	287	—	287	
計 (B)		1,262	56,757	74,272	3,108	135,399
単年度収支差額 (A-B)		13,266	94,911	△1,898	7,244	113,523

また、中島町駐車場、中央公園地下駐車場（以下「中央公園駐車場」という。）及び県庁前通り地下駐車場（以下「県庁前駐車場」という。）の平成22年度から平成24年度までの営業収支及び利用台数の推移は次のとおりであり、中央公園駐車場及び県庁前駐車場の営業収支は収入超過であるものの、年間利用台数の減少により駐車場使用料は年々減少している。

(単位：千円・台)

駐車場名	内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度
中島町	駐車場使用料	11,088	11,529	12,411
	指定管理料	527	385	924
	営業収支	10,561	11,144	11,487
	月ぎめ契約台数	736	741	795
中央公園地下	駐車場使用料	164,838	163,715	151,630
	指定管理料	46,834	44,661	41,394
	営業収支	118,004	119,054	110,236
	年間利用台数	335,380	333,192	317,337
	定期契約台数	174	295	372
県庁前通り地下	駐車場使用料	73,598	73,497	71,946
	指定管理料	55,540	57,671	59,950
	営業収支	18,058	15,826	11,996
	年間利用台数	216,169	205,979	201,014
	定期契約台数	509	704	706

(\*) 月ぎめ契約台数及び定期契約台数は月末契約台数の12ヶ月分の累計である。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①駐車場使用料の滞納について（結果）

月ぎめ駐車場の駐車料金について、利用者の滞納の有無を確認したところ、1社が11ヶ月分（1,732千円）を滞納していた。

高知市駐車場条例施行規則において、利用者は普通定期駐車券又は月ぎめ定期駐車券の交付を受けるに当たって、利用開始日の5日前までに駐車料金を指定管理者に納入しなければならない旨が規定されている。指定管理者は、駐車料金の納入がなければ駐車場を利用させることができないにもかかわらず、滞納がある者に継続して利用させていた。

所管課は、駐車場の利用許可や駐車料金の徴収について、基本協定書や高知市駐車場徴収事務委託契約により、指定管理者が行う業務と位置づけているものの、指定管理者との連携が不十分なためこうした事態となっていた。

市は、指定管理者から入金されるべき金額が入金されていることを毎月確認し、滞納の有無を把握する必要がある。また、納入がない者に駐車場を利用させないよう、指定管理者の指導を徹底する必要がある。

### ②県庁前駐車場の運営について（意見）

県庁前駐車場は、機械操作を係員が行う機械式であるため多額の運営経費が必要である。駐車場別の収支では、過去から継続して赤字である。このため、過去の包括外部監査でも、自走式等を視野に運営の検討が必要であると指摘されている。

しかし、機械式から自走式にした場合駐車スペースは減少することから、庁舎に隣接する駐車場として、庁舎利用者等の駐車場確保の観点から機械式のまま現在に至っている。

赤字の原因であった市債の償還が平成24年度に終了し、平成25年度から黒字化する予定であるが、県庁前駐車場を運営するに当たって機械式である限り多額の運営経費が発生することは変わらない。また、年間利用台数の減少傾向に歯止めがかからない状況である。

今後の駐車場需要及び機械式を廃止した場合の収支を踏まえて、自走式への切り替えを検討することが望まれる。

## (5) 墓地使用料

### 1) 概要

#### ①全般

「高知市墓地条例」に基づき徴収している使用料等である。

市有墓地は、公園墓地、潮江墓地、春野墓地、地区墓地の4種類に区分されており、当該墓地の利用に際して、1回限りの使用料を徴収している。

公園墓地及び春野墓地は、単一の敷地内に墓地としての区画が整備されている（春野墓地の区画面積は不統一）。しかし、潮江墓地及び地区墓地は一定区域内に墓地が点在しており、墓地区画としての整備はされていない。

種類	使用料
公園墓地	1区画につき260,000円～550,000円
潮江墓地	1㎡につき80,000円以内で、その都度市長が定める額
春野墓地	1㎡につき40,000円以内で、その都度市長が定める額
地区墓地	無料

なお、公園墓地及び春野墓地は3,240区画の墓地を整備しているが、地区墓地及び潮江墓地は区画整備されていないため、区画の状況は把握できない。

地区墓地及び潮江墓地の箇所数（1墓地につき複数敷地）は、次のとおりである。

区分	名称	箇所数
地区墓地	小高坂	10
	朝倉	13
	鴨部	1
	初月	9
	一宮	10
	布師田	1
	高須	2
	五台山	1
	御豊瀬	5
	長浜	20
	旭	28
	三里	3
	介良	9
大津	10	

区分	名称	箇所数
地区墓地	弘岡上	11
	弘岡中	7
	弘岡下	11
	西分	18
	芳原	5
	内ノ谷	1
	東諸木	5
	西諸木	4
	秋山	11
	甲殿	6
	仁ノ	10
	西畑	9
	森山	7
潮江墓地		8

公園墓地及び春野墓地の直近3ヵ年の利用状況は次のとおりであり、平和公園墓地を除く墓地の利用率は100%に近い水準で推移している。

		区画数	H22年度	H23年度	H24年度
公園墓地	一宮	722	722 (100%)	722 (100%)	722 (100%)
	三里	175	175 (100%)	174 (99%)	175 (100%)
	介良	101	101 (100%)	101 (100%)	101 (100%)
	初月	96	96 (100%)	96 (100%)	96 (100%)
	鴻ノ森	1,112	1,112 (100%)	1,112 (100%)	1,112 (100%)
	平和	308	188 (61%)	188 (61%)	189 (61%)
	弘岡下中央	35	35 (100%)	35 (100%)	35 (100%)
	あじさい	117	117 (100%)	117 (100%)	117 (100%)
	内ノ谷	14	14 (100%)	14 (100%)	14 (100%)
春野墓地	草木谷	83	83 (100%)	83 (100%)	83 (100%)
	西畑	54	54 (100%)	54 (100%)	54 (100%)
	弘岡上横手	11	11 (100%)	11 (100%)	11 (100%)
	宮谷	68	67 (99%)	68 (100%)	68 (100%)
	松ノ木森	44	44 (100%)	44 (100%)	44 (100%)
	上秋山	137	136 (99%)	136 (99%)	136 (99%)
	下秋山	163	163 (100%)	162 (99%)	162 (99%)
計	3,240	3,118 (96%)	3,117 (96%)	3,119 (96%)	

(\*) 年度別の利用区画数は、年度内での増減を加味した年度末での利用区画数である。

## ②歳入及び歳出の状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの「歳入決算調（収入済額）」及び「歳出決算調（支出済額）」の状況は、次のとおりである。

（単位：千円）

区分	名称	H22	H23	H24
歳入	墓地使用料	1,575	3,273	2,274
	墓地境界査定手数料	-	-	4
	墓地基金利子	6	4	4
	墓地基金繰入金	1,260	-	150
計 (A)		2,842	3,278	2,433
歳出	給料	16,372	14,606	15,073
	職員手当等	7,734	6,513	6,704
	共済費	5,506	5,247	5,168
	報償費	14	14	14
	旅費	57	54	-
	需用費	1,353	1,448	814
	役務費	1,466	1,503	2,806
	委託料	4,430	4,609	2,574
	工事請負費	1,260	1,230	150
	備品購入費	110	-	-
	負担金補助及び交付金	30	8	-
	積立金	1,582	3,278	2,279
計 (B)		39,918	38,515	35,586
差引き (A-B)		△37,075	△35,237	△33,152

	H22	H23	H24
墓地基金残高	16,760	18,778	21,057

（\*）基金残高は、3月31日時点の残高である。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①公園墓地及び春野墓地に係る管理料の徴収について（意見）

現在、平和墓地公園以外の墓地はほぼ空き区画が無い状況であり、既存利用者の墓地移転等に伴い、数区画の新規募集ができた時に数百万円の収入が見込まれる状況である。

他方、墓地の清掃、点検、墓地管理システムの維持管理等の管理コストは、新規利用の有無にかかわらず継続的に必要となり、当該支出は過去3ヶ年にわたり概ね35百万円が発生している。

平成10年度では263百万円の墓地基金を有し、当該基金から管理費、公債費、整備費等を捻出していた（公債費は平成15年度で終了）。しかし、平成20年度において基金残高が8百万円まで減少したことを受け、平成21年度以降、基金の取り崩しは工事請負費に限定しているとのことである。したがって、基金の取崩しによる歳入確保も困難な状況である。

こうした点を踏まえると、市有墓地の維持管理において、毎年30百万円程度の歳出超過を解消するためには、一定の受益者負担を求める必要があると考えられる。

市は、墓地の新規利用時に一定の使用料を徴収しているが、その後の管理料は利用者から徴収していない。

市が主体的に整備した公園墓地や春野墓地については、管理料を徴収するべきである。

なお、管理料徴収にあたっては、年間で一律の管理料を徴収するのは、利用区画の形状や区画面積間での不平等が生じる懸念があるとの見解を所管課から示された。

しかし、墓地管理における管理費用は、区画の形状や面積に比例するものではないと考えられるため、事務コストも勘案し、1区画につき年間数千円程度の一律の管理料を徴収すべきと考える。

## (6) 斎場使用料

### 1) 概要

#### ①全般

「高知市斎場条例」に基づき徴収している使用料等である。

高知市幸崎 75 番地に設置されている市営斎場での使用料であり、市内と市外等の区分、利用施設の区分により、それぞれ使用料が設定されている。

#### <施設の概要>

区分	内容
火葬炉	火葬炉 10 基
胞衣炉	胞衣炉 1 基
式場	大式場 1 室 (100 人用)
	中式場 1 室 (50 人用)
	小式場 1 室 (20 人用)
	控室 2 室 (大中式場に各 1 室)
待合室	和室 5 室 (25 人用)
霊安室	1 室

#### <使用料の内容>

(単位：円)

区分	種別	単位	使用料	
			市内(*1)	市外(*1)
火葬炉	大人 (13 歳以上)	1 遺体	20,000	70,000
	小人 (13 歳未満)	1 遺体	12,000	42,000
	死産児	1 胎	10,000	35,000
	手術肢体	1 人につき	10,000	35,000
胞衣炉	胞衣等	1 個につき	3,500	12,250
式場 (*2)	大式場	1 回	42,000	95,000
	中式場		28,000	63,000
	小式場		11,000	25,000
	大中式場 (通夜使用)	1 回	19,000	44,000
	小式場 (通夜使用)		15,000	34,000
	祭壇	1 回 (4 時間以内)	15,000	33,000
待合室(*2)		1 回 (2 時間以内)	2,600	6,000
霊安室(*2)		1 遺体 (24 時間以内)	2,600	6,000

(\*1) 市内とは、死亡者が死亡時に高知市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、死産児については母が、手術肢体については本人が、高知市の住民基本台帳に登録されている場合をいい、胞衣等については、当該使用に係る病院等の事業所の所在地が高知市にある場合をいう。なお、市外とは市内以外のものである。

(\*2) 超過時間 1 時間ごとに一定の使用料が発生する。

## ②歳入及び歳出の状況

平成22年度から平成24年度までの「歳入決算調」及び「歳出決算調」の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	斎場使用料	152,626	155,095	160,899
	斎場証明手数料	0	-	-
	斎場費収入	10	7	6
計 (A)		152,638	155,102	160,905
歳出	給料	26,177	24,676	29,613
	職員手当等	15,618	15,509	18,420
	共済費	8,900	8,980	10,526
	賃金	2,146	2,204	2,234
	需用費	21,924	23,658	23,393
	役務費	2,769	3,227	2,686
	委託料	41,069	41,320	41,778
	使用料及び賃借料	135	135	119
	工事請負費	29,659	35,579	44,530
	備品購入費	-	165	1,449
	負担金補助及び交付金	20	20	30
	償還金利子及び割引料	-	9	-
	工事請負費(繰越明許)	3,260	-	-
計 (B)		151,682	155,488	174,782
差引き (A-B)		955	△385	△13,876

## ③斎場の利用状況

歳入における斎場使用料の構成は、次のとおりである。

なお、下表の金額は施設の稼働日基準で集計しており、使用料の受領日基準で集計される歳入とは完全に一致しないため、下表の下段でこれらの調整を実施している。

(単位：千円)

		H22	H23	H24
稼働日基準での集計	火葬炉	120,116	122,260	127,874
	胞衣炉	220	252	302
	式場等	31,647	31,688	31,936
	小計	151,983	154,200	160,113
調整項目	目的外使用料の額	+729	+791	+724
	受領日基準への調整額	△86	+104	+61
合計		152,626	155,095	160,899

また、稼働日基準での火葬炉及び式場等の市内・市外別の使用料と件数の状況は、次のとおりである。

<火葬炉使用料> (単位：千円)

		H22	H23	H24
火葬炉使用料	市内	67,406 (56%)	67,079 (55%)	69,067 (54%)
	市外	52,710 (44%)	55,181 (45%)	58,807 (46%)
計		120,116 (100%)	122,260 (100%)	127,874 (100%)

<火葬炉使用件数> (単位：件)

		H22	H23	H24
火葬炉使用件数	市内	3,538 (82%)	3,504 (81%)	3,608 (81%)
	市外	775 (18%)	818 (19%)	864 (19%)
計		4,313 (100%)	4,322 (100%)	4,472 (100%)

<式場等使用料> (単位：千円)

		H22	H23	H24
式場等使用料	市内	26,024 (82%)	25,523 (81%)	25,273 (79%)
	市外	5,622 (18%)	6,164 (19%)	6,663 (21%)
計		31,647 (100%)	31,688 (100%)	31,936 (100%)

<式場等使用件数> (単位：件)

		H22	H23	H24
式場等使用件数	市内	2,916 (86%)	2,895 (85%)	2,913 (85%)
	市外	469 (14%)	499 (15%)	523 (15%)
計		3,385 (100%)	3,394 (100%)	3,436 (100%)

火葬炉の市外使用件数は全体の2割程度であるが歳入の約5割を構成し、式場等の市外使用件数は全体の1割5分程度であるが歳入の約2割を構成している状況である。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①施設の修繕計画について（意見）

市営斎場の歳入歳出は、平成 23 年度までは概ね歳入と歳出が均衡していたが、平成 24 年度では 13 百万円の歳出超過となっており、その要因は工事請負費の増加と考えられる。

市営斎場は、火葬炉棟及び待合室棟が平成元年に竣工し、式場棟が平成 2 年に竣工している。施設全体として概ね 25 年が経過しており、各種設備の取替工事等が必要な状況とのことである。

平成 22 年度から平成 24 年度までの工事請負費の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

名称	H22	H23	H24
火葬炉点検整備工事	20,685	20,475	17,955
大・中式場空調設備改修工事	9,462	-	-
火災報知設備改修工事	2,772	-	-
大式場他冷暖房及び換気設備工事	-	7,596	-
中央監視設備改修工事	-	7,507	-
待合ロビー他機械設備改修工事（空調取替）	-	-	23,677
待合ロビー他電気設備改修工事（空調取替）	-	-	2,898
計	32,919	35,579	44,530

(\*) 平成 22 年度は、繰越明許分の工事請負費を含む。

また、平成 25 年度以降においても雨漏り対策工事や施設全体の電源設備改修工事等が必要な状況とのことであり、今後の各種の設備関係工事費の多寡によって歳出超過が膨らむ可能性がある。

この点、斎場では修繕計画を策定しておらず、将来の修繕に係る概略を把握しているのみであった。

外部の専門業者が作成するような精緻な修繕計画の策定は不可能にしても、日常の設備点検や業者からの見積りの入手によって修繕計画を策定し、中長期の歳出見込額を把握する必要がある。

## ②使用料の見直しについて（意見）

市営斎場は、「友引」にあたる日が休館日とされており、1ヶ月の開館日は概ね25日である。また、火葬炉1基が1日で対応できるのは2体が限界とのことである。

以上から、斎場の理論上の年間処理能力は6,000件と試算される（火葬炉10基×2体×25日×12か月）。

ただし、季節的な申込件数の増減や設備の点検等を加味すると、1割程度の余裕率が必要となり、現実的な処理能力は5,000件程度と考えられる。

現状の市営斎場の火葬炉使用件数は平成22年度が4,313件、平成23年度が4,322件、平成24年度で4,472件となっており、年々増加する傾向にあり、利用率が高まっている状況である。

しかし、施設の処理能力を加味すると、歳入の増加余地はあまり大きくなく、今後の設備改修費の多寡によっては、継続的な歳出超過に陥る可能性もある。

この点、市内の使用料（火葬炉及び式場等）は、平成元年の施設開設以降、1度も改定されていない。

他方、市外の使用料のうち火葬炉は、平成16年度及び平成20年度と段階的に引き上げられているが、式場等の使用料は、平成元年の施設開設以降、改定されていない。

まずは、市内及び市外を問わず、式場等の使用料の値上げを検討すべきと考える。その上で、歳入が歳出を超過した場合には、当該超過額を基金とし、将来の設備改修費に充てるべきと考える。

<使用料の改訂状況>

（単位：円）

区分	種別	市内	市外		
		平成元年度以降	平成元年度	平成16年度	平成20年度
火葬炉	大人（13歳以上）	20,000	46,000	60,000	70,000
	小人（13歳未満）	12,000	28,000	36,000	42,000
	死産児	10,000	24,000	30,000	35,000
	手術肢体	10,000	24,000	30,000	35,000
胞衣炉	胞衣等	3,500	8,000	10,500	12,250
式場	大式場	42,000	95,000		
	中式場	28,000	63,000		
	小式場	11,000	25,000		
	大中式場（通夜使用）	19,000	44,000		
	小式場（通夜使用）	15,000	34,000		
	祭壇	15,000	33,000		
待合室		2,600	6,000		
霊安室		2,600	6,000		

## (7) 自転車等放置防止処理手数料

### 1) 概要

#### ①全般

「高知市自転車等の放置の防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」に基づき徴収している手数料等である。

市中心部の特定地域は、自転車や原動機付自転車（本項では以下「自転車等」という。）の放置規制区域とされ、当該放置規制区域に2時間以上置かれた場合には、市が自転車等を撤去し、保管場所へと移動させる。

撤去された自転車等の所有者が、返還を求め保管場所に引き取りに来た際に、撤去・保管費として、次に定める手数料を徴収している。

なお、放置規制区域外であっても道路上など公共の場所や、市の無償駐輪場に7日間以上放置された自転車等は撤去の対象となっている。

	自転車	原動機付自転車
金額	1,000円	2,000円

市は撤去・保管した自転車等を公示し、公示後6カ月が経過しても引取り者がでない場合には、当該自転車等の所有権が市に帰属するものとし、これを高知県自転車二輪車商協同組合に1台500円で払い下げている。

払い下げの対象とならなかった自転車等は、廃棄等の措置が講じられる。



(\*) はりまや地下駐輪場は、国の管轄となっている。

## ②歳入及び歳出の状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの「歳入決算調（収入済額）」及び「歳出決算調（支出済額）」の状況は、次のとおりである。

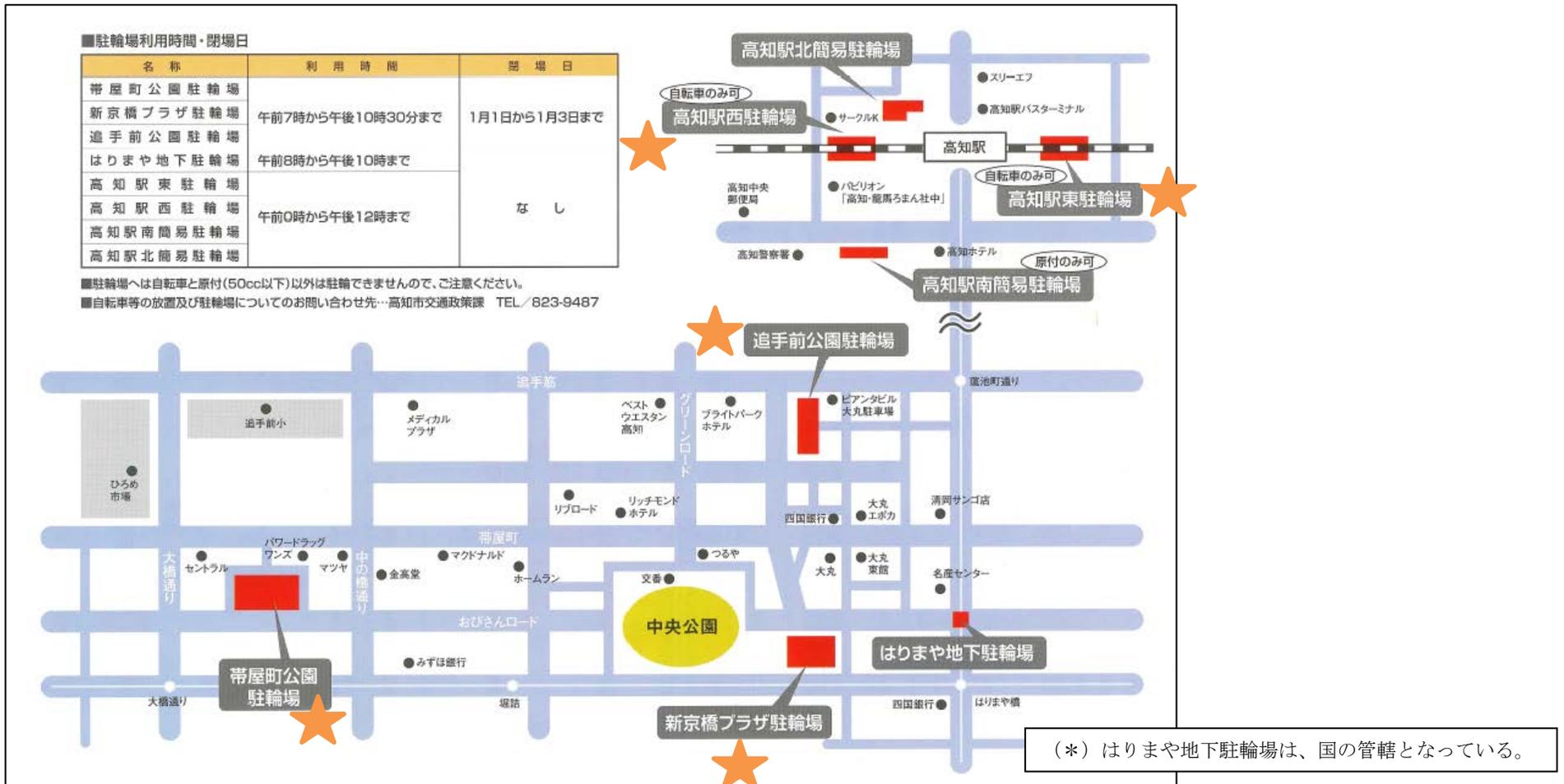
(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	自転車等放置防止処理手数料	1,793	1,788	1,591
	自転車等売却収入	325	324	294
計 (A)		2,118	2,112	1,885
歳出	需用費	470	304	245
	役務費	224	210	149
	委託料	19,874	19,599	13,215
	使用料及び賃借料	667	667	668
計 (B)		21,238	20,781	14,278
差引き (A-B)		△19,120	△18,669	△12,392

(\*) 所管課において、当該事業に関連する支出を抽出している。職員給与費は、直接的に関連づけることが困難なため、上表には含めていない。

### ③市が設置する駐輪場の状況

市が設置する駐輪場は、高知駅の簡易駐輪場2か所を除き、星印の5か所である。



#### ④撤去・保管の状況と各駐輪場の稼働状況

平成22年度から平成24年度までの撤去等の状況は、次のとおりである。

平成22年度 (単位：台)

	期首 保管	撤去	返還	警察 引渡	廃棄等	期末 保管
自転車	959	3,024	1,388	83	1,530	982
原動機付自転車	12	222	203	2	14	15

平成23年度 (単位：台)

	期首 保管	撤去	返還	警察 引渡	廃棄等	期末 保管
自転車	982	2,978	1,402	84	1,564	910
原動機付自転車	15	218	193	2	20	18

平成24年度 (単位：台)

	期首 保管	撤去	返還	警察 引渡	廃棄等	期末 保管
自転車	910	2,938	1,251	67	1,557	973
原動機付自転車	18	190	170	4	21	13

また、平成22年度から平成24年度までの市駐輪場の平均収容台数および稼働率は、次のとおりである。

(単位：台、%)

	収容台数	収容台数	平均収容台数		
			平成22年度	平成23年度	平成24年度
帯屋町公園駐輪場	自転車	512	136 (27%)	138 (27%)	124 (24%)
	原動機付自転車	120	56 (47%)	49 (41%)	35 (29%)
新京橋プラザ駐輪場	自転車	250	135 (54%)	132 (53%)	129 (52%)
	原動機付自転車	50	39 (78%)	37 (74%)	35 (70%)
追手前公園駐輪場	自転車	382	94 (25%)	103 (27%)	103 (27%)
	原動機付自転車	140	29 (21%)	29 (21%)	31 (22%)
高知駅東駐輪場	自転車	674	401 (60%)	419 (62%)	463 (69%)
高知駅西駐輪場	自転車	1,025	665 (65%)	675 (66%)	713 (70%)

## 2) 監査の結果及び意見

### ①手数料の値上げについて（意見）

放置自転車に対する事業収支として、10 百万円を超える歳出超過が継続している状況である。

市が整備している無償の駐輪場の自転車の利用率は、高知駅周辺で6割から7割程度、市内中心部で2割から5割程度で推移しており、当該駐輪場に駐輪することが困難な状況とは言い難い。

しかるに、市駐輪場が整備され、その利用率に余裕がある中で、自転車等を放置した者に対して毎年10百万円を超える支出がなされる現状は、公平な負担という側面に照らして問題があると考ええる。

当該事業は、放置自転車等が皆無となれば、支出が大幅に削減されるものであり、自転車等を放置した者がその事業費を全面的に負担すべきと考える。

しかし、現状の撤去・返還台数の推移の中で、支出の全額を賄うとすれば、現行手数料を7～8倍程度に引き上げる必要があるが（自転車7,777円×1,400台、原動機付自転車15,555円×200台で約14百万円）、現実的に不可能であり、机上の空論となる。

市が調査した、平成25年9月時点での中核市等の当該手数料中、最も高額な市町村は大阪府豊中市の自転車3,500円、原動機付自転車7,000円となっており、高知市も豊中市と同水準への引き上げを検討することが望まれる。

【平成 25 年 9 月現在】

(単位：円)

No	都市名	自転車	原動機付自転車	備考
1	函館市	0	0	条例制定なし
2	旭川市	0	0	条例制定なし
3	青森市	2,000	3,000	
4	盛岡市	1,500	2,500	7 日目以降はそれぞれ 1,000 円追加
5	秋田市	1,500	2,200	
6	郡山市	2,000	4,000	
7	いわき市	1,000	-	自転車のみ
8	宇都宮市	2,600	-	自転車のみ
9	前橋市	1,000	1,500	
10	高崎市	1,020	1,530	
11	川越市	1,000	-	自転車のみ
12	船橋市	2,620	3,150	
13	柏市	3,000	3,000	
14	横須賀市	1,500	3,000	
15	富山市	1,500	3,000	
16	金沢市	1,500	3,000	
17	長野市	1,000	1,000	
18	岐阜市	0	-	自転車のみで、無料
19	豊橋市	1,000	2,000	
20	豊田市	0	0	無料
21	岡崎市	0	0	無料
22	大津市	2,000	3,000	
23	豊中市	2,500	4,500	10 月より 3,500 円と 7,000 円
24	高槻市	2,500	4,000	
25	東大阪市	2,500	4,000	
26	姫路市	2,000	4,000	
27	尼崎市	2,500	5,000	
28	西宮市	1,800	3,500	
29	奈良市	2,000	4,000	
30	和歌山市	2,500	4,000	
31	倉敷市	1,000	3,000	
32	福山市	1,500	2,000	
33	下関市	1,000	1,500	
34	高松市	1,500	2,500	
35	松山市	2,000	3,000	
36	高知市	1,000	2,000	
37	久留米市	1,520	-	自転車のみ
38	長崎市	0	0	条例制定なし
39	大分市	1,000	2,000	
40	宮崎市	1,000	-	自転車のみ
41	鹿児島市	1,500	2,000	
	平均	1,440	2,482	
	徳島市	1,500	-	自転車のみ

## (8) 下水道使用料及び団地下水道使用料（下水道事業特別会計）

### 1) 概要

#### ①全般

「高知市下水道条例」に基づき徴収している使用料である。  
高知市の下水道使用料の体系は、次のとおりである。

区 分		排除した汚水の量	使用料(月額)
一般 汚水	基本料金		900 円
	従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	1 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	10 円
		10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	136 円
		20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	153 円
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	176 円
		50 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	221 円
		200 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> まで	270 円
	1,000 m <sup>3</sup> を超えるもの	312 円	
浴場 汚水	基本料金	100 m <sup>3</sup> まで	1,850 円
	従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	100 m <sup>3</sup> を超えるもの	17 円

(\*) 上記の料金表により算定した額に消費税額及び地方消費税額を加えた額である。

## ②歳入及び歳出の状況

平成22年度から平成24年度までの下水道事業特別会計の収支状況及び一般会計繰入金の充当先別内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	下水道使用料	3,489,364	3,425,157	3,419,038
	団地下水道使用料	138,315	140,039	127,290
	受益者負担金	66,702	48,153	71,428
	審査登録手数料等	397	324	514
	国庫補助金	1,181,638	1,063,133	987,128
	県補助金	8,672	10,852	10,618
	起債	4,423,300	4,293,700	3,302,800
	下水道債	1,660,300	1,614,000	1,388,000
	資本費平準化債	1,916,600	1,857,900	1,192,200
	下水道事業特例債	846,400	821,800	722,600
	諸収入	24,173	36,234	28,963
	一般会計繰入金	2,683,898	2,574,040	2,790,248
	前年度からの繰越金	—	275	30,311
	計 (A)		12,016,459	11,591,907
歳出	下水道総務費	581,995	671,379	689,464
	下水道業務費	200,003	174,808	188,221
	水洗普及促進費	84,123	80,937	61,834
	維持管理費	1,679,837	1,314,665	1,436,770
	団地下水道維持管理費	133,628	140,920	126,970
	建設改良費	2,890,876	2,727,560	2,375,530
	認証	2,159,279	1,976,986	1,791,128
	単独	731,597	750,574	584,402
	公債費	6,445,722	6,451,327	5,886,134
	元金	4,525,608	4,569,778	4,071,307
	利子	1,920,114	1,881,549	1,814,827
計 (B)		12,016,184	11,561,596	10,764,923
差引き (A-B)		275	30,311	3,415

充当先	H22	H23	H24
汚水経費	34,019	202,284	1,480
雨水経費	968,972	886,267	1,346,478
その他の経費	1,680,907	1,485,489	1,442,290
計	2,683,898	2,574,040	2,790,248

### ③下水道使用料の徴収状況

#### ア) 公共下水道使用料

平成 22 年度から平成 24 年度までの公共下水道使用料の徴収状況は、次のとおりである。

(単位：千円・%)

区 分		調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	徴収率 B/A
H22	現年	3,474,215	3,426,515	—	47,699	98.6
	繰越	109,700	62,847	8,639	38,212	57.3
	計	3,583,916	3,489,363	8,639	85,912	97.4
H23	現年	3,433,278	3,383,824	—	49,453	98.6
	繰越	84,697	41,332	6,287	37,077	48.8
	計	3,517,976	3,425,156	6,287	86,531	97.4
H24	現年	3,417,343	3,370,826	—	46,517	98.6
	繰越	84,569	48,212	6,094	30,262	57.0
	計	3,501,912	3,419,038	6,094	76,779	97.6

(\*) 前年度の収入未済額と当年度の過年度分調定額が異なるのは、漏水による調定額変更や解体用水の認定変更等によるものである。

#### イ) 団地下水道使用料

団地下水道とは、都市計画法に規定する開発行為に伴い、当該開発区域における汚水を排除するために設けられた排水管、排水渠その他の排水施設、これに接続して汚水を処理するために設けられた処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられた施設の総体で、市の管理に属するものをいう。

平成 22 年度から平成 24 年度までの団地下水道使用料の徴収状況は、次のとおりである。

(単位：千円・%)

区 分		調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	徴収率 B/A
H22	現年	138,253	137,066	—	1,186	99.1
	繰越	2,875	1,248	299	1,327	43.4
	計	141,128	138,315	299	2,514	98.0
H23	現年	140,196	138,815	—	1,381	99.0
	繰越	2,489	1,223	516	749	49.1
	計	142,686	140,038	516	2,131	98.1
H24	現年	127,187	125,878	—	1,308	99.0
	繰越	2,131	1,410	356	363	66.2
	計	129,318	127,289	356	1,671	98.4

(\*) 前年度の収入未済額と当年度の過年度分調定額が異なるのは、漏水による調定額変更や解体用水の認定変更等によるものである。

## 2) 過去の包括外部監査に対する対応状況（下水道使用料の徴収について）

### ①過去の包括外部監査での指摘事項の要約

下水道使用料の平成15年度から平成17年度までの徴収状況は、次のとおりである。  
(単位：千円・%)

区 分		調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	徴収率 B/A
H15	現年	2,342,704	2,293,864	—	48,840	97.9
	繰越	55,178	42,498	1,540	11,140	77.0
	計	2,397,882	2,336,362	1,540	59,980	97.4
H16	現年	2,439,599	2,362,938	—	76,661	96.9
	繰越	58,013	44,136	1,333	12,544	76.1
	計	2,497,612	2,407,074	1,333	89,205	96.4
H17	現年	2,798,844	2,733,719	—	65,125	97.7
	繰越	87,775	51,178	2,332	34,265	58.3
	計	2,886,619	2,784,897	2,332	99,390	96.5

高知市では、転居先不明等により納付期限から5年が経過し、消滅時効となったものについて不納欠損処理を行っている。

転居先の調査や滞納者の資産調査など十分に行わず、法的措置も取られていない。

単に納付期限から5年を経過したものについて不納欠損処理を行うのではなく、滞納者との交渉により分納の誓約を交わし、また、滞納者の所在の調査や資産調査を十分に行い、高額滞納者や悪質な滞納者に対しては法的な措置を取るなど消滅時効を停止させ、できる限り徴収するように努力する必要がある。

### ②公表された措置状況

平成23年1月1日から水道局が料金徴収・検針を株式会社ジェネッツに包括外部委託をしており、これにより平成23年度から下水道使用料の徴収を株式会社ジェネッツに依頼している。今後は株式会社ジェネッツと協議等を行いながら、滞納分の減少に努める。

### ③現在の状況

滞納者の所在の調査は行っているが、居所不明者の調査が不十分であり、滞納者の資産調査は未実施である。また、高額滞納者や悪質な滞納者の中には、納付交渉を重ね完納したものや納付計画について分納誓約書を提出させ分納中のものも一部あるが、法的根拠に基づいた滞納処分は実施されていない。

消滅時効により不納欠損処理したものについて、理由別内訳は、次のとおりであり、件数では転居先不明によるものが最も多い。

(単位：件・千円)

区分	H22		H23		H24	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
転居先不明	874	2,929	875	2,687	884	2,587
倒産	93	3,183	114	2,977	87	3,191
生活困窮	122	2,031	26	584	18	216
死亡	6	80	25	38	—	—
支払拒否	116	414	—	—	3	98
計	1,211	8,639	1,040	6,287	992	6,094

#### ④監査の結果及び意見

##### ア) 滞納者への取り組みについて(結果)

長期滞納者のうち、市内転居者に対しては過年度催告を行い、一部徴収できたものもあるが、消滅時効となるものについては不納欠損処理を行っている。

適正に支払っている者との公平性を保つため、容易に時効が成立することを認めてはならない。

過年度監査人の指摘のとおり、滞納者への取り組みを強化し、特に高額滞納者や悪質な滞納者には厳格に対応する必要がある。

#### 3) 過去の包括外部監査での指摘に加えて改善が必要な事項

##### ①監査の結果及び意見

##### ア) 下水道使用料の改定に向けた計画について(意見)

下水道使用料について、平成21年度の料金改定以降、改定されていない。汚水経費は、使用者が負担すべきであるが、毎年度使用料収入で賄い切れておらず、不足部分を一般会計で負担している。平成25年度では、汚水経費に係る一般会計繰入金は138,536千円となっている。

平成21年度の料金改定の際に作成した下水道事業の中期経営計画によれば、平成25年度と平成30年度の2段階の料金値上げを実施することによって、平成30年度は汚水経費に係る一般会計繰入金をゼロとする計画であった。

その後、公共下水道事業については、経営の健全化や説明責任の向上等を図るため、平成26年度に企業会計へ移行することを決定しているが、地方公営企業を巡る会計制度の見直しなど、経営計画の前提となる条件変化も生じている。

今後においては、従前の資金ベースでの経営計画から、減価償却費の概念を考慮した貸借対照表や損益計算書などの財務諸表に基づいた経営計画の策定が必要となってくるが、企業会計移行後は速やかに中長期の経営計画を策定し、料金値上げの必要性等について、市民の理解を得られるよう説明責任を果たすことが望まれる。

## (9) 農業集落排水施設使用料（農業集落排水事業特別会計）

### 1) 概要

#### ①全般

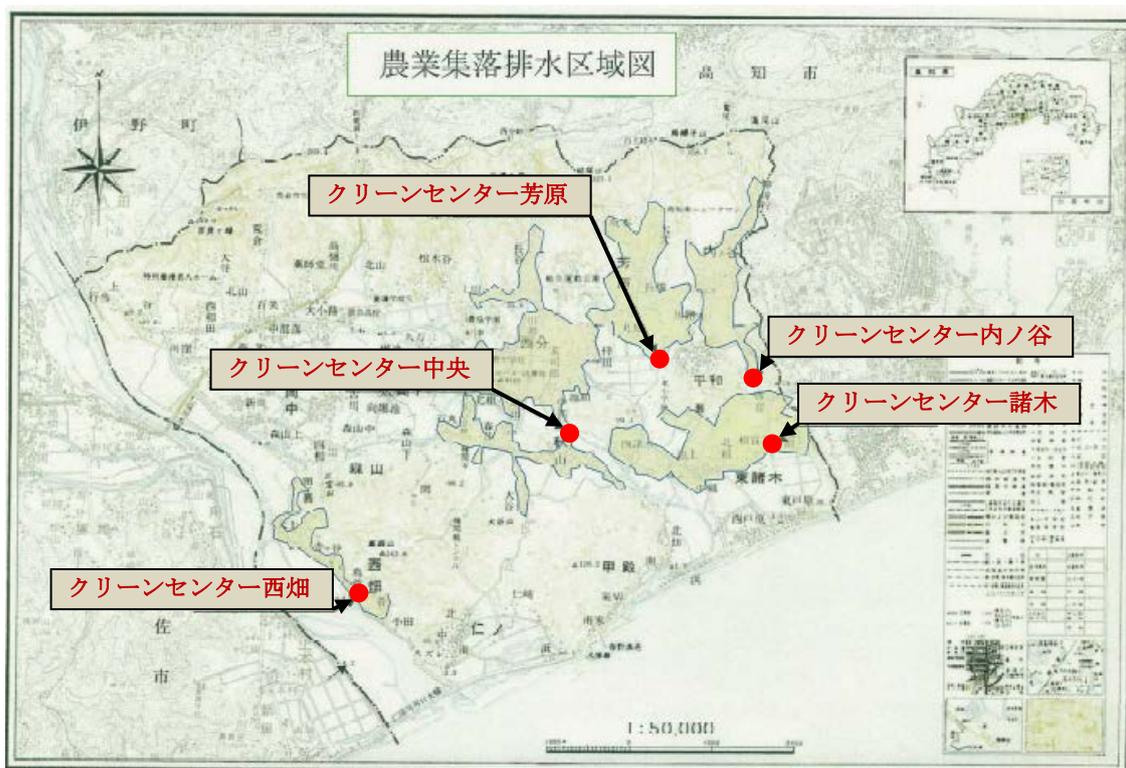
農村地区の住民が農業集落排水処理施設で処理される下水道を利用することにより高知市農業集落排水処理施設条例に基づき徴収する使用料である。

農業集落排水処理施設とは、し尿、生活雑排水などの汚水等処理する下水道施設であり、農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全、機能維持を目的とすることから、施設利用者を農村地区の住民に限定している。

高知市には農業集落排水処理施設が5施設あり、その詳細は次のとおりである。

名称	位置	処理区域	供用開始
クリーンセンター西畑	高知市春野町西畑 1463 番地 1	春野町西畑及び春野町森山の各一部	平成 9 年 4 月
クリーンセンター諸木	高知市春野町東諸木 474 番地 1	春野町東諸木及び春野町西諸木の各一部	平成 9 年 10 月
クリーンセンター内ノ谷	高知市春野町内ノ谷 110 番地 2	春野町内ノ谷の一部	平成 12 年 4 月
クリーンセンター中央	高知市春野町西諸木 1238 番地	春野町西分、春野町秋山、春野町弘岡下及び春野町芳原の各一部	平成 13 年 8 月
クリーンセンター芳原	高知市春野町芳原 4721 番地	春野町芳原及び春野町平和の各一部	平成 18 年 4 月

当該施設はすべて春野町にあり、区域図は次のとおりである。



高知市農業集落排水処理施設条例に定める使用料月額は次のとおりであり、一般の下水道料金と同額となっている。

区 分		排除した汚水の量	使用料(月額)
一般 汚水	基本料金		900円
	従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	1 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	10円
		10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	136円
		20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	153円
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	176円
		50 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	221円
		200 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> まで	270円
	1,000 m <sup>3</sup> を超えるもの	312円	
浴場 汚水	基本料金	100 m <sup>3</sup> まで	1,850円
	従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	100 m <sup>3</sup> を超えるもの	17円

## ②歳入及び歳出の状況

平成22年度から平成24年度までの「歳入決算調(収入済額)」及び「歳出決算調(支出済額)」の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	名称	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳入	農業集落排水施設費分担金	3,900	2,500	2,800
	農業集落排水施設費使用料	48,061	48,917	47,893
	農業集落排水施設費補助金	305	305	311
	一般会計繰入金	253,164	247,962	253,832
計(A)		305,431	299,685	304,837
歳出	給料	11,454	11,454	11,484
	職員手当等	5,488	5,123	4,928
	共済費	3,605	3,698	3,626
	需用費	18,522	17,592	19,141
	役務費	1,979	1,731	1,880
	委託料	15,339	11,007	8,799
	使用料及び賃借料	1,567	1,573	1,591
	工事請負費	1,365	1,722	7,617
	負担金補助及び交付金	498	458	426
	公課費	21	434	1,078
償還金利子及び割引料	245,589	244,890	244,260	
計(B)		305,431	299,685	304,837
差引き(A-B)		-	-	-

なお、上記のうち、一般会計繰入金を除く施設別の平成 24 年度の歳入歳出の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	西畑	諸木	内ノ谷	中央	芳原	合計
分担金	400	600	400	1,100	300	2,800
使用料	3,495	8,042	7,248	22,878	6,230	47,893
その他	33	71	28	134	46	312
歳入計①	3,928	8,713	7,676	24,112	6,576	51,005
電気代	1,613	3,066	1,368	4,536	1,729	12,312
水道料	16	11	37	24	31	119
電話代	144	319	174	552	116	1,305
法定検査	18	18	18	18	18	90
委託費（汚泥除く）	331	899	299	1,479	511	3,519
汚泥	274	289	403	1,790	407	3,163
需要費	1,846	2,318	233	1,633	681	6,711
役務費	103	128	167	87	0	485
委託料	173	372	146	1,185	243	2,119
使用料及び賃借料	206	442	51	604	288	1,591
工事請負費	79	3,236	67	3,390	846	7,618
負担金補助及び交付金	90	90	53	124	39	396
総務費	-	-	-	-	-	21,149
歳出計②	4,893	11,188	3,016	15,422	4,909	60,577
差引計③=①-②	△ 965	△ 2,475	4,660	8,690	1,667	△ 9,572
償還金④	25,922	55,327	21,824	104,917	36,270	244,260
差引計⑤=③-④	△ 26,887	△ 57,802	△ 17,164	△ 96,227	△ 34,603	△ 253,832

(\*) 総務費は給料等の各施設全体で発生する歳出額であるため、合計欄のみで加算している。

償還金を考慮しない場合の差引計（上表の③）でみた場合、内ノ谷、中央及び芳原の 3 施設では歳入超過となっている一方、西畑及び諸木の 2 施設では歳出超過となっている。しかし、これらは初期投資費用に対する借入金の償還金（上表の④）を考慮した場合、多額の歳出超過（上表の⑤）となっていることが見受けられる。

なお、施設別の初期投資費用は次のとおりである。

(単位：千円)

	西畑	諸木	内ノ谷	中央	芳原	合計
初期投資費用	836,163	1,519,264	1,082,296	2,818,143	958,779	7,214,645
補助金額	368,240	237,230	190,266	244,029	427,938	1,467,703
差引計	467,923	1,282,034	892,030	2,574,114	530,841	5,746,942

## 2) 監査の結果及び意見

### ①使用者の増加施策について（意見）

各施設における1日あたりの処理能力と年間処理水量から算定した稼働率は次のとおりであり、全体として50%に満たない状況となっている。

	西畑	諸木	内ノ谷	中央	芳原	合計
年間処理水量 ①	23,920 ㍓	53,479 ㍓	37,397 ㍓	129,909 ㍓	39,749 ㍓	284,454 ㍓
1日あたりの処理能力 ②	162 ㍓	432 ㍓	230 ㍓	665 ㍓	324 ㍓	1,813 ㍓
稼働率 ③=①÷②÷365	40.5%	33.9%	44.5%	53.5%	33.6%	43.0%

農村地区の住民が当該施設を利用するには、自ら排水設備を設置し、農業集落排水施設に接続することが必要であるが、地区別にみた場合の排水設備と農業集落排水施設との接続率は次のとおりであり、全体として50%を少し超える程度となっており、接続率の低さが稼働の低さにつながっている。

	西畑	諸木	内ノ谷	中央	芳原	合計
接続可能者数①	410 人	1,258 人	647 人	2,503 人	1,115 人	5,933 人
接続者数②	253 人	654 人	314 人	1,386 人	443 人	3,050 人
接続率③=②÷①	61.7%	52.0%	48.5%	55.4%	39.7%	51.4%

このような問題を解消するため、市は未接続の全戸数を訪問することや、区域外流入者の新規加入を認めるなど接続率の向上を図っているが、改造に伴う経済的な理由、地域住民の高齢化や空家等の要因により伸び率が低い状況となっている。

一方で、公共下水処理場の平成24年度の接続率は次のとおり、全体として80%を超える高い水準となっている。

	下知	潮江	瀬戸	浦戸湾東部	合計
接続可能者数①	81,106 人	46,577 人	17,705 人	43,267 人	188,655 人
接続者数②	70,055 人	34,490 人	16,625 人	36,813 人	157,983 人
接続率③=②÷①	86.4%	74.0%	93.9%	85.1%	83.7%

引き続き、接続率の向上に向けた取り組みを実施していくことが望まれる。

## (10) 住宅使用料等

### 1) 概要

#### ①全般

市営住宅には一般住宅、改良住宅、コミュニティ住宅、特定公共賃貸住宅の4つの区分があり、それぞれの区分に分けて家賃が住宅使用料として歳入に計上されている。この他、主な使用料及び手数料として、駐車場使用料や住宅管理手数料（督促手数料）が歳入に計上されている。

	家賃	駐車場使用料	督促手数料
一般住宅	住宅使用料	住宅駐車場使用料	住宅管理手数料
改良住宅	改良住宅使用料	改良住宅駐車場使用料	改良住宅管理手数料
コミュニティ住宅	コミュニティ住宅使用料	コミュニティ住宅駐車場使用料	コミュニティ住宅管理手数料
特定公共賃貸住宅	特定公共賃貸住宅使用料	特定公共賃貸住宅駐車場使用料	特定公共賃貸住宅管理手数料

#### ②歳入の推移

平成22年度から平成24年度までの市営住宅に関する主な手数料の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	住宅使用料	576,258	568,230	562,851
	改良住宅使用料	381,191	397,640	407,879
	コミュニティ住宅使用料	62,156	60,931	61,763
	特定公共賃貸住宅使用料	3,101	2,714	2,594
	住宅駐車場使用料	39,220	39,615	39,904
	改良住宅駐車場使用料	4,902	5,589	5,919
	コミュニティ住宅駐車場使用料	4,779	4,461	4,428
	特定公共賃貸住宅駐車場使用料	36	36	36
	住宅管理手数料	334	331	328
	改良住宅管理手数料	245	243	230
	コミュニティ住宅管理手数料	22	19	21
	特定公共賃貸住宅管理手数料	0	0	-

## 2) 過去の包括外部監査に対する対応状況（募集及び入居に関する事項について）

### ①過去の包括外部監査での指摘事項の要約

#### ア) 事実関係の要約

甲は市営住宅 A に入居、乙は市営住宅 B に入居していたが、甲と乙の婚姻を機に市営住宅 A で甲夫婦は同居することとなった。市は平成 20 年 1 月 29 日に乙に市営住宅 A での甲との同居を承認している。しかし、平成 21 年 2 月末時点においても、市営住宅 B のソーラーパネルの撤去が完了していないため市営住宅 B の返還手続きが終了していない。このため、市営住宅 B についても住宅使用料が発生し続けており、当該住宅使用料は、平成 20 年 2 月分から平成 21 年 2 月分まで滞納となっている。

#### イ) 指摘事項の要約（返還手続きの遅延及び住宅使用料の滞納について）

滞納となった平成 20 年 4 月以降の住宅使用料は滞納と認識せず、法的根拠を見いだしがたい損害賠償手続による予定である旨聴取している。滞納となっている平成 20 年 4 月以降の住宅使用料については不透明な手続により整理することなく、適正になされなければならない。

### ②現在の状況

市営住宅 B は平成 21 年 3 月 31 日付で返還が成立している。平成 20 年 2 月から平成 20 年 3 月までの住宅使用料は滞納整理の手続が行われているものの、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの住宅使用料については、請求が行われていない。当該請求が行われていない住宅使用料については、平成 25 年 9 月時点で減額調定の手続を進めているとのことであった。

なお、今後は厳正に対応していく旨を行政改革推進課に報告しているが、処理状況の公表はされていない。

### ③監査の結果及び意見

#### ア) 未請求となっている住宅使用料について（結果）

平成 20 年 4 月以降の B 住宅の使用料については、住宅課が乙に対し B 住宅を原状回復の上返還する旨の念書の提出を条件に請求しない旨を約束していたことから、現時点においても滞納繰越のまま債権が残されており、平成 25 年度において減額調定の手続が始められた状況である。

当該事案は平成 20 年度の包括外部監査で不透明な手続によらず、適正に処理すべきとの指摘を行ったにもかかわらず、4 年以上が経過した平成 25 年 9 月時点においても減額調定の手続を始めた段階である。包括外部監査での指摘を 4 年以上の間放置していたことは不適切であり、今後は、指摘を真摯に受け止め適切な対応を適時に行うことが必要である。

### 3) 過去の包括外部監査に対する対応状況(市営住宅の家賃の算定に関する事項について)

#### ①過去の包括外部監査での指摘事項の要約

##### ア) 事実関係の要約

平成 19 年度の家賃計算において家賃計算の基準となる路線価について、原則的には正面路線価を選定していたが、一部については正面路線価より路線価の低い裏面路線価又は側面路線価を選定したものや、敷地周囲の路線価の平均に近似した地点の路線価を選定したものがあつた。

このような統一性のない選定状況となっている理由は、従来評価にあたり団地ごとに近傍の路線価の平均値を手作業により集計しこれを路線価として適用していたが、平成 18 年度分の評価から事務手続の簡素化のため団地ごとに路線価を指定し、資産税課からの路線価データを一括して読み込む処理に変更することとなり、その際、単純に正面路線価に変更すると、団地によっては家賃が大幅に上昇する可能性が生じたため、そのような団地については担当者の判断で従来の評価額に近くなるよう正面路線価以外の路線価を適用しているためであるとのことであつた。

##### イ) 指摘事項の要約(単純に正面路線価を適用した場合の家賃への影響)

路線価の低い裏面路線価又は側面路線価を適用している団地の実際の家賃と、正面路線価を適用した場合の家賃を比較検証したするため試算を行った結果、路線価の恣意的適用は、家賃計算に明らかに影響を与えている。今回の試算は個別の住宅について行ったものではないため金額の正確性は保証できないが、家賃が過小に算定されているということは疑いの余地がない。市は、入居者に理解を求める努力をするとともに、早急に本来の家賃計算手続にしたがった家賃に改訂すべきである。

#### ②現在の状況

平成 19 年度の路線価の選定方法を継続している。

なお、今後、路線価の選定方法について、平成 22 年度以降基準の再検討を行なう旨を行政改革推進課に報告しているが、処理状況の公表はされていない。

### ③監査の結果及び意見

#### ア) 適用する路線価の再確認 (意見)

住宅課では、平成 17 年度以前の路線価の選定方法は敷地周囲の路線価の平均をとったもので、それに近似する路線価を選定した平成 19 年度の路線価の選定方法には一定の合理性があるとして、その選定基準の再検討は行われていない。

平成 19 年度の路線価の選定方法に一定の合理性があるとのことであるが、担当者の恣意性が介入する余地のある中で適用する路線価の選定が行われ、これに基づく家賃の算定が行われている。このため、その選定が合理的に行われているかの確認を行うことが必要である。

また、住宅課では、路線価の選定基準の再検討が行われていないにもかかわらず、平成 21 年度に平成 22 年度以降に基準の再検討を行う旨を行政改革推進課に報告し、その後も平成 22 年度から平成 24 年度まで継続して同様の報告を繰り返している。

平成 19 年度の路線価の選定方法が最適であれば、再検討の結果そのような結論に至った記録を残し、その旨を報告、公表すべきである。

#### 4) 過去の包括外部監査に対する対応状況 (市営住宅の使用料の徴収事務について)

##### ①過去の包括外部監査での指摘事項の要約 (分納誓約による延滞金減免の取扱について)

住宅課では住宅使用料の滞納金額について分納誓約をした場合には、誓約した時点でそれまでの督促手数料及び延滞金を計算し滞納金額と合計して分納金額を決定している。これにより延滞金の計算は誓約時点で停止され、それ以後は分納金額が遅滞しても延滞金は発生させていない。高知市手数料並びに延滞金条例第 7 条第 4 項においては、「市長は、特別の事由があると認める者については、延滞金を減免することができる。」旨定められており、住宅課ではこの規定を根拠に、分納誓約時から徴収金支払日までの期間に対応する延滞金を減免している。

条例の減免規定は特別の事由があると認める者について減免を認めているものであり、分納誓約したものに一律延滞金を免除しているのは、あまりにも安易な取扱といわれても致し方ない。またこの減免は、課長の決裁を経ず、ほとんどが口頭により行われている。

分納誓約後の再滞納に対する取扱も含めて分納誓約に伴う延滞金の取扱に関する規定の整備を行うべきである。

##### ②現在の状況

分納誓約に伴う延滞金の取扱に関する規定の整備は行われていない。延滞金の減免に関する取り扱いは従来と同様である。

なお、分納誓約の判断基準等の作成には至っていない旨を行政改革推進課に報告しているが、処理状況の公表はされていない。

### ③監査の結果及び意見

#### ア) 延滞金に関する規定の整備（意見）

包括外部監査の意見を受けて4年が経過してもなお、分納誓約に伴う延滞金の取扱に関する規定の整備は行われていない。当該意見に記載のとおり、分納誓約後の再滞納に対する取扱も含めて分納誓約に伴う延滞金の取扱に関する規定の整備を行うべきである。

なお、規定の整備が不要と判断したのであれば、その旨及びその判断理由を公表すべきである。

#### 5) 過去の包括外部監査に対する対応状況（資産管理に関する事項）

##### ①過去の包括外部監査での指摘事項の要約（敷地の目的外使用による駐車場について）

公営住宅法において、市営住宅の敷地に整備された駐車場は公営住宅の共同施設として位置付けられている。一方で、市営住宅の敷地に駐車場が整備されていない場合の敷地内の空きスペースの駐車場利用については、「公営住宅の敷地内における駐車場の設置及び管理について」(平成3年4月1日住総発第15号 住宅局長から都道府県知事あて通達)により取り扱うこととされている。

この通達によれば、駐車場の法的位置付けとして、公営住宅の敷地を公営住宅入居者の保有する自動車の駐車場として使用させる場合は、駐車場を整備・管理する主体に対する、当該敷地の地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可により行うこととし、その設置は公営住宅の管理上支障のない場合に行うものとする。なお、公営住宅の敷地を直接入居者に自動車駐車場として使用させる場合は、その使用者に対する目的外使用許可によることとされている。

市における敷地の目的外使用による駐車場利用について確認したところ、使用料は徴収せず、目的外使用許可も与えていない。車庫証明が必要な場合は、車庫証明を出しており、事実上黙認状態である。

このような目的外使用許可を与えずに敷地を利用させることは適切ではない。

通達に従い速やかに適切な処置を講じるべきである。

##### ②現在の状況

駐車場整備は継続的に行っているが、敷地の駐車場利用については、従来の取り扱いを継続している。

なお、平成22年度以降、住宅敷地内の空きスペースの駐車場利用について実態調査を行い、駐車場整備とあわせてその取扱について決定する旨を行政改革推進課に報告しているが、駐車場未整備の敷地への駐車は多大な台数があり、動産であるためその調査は困難であるとして、実態調査も行われておらず、処理状況の公表はされていない。

### ③監査の結果及び意見

#### ア) 実態調査の実施と使用料の徴収（意見）

市営住宅の敷地における駐車場利用について、上述のとおり、包括外部監査の提言を受けてもなお是正されていない状況である。動産であるため実態調査によりそのすべてを把握することは困難であるとしても、敷地を駐車場として利用する場合に目的外使用許可が必要である旨を周知徹底することや、車庫証明を出す場合に目的外使用許可の確認をすること等はそれほど困難なことではないと考えられる。

現在の状況は市有地を無償で占有させているだけであり、駐車場が整備され使用料を徴収されている他の市営住宅との公平性の観点からも決して認められるべきではない。

敷地の駐車場としての使用を認める場合には、目的外使用許可の手続を経て目的外使用料を徴収するよう早急に適切な処置を講じるべきである。

#### イ) 適切な報告の実施（意見）

行政改革推進課に対し、包括外部監査の処理状況を報告するにあたり、平成 21 年度以降、平成 24 年度まで、住宅敷地内の空きスペースの駐車場利用について実態調査を行う旨を毎年報告しているが、過去に実態調査が行われた事実はなく、本監査中の平成 26 年 1 月に調査を始めたところである。

実態調査の計画もない中で、実態調査を行うとの同じ報告を繰り返しながら、調査を長期間行わなかったことは明らかに不適切である。実際に行われた対応を適切に報告、公表すべきである。

## 4. 地域コミュニティの利用を前提とした施設の使用料等について

### (1) 中央公民館使用料等

#### 1) 概要

##### ①全般

「高知市立公民館条例」に基づき徴収している使用料である。

市立公民館は本館が9館、分館が16館設置され、生涯学習課が所管している。また、名称は公民館となっていないが、公民館施設として14館の「ふれあいセンター」及び2館の「コミュニティセンター」が設置され、地域コミュニティ推進課が所管している。

本項では、生涯学習課が所管する公民館施設に係る使用料を対象としている。

No	名称	本館の所在地
1	高知市立中央公民館	高知市九反田2番1号
2	高知市立旭文化センター	高知市旭町三丁目121番地
3	高知市立横浜文化センター	高知市横浜東町4番1号
4	高知市立鏡公民館（他に分館1）	高知市鏡大利1番地
5	高知市立吉原公民館	高知市鏡狩山95番地
6	高知市立柿ノ又公民館	高知市鏡柿ノ又72番地
7	高知市立梅ノ木公民館	高知市鏡梅ノ木1236番地1
8	高知市立土佐山公民館	高知市土佐山122番地1
9	高知市立春野公民館（他に分館15）	高知市春野町西分19番地

各公民館では、会議室等の貸室があり、こうした貸室の利用料金が使用料として計上されている。

なお、中央公民館は、高知市九反田2番に設置されている『高知市文化プラザ（愛称：かるぽーと）』の8階から11階に設置され、その運営は公益財団法人高知市文化振興事業団に委託されている。中央公民館の運営状況等、高知市文化プラザに係る詳細は「4. 文化活動の利用を前提とした施設の使用料等について（1）文化プラザ使用料」で記載している。

## ②施設の概況

各施設の概況は次のとおりであり、施設の区分ごとに午前、午後、夜間等の利用枠について使用料が定められている。

	名称	建築年度	区分	使用料
1	中央公民館	H14	学習室(4室)、和室(3室)、茶室、工芸室、彫塑・陶芸室、絵画室、調理室、音楽室、軽運動室、大講義室	3,220円 ～ 16,150円
2	旭文化センター	S55	大ホール、大会議室、小会議室、和室、実習室	1,190円 ～ 14,540円
3	横浜文化センター	S55	大ホール、研修室、会議室、第1和室、第2和室、調理室	160円 ～ 1,610円
4	鏡公民館(本館)	H3	大会議室、小会議室、和室、多目的ホール	450円 ～ 1,680円
5	吉原公民館	S56	集会室(講堂)、和室、調理室、運動場	840円 ～ 2,280円
6	柿ノ又公民館	H10	集会室、会議室、和室、調理室、運動場	840円 ～ 2,880円
7	梅ノ木公民館	S41	集会室(講堂)、和室Ⅰ、和室Ⅱ、調理室、運動場	840円 ～ 2,880円
8	土佐山公民館	S58	大集会室、調理室、会議室(和室)、小会議室	570円 ～ 3,320円
9	春野公民館(本館)	S47/ H17	大ホール、和室、会議室、調理室、小会議室、青年・女性室	840円 ～ 1,890円

(\*1) 旭文化センターは、木村会館(市有施設)の内部に設置されている。

(\*2) 鏡公民館は、鏡文化ステーションRIO(市有施設)の内部に設置されている。

(\*3) 春野公民館は、平成17年に2階ホールを改築している。

### ③施設の稼働状況

最大使用枠数を用いて算出した中央公民館の稼働率（1日を午前、午後、夜間の3つの利用枠に分割し、これに開館日数を乗じたものを分母として使用）は、次のとおりである。

茶室を除いた施設の稼働率は概ね4割で推移しているが、学習室や和室の一部は5割から6割程度で推移していた。

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
大講義室	45.6%	48.0%	48.1%
軽運動室	19.5%	24.5%	39.9%
音楽室	34.5%	37.7%	38.1%
工芸室	30.6%	29.2%	25.9%
彫塑・陶芸室	18.6%	17.7%	18.3%
絵画室	22.5%	23.1%	22.6%
調理室	16.3%	20.5%	19.0%
第1学習室	58.9%	62.9%	57.9%
第2学習室	51.7%	51.3%	48.0%
第3学習室	48.8%	57.9%	49.8%
特別学習室	39.1%	44.4%	46.8%
第1和室	60.8%	60.2%	56.0%
第2和室	50.3%	49.6%	44.6%
第3和室	48.4%	48.0%	41.6%
小計（平均）	39.0%	41.1%	39.8%
茶室	4.7%	7.1%	5.8%
合計（平均）	36.8%	39.0%	37.6%

また、平成24年度における中央公民館を除く各公民館の稼働状況は、次のとおりである。中央公民館以外の各施設では、上表のような稼働率を算出していないため、施設全体の使用回数から、稼働率を試算している。

名称	貸室数	回数	人数	稼働率
旭文化センター	5	1,367	49,450	36.5%
横浜文化センター	6	693	19,411	15.4%
鏡公民館（本館）	4	124	1,550	4.1%
吉原公民館	4	58	1,719	1.9%
柿ノ又公民館	5	59	1,620	1.6%
梅ノ木公民館	5	236	4,438	6.3%
土佐山公民館	4	513	10,210	17.1%
春野公民館（本館）	5	804	10,893	21.4%

(\*) 稼働率は、利用可能枠数3（午前、午後、夜間）に、貸室数と想定開館日数（250日）を乗じて試算している。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①公民館別の歳出の把握について（意見）

各公民館の歳入に計上されている使用料の状況は、次のとおりである。

（単位：千円）

No	名称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1	高知市立中央公民館	20,975	20,803	18,497
2	高知市立旭文化センター	2,935	2,770	2,441
3	高知市立横浜文化センター	16	5	1
4	高知市立鏡公民館（分館を含む）	9	17	15
5	高知市立吉原公民館	20	30	29
6	高知市立柿ノ又公民館	10	6	6
7	高知市立梅ノ木公民館	-	-	32
8	高知市立土佐山公民館	-	5	-
9	高知市立春野公民館（分館を含む）	189	107	81
	計	24,157	23,747	21,105

他方、歳出は「教育費（款）－社会教育費（項）－公民館費（目）」で計上されており、その推移は次のとおりである。なお、中央公民館の維持管理のための支出は、「4. 文化活動の利用を前提とした施設の使用料等について（1）文化プラザ使用料」における文化プラザ費に含まれている。

（単位：千円）

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
公民館費	公民館総務費（*1）	48,457	50,406	52,774
	公民館事業費（*2）	30,304	30,599	31,456
	地域事業費（*3）	6,096	5,860	6,138
	計	84,858	86,865	90,370

（\*1）中央公民館以外の公民館の維持管理に要する歳出

（\*2）中央公民館に係る事業費

（\*3）中央公民館以外の公民館の事業費

現状の歳出計上方法では、個々の公民館の運営、維持管理にどれ程の費用がかかっているのかが、容易には把握できない状況である。

「2. 全市的に改善を求める事項（4）個別施設に係る歳出の区分把握」に記載のとおり、各所管課の管理資料としては施設別の歳出を把握すべきであると考え。

## ②中央公民館以外の公民館のあり方について（意見）

中央公民館以外の公民館については、その維持管理のために全体として毎年 50 百万円近い歳出がある中で、歳入は 2 百万円～3 百万円程度である。なお、当該歳入も旭文化センターが大部分を占めており、旭文化センター分を除くと数万円程度の歳入となる。

また、施設の多くは昭和 50 年代の建築であり、近い将来の課題として、耐震化工事等の施設の老朽化対策が必要になると推測される。

次項の「（2）ふれあいセンター使用料」で詳述するとおり、各種施設を統合した複合施設化の設置を見据え、施設間での統廃合を実施し、総合的な管理コストの節減を図ることが望まれる。

## (2) ふれあいセンター使用料

### 1) 概要

#### ①全般

市内 14 ヲ所に設置されているふれあいセンターの会議室等の利用に伴い、高知市ふれあいセンター条例に基づき徴収している使用料であり、平成 22 年度から平成 24 年度までの歳入決算額は次のとおりである。

(単位：千円)

細節名称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
朝倉ふれあいセンター使用料	566	515	185
鴨田ふれあいセンター使用料	937	883	708
初月ふれあいセンター使用料	88	79	59
秦ふれあいセンター使用料	340	330	260
一宮ふれあいセンター使用料	-	-	-
布師田ふれあいセンター使用料	36	36	34
高須ふれあいセンター使用料	192	202	159
五台山ふれあいセンター使用料	154	164	9
三里ふれあいセンター使用料	344	259	296
長浜ふれあいセンター使用料	114	115	33
浦戸ふれあいセンター使用料	123	99	52
御豊瀬ふれあいセンター使用料	0	0	0
大津ふれあいセンター使用料	250	262	163
介良ふれあいセンター使用料	233	231	48
合計	3,383	3,182	2,012

(\*) 一宮ふれあいセンターは老人福祉センターとなっており、老人福祉等の目的に限り使用を無料で許可している。

高知市ふれあいセンター条例では、市民の自主的な地域のコミュニティ活動を通して、市民相互の交流を深めることにより、連帯感にあふれた心ふれあう豊かな地域社会の形成を目指すとともに、市民文化の向上及び社会教育の振興に資するため、ふれあいセンターを設置するとされており、公民館と設置目的を概ね同じとする施設である。

高知市ふれあいセンター条例施行規則第 2 条において、ふれあいセンターは市民学校や世代間交流ふれあい事業等の次の事業を行うこととされており、貸館施設の性格のみを有するものではない。

#### 【高知市ふれあいセンター条例施行規則第 2 条】

- (1) センターの管理運営に関すること。
- (2) 地域コミュニティ活動の推進に関すること。
- (3) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (4) 高知市電話予約サービス取扱要綱(平成 13 年告示第 162 号)に基づく住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

各施設の概況及び利用料単価は、次のとおりである。なお、利用料は1㎡あたりの単価が和室3.9円、会議室3.7円、実習室5.1円と定めており、各センターの内容は次のとおりである。

	名称	位置	建築年度
1	朝倉ふれあいセンター	高知市曙町一丁目14-12	S58
2	鴨田ふれあいセンター	高知市鴨部860-1	H18
3	初月ふれあいセンター	高知市南久万119-1	S55
4	秦ふれあいセンター	高知市中秦泉寺54-3	S58
5	一宮ふれあいセンター	高知市一宮中町一丁目5-20	S57
6	布師田ふれあいセンター	高知市布師田1647	S62
7	高須ふれあいセンター	高知市高須新町二丁目5-15	S57
8	五台山ふれあいセンター	高知市五台山2945-2	S60
9	三里ふれあいセンター	高知市仁井田4229-2	S47
10	長浜ふれあいセンター	高知市長浜690-5	S56
11	浦戸ふれあいセンター	高知市浦戸274-9	S50
12	御豊瀬ふれあいセンター	高知市御豊瀬252	H01
13	大津ふれあいセンター	高知市大津乙930-5	S61
14	介良ふれあいセンター	高知市介良乙2286	S58

	名称	区分	時間利用 1時間につき
1	朝倉ふれあいセンター	和室、会議室、実習室	120円～530円
2	鴨田ふれあいセンター	多目的ホール、和室	120円～590円
3	初月ふれあいセンター	大会議室、小会議室	70円～290円
4	秦ふれあいセンター	大会議室、小会議室、和室、実習室	120円～340円
5	一宮ふれあいセンター	和室、教養娯楽集会室	-
6	布師田ふれあいセンター	和室、会議室、実習室	90円～240円
7	高須ふれあいセンター	ホール、会議室、実習室	80円～410円
8	五台山ふれあいセンター	和室、会議室、実習室	180円～380円
9	三里ふれあいセンター	ホール、会議室、和室、実習室	150円～400円
10	長浜ふれあいセンター	和室、大ホール、小ホール	100円～340円
11	浦戸ふれあいセンター	和室、会議室	50円～210円
12	御豊瀬ふれあいセンター	ホール、和室、実習室	160円～510円
13	大津ふれあいセンター	和室、会議室、実習室	80円～210円
14	介良ふれあいセンター	会議室、和室、実習室	120円～260円

また、平成 24 年度における各センターの稼働率は次のとおりである。

	名称	貸室数	回数	人数	稼働率
1	朝倉ふれあいセンター	3	934	17,520	41.2%
2	鴨田ふれあいセンター	2	1,471	19,499	97.3%
3	初月ふれあいセンター	2	531	10,505	35.1%
4	秦ふれあいセンター	4	1,216	21,516	40.2%
5	一宮ふれあいセンター	2	809	11,816	53.5%
6	布師田ふれあいセンター	4	604	10,616	20.0%
7	高須ふれあいセンター	3	553	11,840	24.4%
8	五台山ふれあいセンター	5	809	16,302	21.4%
9	三里ふれあいセンター	5	1,146	11,773	30.3%
10	長浜ふれあいセンター	3	1,232	23,283	54.3%
11	浦戸ふれあいセンター	5	446	4,934	11.8%
12	御豊瀬ふれあいセンター	3	408	5,340	18.0%
13	大津ふれあいセンター	5	1,450	21,145	38.4%
14	介良ふれあいセンター	4	564	7,606	18.7%

(\*) 回数は、午前(10時から12時)と午後①(13時から15時)、午後②(15時から17時)の3区分内で使用された回数を数えており、稼働率は回数を年間の稼働可能回数(252日×貸室数×回数)で除算した割合である。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①センター別の歳出の把握について（意見）

ふれあいセンターにかかる歳出額について、センター別に集計されておらず、個々のセンターの運営、維持管理にどれ程の費用がかかっているのかが、容易には把握できない状況である。

「2. 全市的に改善を求める事項（4）個別施設に係る歳出の区分把握」に記載のとおり、各所管課の管理資料としては施設別の歳出を把握すべきであると考ええる。

なお、本監査につき作成を依頼したセンター別の歳出状況は、次のとおりである。

（単位：千円）

	報酬	共済費	旅費	需要費	役務費	委託料	使用料 及び賃 借料	工事請 負費	備品購 入費	負担金	合計
朝倉	2,329	374	49	1,379	176	3,862	135	0	0	0	8,306
鴨田	2,329	374	49	163	140	2,700	171	0	0	0	5,928
初月	2,329	357	0	1,262	113	4,523	120	0	0	0	8,706
秦	2,329	317	0	1,099	137	4,102	139	0	0	0	8,124
一宮	2,329	374	78	1,402	126	3,752	179	0	74	0	8,317
布師田	2,329	374	78	1,531	187	3,445	165	0	72	0	8,183
高須	2,329	357	0	1,205	146	3,911	104	0	0	0	8,053
五台山	2,329	374	78	1,435	223	4,260	163	0	0	0	8,863
三里	2,329	374	49	1,277	399	3,561	126	0	0	0	8,116
長浜	2,329	374	49	1,309	103	4,567	308	0	16	0	9,057
浦戸	2,329	374	135	857	88	3,871	97	0	0	6	7,760
御豊瀬	2,329	374	78	1,029	126	3,421	66	840	0	0	8,264
大津	2,329	374	78	1,662	241	3,867	195	2,113	0	6	10,868
介良	2,329	374	24	819	174	3,925	199	0	0	0	7,846
合計	32,608	5,149	746	16,435	2,385	53,771	2,170	2,953	164	12	116,398

（\*）報酬は各センターに非常勤職員として配置されているふれあいセンター長に対するもの（月額194,100円）である。

## ②ふれあいセンターのあり方について（意見）

平成 24 年度のふれあいセンターの歳入歳出額は、歳出額が 116 百万円、歳入額が 2 百万円となっており、歳出超過額は 114 百万円となっていた。

各ふれあいセンターの稼働率は、鴨田ふれあいセンターの 9 割を除き、概ね 2 割から 4 割程度である中で、それらの建築年数は 20 年以上が経過しており、建物の老朽化が懸念されるところである。

こうした中で、鴨田ふれあいセンター、三里ふれあいセンター及び長浜ふれあいセンターを視察したところ、特に鴨田ふれあいセンターでは、市民により活発に利用されており、施設の有効利用の状況が窺えた。

鴨田ふれあいセンターは複合施設である高知市西部健康福祉センター（以下、本項では「西部健康福祉センター」という。）の施設の一部であり、西部健康福祉センターの施設概要は次のとおりである。

	施設名称	所管課
1 階	子育て支援センター（ぽけっとランド）	子育て支援課
2 階	鴨田ふれあいセンター	地域コミュニティ推進課
	鴨田ふれあいセンター図書室	市民図書館
3 階	西部高齢者いきいきセンター	高齢者支援課
	西部地域高齢者支援センター	高齢者支援課

西部健康福祉センターは平成 19 年 4 月 1 日に開設しており、高齢者福祉の増進を図るとともに、市民の健康の増進及び向上、地域におけるコミュニティ活動の推進や子育ての支援の拠点となることを目的とする複合施設である。

鴨田ふれあいセンターは、以前は独立した建物であったが、建物の老朽化が懸念されたこともあり、新たに建設される西部健康福祉センターに含められることとなった。

こうして施設が新しくなったことや、複合施設化に伴う他施設との相乗効果から、稼働率が他のふれあいセンターと比較しても極めて高く、複合施設としての成功事例であると考えられる。

鴨田ふれあいセンターの事例を参考に、他のふれあいセンターや公民館等においても複合施設化の設置を見据え、施設間での統廃合を実施し、総合的な管理コストの削減を図ることが望まれる。

<現場写真：三里ふれあいセンター>

【ホール】



【会議室】



<現場写真：長浜ふれあいセンター>

【外観】



【大ホール】



【小ホール】



<現場写真：鴨田ふれあいセンター（西部健康福祉センター）>

【外観】



【和室】



### (3) 市民会館使用料

#### 1) 概要

##### ①全般

「高知市立市民会館条例」に基づき徴収している使用料であり、市内13カ所に設置されている市民会館の会議室等の使用に伴い徴収している。

「高知市立市民会館条例」では、社会福祉法第2条第3項第11号に基づく事業を行い、基本的人権の尊重と人権・同和問題の速やかな解決に資するため、市民会館を設置するとされており、社会福祉法という「隣保館」である。

##### 【社会福祉法第2条第3項第11号】

隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

当該条例及び条例施行規則において、市民会館では基本事業を行うほか、地域の実情に応じて特別事業を行うこととされており、貸館施設の性格のみを有するものではない。

また、市民会館（隣保館）の運営にあたっては、国庫補助金が交付されており、補助額は対象運営経費の半額となっている。

区分	名称	内容
基本事業	社会調査及び研究事業	地域住民の生活の実態を調査し、その改善向上を図るため必要な事項を研究する事業
	相談事業	地域住民に対し、生活及び人権に関する相談に応じ、適切な助言及び指導を行う事業とし、当該相談に当たっては、住民の利便を考慮し、機動的な相談体制を確立するものとし、当該相談の結果必要があると認めるときは、関係行政機関、社会福祉施設等に連絡又は紹介を行うとともに、適切な支援を行うよう努めるものとする。
	啓発・広報活動事業	広く人権に関する住民の理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発及び広報活動を行う事業
	地域交流事業	住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等住民の交流を図る事業
	周辺地域巡回事業	市民会館の利用が困難な周辺地域住民に対し、専門家による巡回相談、啓発講演会の開催等を実施する事業
	地域福祉事業	地域における様々な生活上の課題の解決を図るため、各地域の実情に応じて行う事業
特別事業	市民会館デイサービス事業	障害者、高齢者等が市民会館を利用して、創作・軽作業、日常生活訓練等を行うことにより、その自立を助長し、生きがいを高める事業
	地域交流促進事業	休日開館や各種講座等の開催により住民相互の交流・促進を図る事業
	継続的相談援助事業	長期的及び継続的な支援を必要とする者に対し、総合的な相談援助を行う事業

## ②歳入及び歳出の状況

平成22年度から平成24年度までの「歳入決算調」及び「歳出決算調」の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	市民会館使用料	717	585	575
	隣保館運営等事業費補助金	72,737	62,185	57,573
	市民会館雑入	21	25	2
計 (A)		73,475	62,795	58,150
歳出 【市民会館管理費】	報酬	20,358	20,563	20,563
	給料	32,643	27,000	27,204
	職員手当等	14,503	10,966	10,946
	共済費	13,801	11,583	11,604
	賃金	1,727	1,728	1,646
	報償費	4,688	3,680	3,774
	旅費	371	421	361
	需用費	19,666	17,322	16,852
	役務費	2,711	2,475	2,675
	委託料	16,953	16,823	15,711
	使用料及び賃借料	2,401	1,609	1,669
	工事請負費	-	5,558	-
	備品購入費	209	467	856
	負担金補助及び交付金	1,090	1,094	1,070
償還金利子及び割引料	-	-	666	
計 (B)		131,126	121,289	115,601
差引き (A-B)		△57,651	△58,494	△57,451

<参考：歳出【市民会館事業費】>

区分	内容	H22	H23	H24
歳出 【市民会館事業費】	報償費	4,213	2,059	2,036
	需用費	856	957	923
	役務費	331	336	312
	委託料	36,124	37,852	38,227
計 (C)		41,525	41,206	41,499
差引き (A-B-C)		△99,177	△99,700	△98,950

### ③施設の概況

各施設の概況及び使用料単価は、次のとおりである。

	名称	位置	建築年度	構造	建物延面積 (㎡)
1	潮江市民会館	高知市南河ノ瀬町 161 番地	S50	RC2 階建	266.40
2	朝倉市民会館	高知市朝倉東町 24 番 33 号	S46	RC2 階建	268.40
3	長浜市民会館	高知市長浜 4250 番地 7	S58	RC2 階建	799.99
4	小高坂市民会館	高知市山ノ端町 32 番地 5	S58	RC2 階建	724.52
5	海老川市民会館	高知市朝倉己 419 番地 3	S41	RC2 階建	268.40
6	一宮市民会館	高知市一宮西町三丁目 22 番 14 号	S41	RC2 階建	268.40
7	小石木市民会館	高知市小石木町 182 番地 4	S42	RC2 階建	268.40
8	西山市民会館	高知市神田 134 番地 26	S42	RC2 階建	268.40
9	介良市民会館	高知市介良丙 329 番地	H13	木造 2 階建	420.08
10	松田市民会館	高知市朝倉己 959 番地 1	S53	RC2 階建	197.38
11	朝倉総合市民会館	高知市朝倉戊 585 番地 1	S53	RC2 階建	755.82
12	春野秋山市民会館	高知市春野町秋山 107 番地 1	H7	RC2 階建	252.94
13	春野弘岡中市民会館	高知市春野町弘岡中 134 番地 1	S49	RC2 階建	493.07

	名称	区分	時間利用 1 時間につき
1	潮江市民会館	集会室、大会議室	140 円～250 円
2	朝倉市民会館	調理室、和室、ホール	140 円～240 円
3	長浜市民会館	ホール、和室、中会議室、小会議室	40 円～1,160 円
4	小高坂市民会館	ホール、小会議室、和室、集会室	70 円～1,250 円
5	海老川市民会館	調理室、和室、ホール	150 円～250 円
6	一宮市民会館	調理室、大会議室、和室	150 円～250 円
7	小石木市民会館	ホール、和室	100 円～240 円
8	西山市民会館	会議室、ホール、和室	130 円～240 円
9	介良市民会館	教養娯楽室、会議室	330 円～400 円
10	松田市民会館	相談室、ホール	40 円～320 円
11	朝倉総合市民会館	ホール、図書室	200 円～1,160 円
12	春野秋山市民会館	ホール、図書室、和室、調理室	90 円～330 円
13	春野弘岡中市民会館	調理室、実習室、会議室、ホール	80 円～550 円

(\*) 区分ごとに面積あたりの単価を定め、各施設の面積から 1 時間あたりの使用料を定めている。

#### ④施設別の歳入の状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの施設別の歳入は、次のとおりである。

(単位：千円)

	名称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1	潮江市民会館	24	14	3
2	朝倉市民会館	0	0	—
3	長浜市民会館	200	149	117
4	小高坂市民会館	364	293	308
5	海老川市民会館	—	—	—
6	一宮市民会館	1	0	0
7	小石木市民会館	38	18	48
8	西山市民会館	24	18	24
9	介良市民会館	4	1	—
10	松田市民会館	—	—	—
11	朝倉総合市民会館	56	80	72
12	春野秋山市民会館	0	—	—
13	春野弘岡中市民会館	1	4	—
	計	717	585	575

#### ⑤施設別の運営体制

施設別の職員の配置状況は、次のとおりであり、比較的規模の大きい 4 施設には正職員が館長として配置され、残りの 9 施設は非常勤の特別職の館長（月額報酬：190,400 円）が配置されている。

	名称	正職員館長	非常勤の特別 職館長	再任用 職員	臨時職員
1	潮江市民会館	—	1 名	—	—
2	朝倉市民会館	—	1 名	—	—
3	長浜市民会館	1 名	—	1 名	1 名
4	小高坂市民会館	1 名	—	1 名	—
5	海老川市民会館	—	1 名	—	—
6	一宮市民会館	—	1 名	—	—
7	小石木市民会館	—	1 名	—	—
8	西山市民会館	—	1 名	—	—
9	介良市民会館	—	1 名	—	—
10	松田市民会館	—	1 名	—	—
11	朝倉総合市民会館	1 名	—	1 名	—
12	春野秋山市民会館	—	1 名	—	—
13	春野弘岡中市民会館	1 名	—	1 名	—
	計	4 名	9 名	4 名	1 名

## 2) 監査の結果及び意見

### ①施設別の歳出の把握について（意見）

歳出の市民会館管理費には、13の市民会館での各種コストが計上されている。

したがって、個々の市民会館の運営、維持管理にどれ程の費用がかかっているのかが、容易には把握できない状況である。

「2. 全市的に改善を求める事項（4）個別施設に係る歳出の区分把握」に記載のとおり、各所管課の管理資料としては施設別の歳出を把握すべきであるとする。

### ②各施設の稼働状況の整理について（意見）

本監査にあたり、各施設の稼働状況を確認したところ、所管課において市民会館が主催するデイサービス事業、成人学級等におけるデータ集計や、市民会館利用許可申請書による集計はされているが、施設毎に稼働状況の整理がされていなかった。

今後は、施設毎の稼働状況を整理すべきである。

なお、本監査につき、市民会館利用許可申請書（貸館）に基づく各施設の稼働状況を整理したものは、次のとおりである。

<施設別の稼働率>

名称	区分	H23 年度			H24 年度			H25 年度 (4月～9月)		
		使用 日数	開館 日数	稼働 率	使用 日数	開館 日数	稼働 率	使用 日数	開館 日数	稼働 率
潮江	集会室	42	295	14%	41	297	14%	14	151	9%
	大会議室	69	295	23%	51	297	17%	25	151	17%
朝倉	調理室	6	295	2%	1	297	0%	0	151	0%
	和室	17	295	6%	11	297	4%	6	151	4%
	ホール	86	295	29%	78	297	26%	76	151	50%
長浜	ホール	197	295	67%	198	297	67%	91	151	60%
	和室 (1階)	17	295	6%	3	297	1%	0	151	0%
	中会議室	113	295	38%	139	297	47%	71	151	47%
	小会議室	80	295	27%	118	297	40%	56	151	37%
小高坂	ホール	140	295	47%	141	296	48%	83	151	55%
	小会議室	16	295	5%	130	296	44%	59	151	39%
	和室	7	295	2%	84	296	28%	0	151	0%
	集会室	87	295	29%	118	296	40%	65	151	43%
海老川	調理室	0	295	0%	0	297	0%	0	151	0%
	和室	0	295	0%	0	297	0%	0	151	0%
	ホール	0	295	0%	1	297	0%	20	151	13%
一宮	調理室	0	295	0%	0	297	0%	0	151	0%
	大会議室	50	295	17%	79	297	27%	56	151	37%
	和室	0	295	0%	2	297	1%	17	151	11%
小石木	ホール	163	295	55%	219	297	74%	101	151	67%
	和室	63	295	21%	59	297	20%	13	151	9%
西山	会議室	64	295	22%	74	297	25%	32	151	21%
	ホール	245	295	83%	274	297	92%	142	151	94%
	和室	0	295	0%	0	297	0%	1	151	1%
介良	教養娯楽室	3	295	1%	6	296	2%	5	151	3%
	会議室	51	295	17%	57	296	19%	57	151	38%
松田	相談室	0	295	0%	0	296	0%	0	151	0%
	ホール	19	295	6%	0	296	0%	0	151	0%
朝倉 総合	ホール	79	295	27%	102	297	34%	53	151	35%
	図書室	14	295	5%	20	297	7%	33	151	22%
秋山	ホール	155	244	64%	167	245	68%	75	125	60%
	図書室	0	244	0%	0	245	0%	0	125	0%
	和室	7	244	3%	8	245	3%	0	125	0%
	調理室	0	244	0%	6	245	2%	0	125	0%
弘岡中	調理室	4	296	1%	0	296	0%	1	151	1%
	実習室	4	296	1%	6	296	2%	1	151	1%
	和室	0	296	0%	-	-	-	-	-	-
	ホール	53	296	18%	45	296	15%	30	151	20%
	会議室	0	296	0%	3	296	1%	2	151	1%

### ③施設の統廃合について（意見）

本監査においては、長浜市民会館、朝倉総合市民会館、松田市民会館の3施設を視察した。

朝倉総合市民会館と松田市民会館は昭和53年、長浜市民会館は昭和58年建築の施設であり、いずれも施設の老朽化が見て取れた。

この点、平成24年度における貸館としての稼働率は、長浜市民会館（ホール）は67%、朝倉総合市民会館（ホール）は34%、松田市民会館（ホール）は0%であり、市民会館事業実施のための施設利用を加えた稼働率は、長浜市民会館で71%、朝倉総合市民会館で49%、松田市民会館は変更なく0%となり、長浜市民会館を除き十分な利用がなされているとは言い難い状況である。

とりわけ松田市民会館は、貸館としての稼働率がゼロであり、貸館以外の機能として当該施設が地域住民に活発に活用されている実態が見て取れなかった。視察対象となったのは松田市民会館であるが、貸館としての稼働率が数パーセントと著しく低い施設は、同様な状況にあると推測する。

一方で、こうした施設にも非常勤の特別職館長が配置され、年間で220万円の報酬が支払われている。国庫補助金の交付があり、実質的な支出が110万円であるにせよ、見直し余地の大きい支出と考える。

市では、公民館、ふれあいセンター、コミュニティセンター、健康福祉センター等、地域住民の利活用を前提とした各種の施設を設置しており、市民会館の近隣にもこうした施設が設置されている。例えば、松田市民会館、朝倉総合市民会館、鴨田ふれあいセンターは、自動車でも数分の距離にある。

市民会館の多くは、昭和40年代から昭和50年代に建築されており、施設の老朽化はもちろん耐震上の問題も今後の課題になると考える。

今後については、当該施設が社会福祉法に基づく施設であることや歴史的経緯を踏まえながらも統廃合を含めた市民会館のあり方を検討し、歳出の削減につながるよう努めることが望まれる。また、その際には、近隣にある市民会館以外のその他の施設も含めて総合的に検討することが必要である。

<現場写真：長浜市民会館>

【外観①】



【外観②】



【ホール①】



【ホール②】



【中会議室】



【小会議室】



<現場写真：朝倉総合市民会館>  
【外観】



【ホール】



【図書室】



<現場写真：松田市民会館>  
【外観】



【ホール】



## (4) 鏡文化ステーションRIO 使用料

### 1) 概要

#### ①全般

鏡文化ステーションRIOは、平成7年10月に中山間地域における社会教育及び市民文化の振興並びに健康の増進を図ることを目的として設置された複合施設である。施設内には入浴施設、温泉スタンド、鏡公民館、ギャラリー白雲、レストラン、図書館鏡分室がある。このうち、入浴施設、温泉スタンドは高知市鏡地域婦人会が指定管理者として管理運営を行っており、その他の施設の建物管理等一部の業務も同様に同一の指定管理者が行っている。

#### 【鏡文化ステーションRIOの全体像】

階	施設内容	
3F	鏡公民館 (会議室、和室等)	ギャラリー白雲 (無料)
2F		図書館鏡分室
1F	入浴施設 (有料)、レストラン	

(\*) 温泉スタンド (有料) は屋外に設置。

#### 【施設の管理運営の概要】

区分	建物管理者	運営方法
入浴施設	指定管理者	指定管理者
温泉スタンド		直営 (*1)
鏡公民館		直営 (*2)
ギャラリー白雲		目的外使用 (*3)
レストラン		委託 (*3)
図書館鏡分室		

(\*1) 日曜貸室業務のみ指定管理者。その他は直営。

(\*2) 日曜開館のみ指定管理者。その他は直営。

(\*3) 目的外使用許可や委託を受けている団体は、指定管理者と同じ高知市鏡地域婦人会である。

入浴施設や温泉スタンドの利用料は指定管理者の収入となるため、市の歳入である鏡文化ステーションRIO使用料にはレストラン等の目的外使用料のみが計上されている。

## ②歳入及び歳出の状況

鏡文化ステーション R10 に関する歳入及び歳出の状況は次のとおりである。なお、本監査において、歳出は簡便的に指定管理料のみを集計しており、公民館や図書館の管理等に係る歳出は含めていない。

(単位：千円)

区分	名称	H22	H23	H24
歳入	鏡文化ステーション R10 使用料	125	148	131
	計 (A)	125	148	131
歳出	指定管理料	5,800	6,000	9,142
	計 (B)	5,800	6,000	9,142
	差引き (A-B)	△5,674	△5,851	△9,010

(\*) H24 より、指定管理の範囲が拡大（ギャラリー白雲の日曜開館等）されたため、委託料が増加している

なお、上表の鏡文化ステーション R10 使用料の内訳は、次のとおりである。

内訳	使用料
レストラン	117 千円
自動販売機	4 千円
携帯電話ブースタ	9 千円
合計	131 千円

## 2) 監査の結果及び意見

### ①指定管理料の算定について（意見）

鏡文化ステーションRIOは大部分を高知市鏡地域婦人会が指定管理者として管理運営を行っており、その施設内に目的外使用許可を得て自動販売機及びレストランを設置している。その概要は次のとおりである。

	目的外使用料	収入	指定管理料への反映
自動販売機	4千円	153千円	反映
レストラン	67千円	不明	未反映

平成24年度～平成26年度の指定管理料の算定根拠は以下のとおりである。

	科目	現行の指定管理料の積算
収入	入浴施設利用料	8,777
	温泉スタンド	40
	自販機収入等	365
	レストランに関する収入	(*)
計		9,182
支出	人件費	3,108
	事務費	289
	事業費	288
	管理費	14,639
	レストランに関する支出	(*)
計		18,324
指定管理料（収入-支出）		9,142

(\*) レストランに関する収入、支出は指定管理料に反映されていない。

上記のとおり自主事業となっている自動販売機の収入は指定管理料の積算に反映されているが、レストランに関する収入、支出は反映されていない。

レストランの経営により、莫大な利益をあげているとは考えていないが、運営利潤の概算は把握し、これを指定管理料の積算に加味することで、少しでも指定管理料を削減するべきである。

### ②指定管理者の公募について（意見）

既述のように鏡文化ステーションRIOは、高知市鏡地域婦人会が指定管理者として管理運営を行っている。この指定管理者の選定は、地域組織であり地元及び地元組織と連携を取りながら社会教育及び地域振興を行える組織であることから指名により行われている。

しかし、鏡文化ステーションRIOは入浴施設の収入増が指定管理者の利益となり、利用者を増加させるインセンティブが働くため、民間能力の活用に適した施設であると考えられる。

「2. 全市的に改善を求める事項 (3) 施設利用者から使用料を徴収する場合の指定管理者の選定」に記載のとおり、施設全体の収支を踏まえた指定管理者の公募を実施すべきである。

<現場写真：鏡文化ステーションRIO>

【外観】



【温泉スタンド】



【会議室】



【和室】



## (5) 中山間地域構造改善センター使用料

### 1) 概要

#### ①全般

中山間地域構造改善センターは、平成2年8月に設置された農林水産業の振興、地域住民の生活改善を図ることを目的とした施設である。当該施設は市直営の施設であり、高知市森林組合がその一部の目的外使用許可（使用料は全額減免）を受け、事務所として使用している。会議室、調理実習室等が整備されそれぞれ以下のとおり使用料が設定されている。

(単位：円)

区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午後9時から 午後10時まで
大会議室	—	2,580	3,440	3,440	860
2階会議室	全面	1,710	2,280	2,280	570
	半面	1,050	1,400	1,400	350
調理実習室	—	1,260	1,680	1,680	420
和室	全面	2,160	2,880	2,880	720
	半面	1,260	1,680	1,680	420

当該施設の過去3年間の利用状況は次のとおりである。

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	利用時間 (時間)	稼働率 (%)	利用時間 (時間)	稼働率 (%)	利用時間 (時間)	稼働率 (%)
大会議室	314.5	8.9	214.5	6.0	194.5	5.5
2階会議室	609.0	17.2	717.0	20.1	550.5	15.6
調理実習室	185.5	5.2	186.5	5.2	166.5	4.7
和室	408.0	11.5	420.5	11.8	440.5	12.4
各部屋平均	379.3	10.7	384.6	10.8	338.0	9.5

(\*) 稼働率は利用時間を年間利用可能時間で除して算定

#### ②歳入及び歳出の状況

中山間地域構造改善センターに関する歳入及び歳出の状況は次のとおりである。利用者のほとんどが使用料の減免を受けているため、使用料収入はほとんど計上されていない。

(単位：千円)

区分	名称	H22	H23	H24
歳入	中山間地域構造改善センター使用料	115	32	20
	計 (A)	115	32	20
歳出	需用費	2,012	1,915	2,143
	委託料	1,103	1,081	1,582
	その他	149	145	24
	計 (B)	3,266	3,142	3,749
	差引き (A-B)	△3,150	△3,109	△3,728

## 2) 監査の結果及び意見

### ①施設のあり方の検討について（意見）

中山間地域構造改善センターは稼働率が過去3年間平均10%前後と低迷している。また、施設の収支は減免団体の利用がほとんどであり、光熱水費やエレベーター保守、清掃委託等の維持管理費が継続的に発生することから、3百万円程度の歳出超過が継続して発生している状況である。

当該施設は2階会議室が最も多く利用されており、主な利用者は鏡文化推進協議会、高知市森林組合、高知市地域コミュニティ推進課等である。近隣の市の施設である鏡文化ステーションRIOにも会議室や和室が設置されており、当該施設の機能を代替できる部分も多いと考えられる。

このため、利用の少ない施設の管理費を節減し、市民負担を軽減する観点から、施設のあり方を抜本的に検討することが必要である。

<現場写真：中山間地域構造改善センター>

【外観】



【大会議室】



【調理実習室】



【和室】



## 5. 文化活動の利用を前提とした施設の使用料等について

### (1) 文化プラザ使用料

#### 1) 概要

##### ①全般

「高知市文化プラザ条例」に基づき、徴収している使用料である。

高知市九反田 2 番に設置されている『高知市文化プラザ（愛称：かるぽーと）』における目的外使用料が歳入に計上されている。

かるぽーとは、多目的ホールや中央公民館等を有し、平成 13 年 10 月に竣工し、平成 14 年 4 月に開館した複合施設である（建設費等の総事業費は 195 億円）。

<かるぽーとの全体像>

階	施設		内容
11F	中央 公民館		大講義室、軽運動室、音楽室
10F			工芸室、彫塑・陶芸室、陶芸窯室、絵画室、調理室
9F			第1・2・3学習室、特別学習室、第1・2・3和室、茶室
8F			公民館ロビー、事務室
7F	市民ギャラリー		第1・2・3・4・5展示室
5F	文化 ホール	横山隆一 記念 まんが館	企画展示室、事務室
4F			横山隆一展示室
3F			まんが館入口、ミュージアムショップ、喫茶、事務室
2F			大ホール、小ホール、第1・2スタジオ、録音室、総合案内等
1F			レストラン、大ホール搬入口等
B1F	駐車場		駐車場
B2F			
B3F			

当該複合施設建物の維持管理は、平成 21 年度から公募による指定管理者制度が導入されており、平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間について「高知市文化プラザ共同企業体」が、指定管理者となっている。

高知市文化プラザ共同企業体（以下、本項では「共同企業体」という。）の構成企業	株式会社 四国舞台テレビ照明
	四電ビジネス 株式会社
	三菱ビルテクノサービス 株式会社
	株式会社 シアターワークショップ

なお、当該建物全体の維持管理に加え、文化ホールと市民ギャラリーの運営も共同企業体が指定管理者となっている。そして、中央公民館と横山隆一記念まんが館は、「公益財団法人高知市文化振興事業団（以下、本項では「文化振興事業団」という。）」にその運営を委託しており、市の直営で運営される施設はない状態である。

複合施設かるぽーとの運営状況等の概況は、次のとおりである。

階	施設	施設の運営	建物の維持管理	
11F	中央公民館	文化振興事業団	共同企業体	
10F				
9F				
8F				
7F	市民ギャラリー	共同企業体		
5F	文化ホール	横山隆一 記念 まんが館		
4F				文化振興 事業団
3F				
2F		共同企業体		
1F				
B1F	駐車場	共同企業体		
B2F				
B3F				

各施設の運営状況の相違により、市で計上される使用料の状況も異なっており、それらを要約すると次のようになり、本項では文化プラザ使用料についての指摘を述べており、中央公民館等の他施設に係る使用料は、他の項で述べている。

歳入	内容	備考
文化プラザ使用料	共同企業体以外に対する施設の目的外使用料	文化ホール、市民ギャラリー、駐車場の利用料は共同企業体に帰属する。
中央公民館使用料	中央公民館利用者からの徴収する利用料	
文化プラザまんが館観覧料	横山隆一記念まんが館の観覧者から徴収する利用料	

## ②歳入及び歳出の状況

平成22年度から平成24年度までの「歳入決算調」及び「歳出決算調」の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	文化プラザ使用料	4,236	4,212	3,869
	計(A)	4,236	4,212	3,869
歳出	需用費	3,524	2,169	1,159
	役員費	-	512	-
	委託料	244,720	244,264	265,429
	使用料及び賃借料	-	-	11
	工事請負費	10,828	7,694	16,065
	備品購入費	1,312	199	2,372
	負担金補助及び交付金	39,964	39,864	56,874
	委託料(繰越明許)	-	-	388
	工事請負費(繰越明許)	-	-	5,424
	計(B)	300,351	294,703	347,724
	差引き(A-B)	△296,114	△290,491	△343,855

(\*) 後述するが、上表の歳出には中央公民館や横山隆一記念まんが館に係る各種の歳出が含まれている。

(参考：中央公民館等の歳入)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	中央公民館使用料	20,975	20,803	18,497
	文化プラザまんが館観覧料	892	834	1,057
	計	21,868	21,637	19,554

また、歳出の大部分を占める委託料の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

相手先	内容	H22	H23	H24
共同 企業体	指定管理料	165,700	166,501	187,529
	小計	165,700	166,501	187,529
文化 振興 事業団	施設運営委託料(*1)	34,821	44,163	32,370
	まんが館事業委託料	24,775	23,218	35,114
	派遣職員の手当等	9,394	-	-
	その他まんが館関係委託料	3,594	4,120	3,753
	高知市文化祭事業委託料	6,435	6,242	6,242
	小計	79,020	77,744	77,480
その他		-	18	420
	計	244,720	244,264	265,429

(\*1) 中央公民館及び横山隆一記念まんが館の運営業務委託料である。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①各施設の歳出の把握について（意見）

現在、歳入は各施設別に区分計上されているが、各施設の歳出は、「社会教育総務費（目） - 文化プラザ費（細目）」として一体で計上されている。ただし、中央公民館に係る事業費部分は、「公民館費（目） - 公民館総務費（細目）」で計上されている。

したがって、各施設の歳出の状況は、容易に把握できない状況である。

複合施設として、建物全体の維持管理を指定管理としているため、厳密な施設の歳出を把握することには限界があると考ええる。

しかし、特定の施設を維持・運営するにあたって、どの程度のコストがかかるのかを可視化することは施設の効率的な運営をチェックする意味において重要な視点となる。

「2. 全市的に改善を求める事項（4）個別施設に係る歳出の区分把握」に記載のとおり、各所管課の管理資料としては施設別の歳出を把握すべきであると考ええる。

### ②文化ホール等をめぐる文化振興事業団の無償使用について（意見）

平成 24 年度の文化ホール等の稼働状況は次のとおりであり、理論上の使用可能回数等を基礎とする中で、一定程度の稼働率を確保できていると言える。

区分		
大ホール	使用可能回数(A)	861 回
	使用回数(B)	515 回
	稼働率(B/A)	59.8%
小ホール	使用可能回数(A)	884 回
	使用回数(B)	569 回
	稼働率(B/A)	64.4%
スタジオ (第 1、2 スタジオ の合算)	使用可能回数(A)	1,896 回
	使用回数(B)	826 回
	稼働率(B/A)	43.6%
ギャラリー	延べ使用可能日数(A)	1,679 日
	延べ使用日数(B)	1,261 日
	稼働率(B/A)	75.1%

また、共同企業体との指定管理の枠組みにおいては、「文化振興事業団が施設を使用する場合は、利用料金を全額免除する」こととされている。平成 22 年度から平成 24 年度までの期間で、文化振興事業団が施設を利用し、減免された利用料金は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
文化振興事業団への減免額	13,943	14,896	20,464

(\*) 平成 24 年度はかるぼーと開館 10 周年であり、文化振興事業団が多数の企画イベント等を実施したため、多額になっている。

文化振興事業団は市の外郭団体であり、その運営等に市補助金が交付されており、当該減免を無くしたとしても最終的な市の負担は増減しないという考えも可能である。  
また、現状の稼働率に文化振興事業団の利用が寄与している事実もあると考えられる。

しかし、施設の利用料金が全額免除される文化振興事業団の利用が際限なく広がれば、一般の利用枠が減少し市が負担する指定管理料の増額をもたらせたり、施設利用度を高めるための指定管理者の創意工夫意欲を削ぐ結果をもたらしかねない。

今後は、文化振興事業団の無償利用枠に上限を定め、指定管理料の節減を模索することが望まれる。

なお、平成24年度の途中から、文化振興事業団主催事業の関係者の駐車場利用はすべて無償とされていた取扱いも廃止されている。

### <現場写真>

【大ホール】



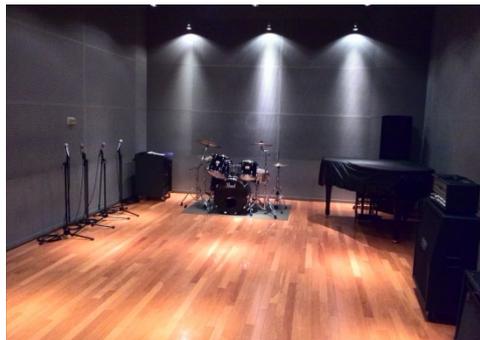
【小ホール】



【第1スタジオ】



【第2スタジオ】



## (2) 春野文化ホール使用料

### 1) 概要

#### ①全般

「高知市春野文化ホールピアステージ条例」に基づき、徴収している使用料である。

高知市春野町西分 340 番地に設置されている春野文化ホールピアステージ（以下、本項を「春野ピアステージ」という。）における目的外使用料が歳入に計上されている。

当該施設は、平成 22 年度から公募による指定管理者制度を導入しており、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 カ年、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年につき、株式会社四国舞台テレビ照明が指定管理者となっており、施設利用に伴い徴収する各種の使用料は、指定管理者に帰属している。

春野ピアステージは、固定席 456 席（立見席 50）を擁する大ホールを中心とした文化施設であり、大ホールの他にも、小ホール、練習室、会議室等が設けられている。

#### ②歳入及び歳出の状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの「歳入決算調」及び「歳出決算調」の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	春野文化ホール使用料	90	86	78
	春野文化ホール収入	314	771	545
計 (A)		404	857	624
歳出	報償費	494	144	223
	旅費	8	-	-
	需用費	1,577	267	1,027
	役員費	473	100	16
	委託料	33,082	32,541	33,005
	使用料及び賃借料	283	-	53
	工事請負費	-	1,050	812
計 (B)		35,919	34,103	35,140
差引き (A-B)		△35,515	△33,246	△34,516

(\*) 春野文化ホール収入は、市の自主文化事業のチケット販売収入である。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①稼働率を見据えた開館日の設定について（意見）

平成 24 年度の施設の稼働状況は次のとおりであり、先述のかるぼーとの文化ホールと比べて、十分な稼働があるとは言えない状況である。

区分		
大ホール	使用可能回数(A)	841 回
	使用回数(B)	247 回
	稼働率(B/A)	29.4%
小ホール	使用可能回数(A)	881 回
	使用回数(B)	277 回
	稼働率(B/A)	31.4%
練習室 1 (音楽系)	使用可能回数(A)	882 回
	使用回数(B)	107 回
	稼働率(B/A)	12.1%
練習室 2 (演劇系)	使用可能回数(A)	884 回
	使用回数(B)	101 回
	稼働率(B/A)	11.4%
和室	使用可能回数(A)	883 回
	使用回数(B)	108 回
	稼働率(B/A)	12.2%
会議室	使用可能回数(A)	883 回
	使用回数(B)	56 回
	稼働率(B/A)	6.3%
控室	使用可能回数(A)	883 回
	使用回数(B)	152 回
	稼働率(B/A)	17.2%

市内には、かるぼーとの文化ホール、高知県民文化ホール（大 1504 席、小 500 席）、高知県立美術館ホール（399 席）等の公的施設や、高知 RKC ホール（673 席）、ラ・ヴィータホール（250 席）等の民間施設が存在している。

こうした中で、何らかの施策の実施によって、春野町にある当該施設の稼働率が劇的に改善することは、あまり期待できないと考えられる。また、当該施設は平成 8 年 5 月に開館しているが、現地視察を踏まえても非常に立派な施設であり、当該施設を廃止する等の措置も経済的な観点からは妥当とは考えられない。

しかし、稼働率が高いとは言えない施設に対して、毎年 30 百万円を超える歳出超過を放置する姿勢も問題がある。

この点、後述する筆山文化会館では、稼働率が低くなる平日の午前については、施設の利用を停止し、各種のコスト削減を図っている。

現在、当該施設は月曜日を休館日（年末年始も休館日）としているが、施設の稼働状況を見据えた上で、平日の午前利用を制限する等の措置を講じ、指定管理料の節減を図ることが望まれる。

＜現場写真＞

【外観】



【共用部】



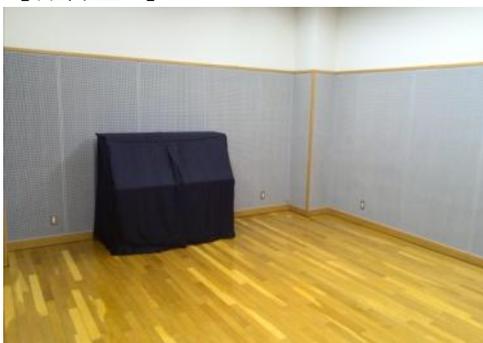
【大ホール】



【小ホール】



【練習室 1】



【練習室 2】



【会議室】



【和室】



### (3) 三里文化会館使用料

#### 1) 概要

##### ①全般

「高知市三里文化会館条例」に基づき徴収している使用料である。

三里文化会館は、高知市仁井田 1652 番地 1 に所在し、高知県の敷地を無償で借り受け、平成 7 年 2 月に竣工し同年 4 月に開館している施設である。

当該施設は、多目的ホール（電動 300 席）を中心に、研修室や和室の貸館も実施しており、これらの利用料が使用料として計上されている。

なお、当該施設の一画は「高齢者ふれあいルーム」とされており、17.5 畳の和室と 21 畳の和室が設けられ（一体利用も可能）、60 歳以上の市民であれば、17 時まで限り無償で利用できる。

(単位：円)

区分		午前	午後	夜間	全日
		9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～21 時	9 時～21 時
ホール	全面使用	17,080	22,780	17,080	51,240
	床使用	9,630	12,850	9,630	28,890
	舞台使用	7,450	9,930	7,450	22,340
控室 (1 室)		330	440	330	990
研修室		1,680	2,250	1,680	5,040
和室		1,620	2,160	1,620	4,860
高齢者ふれあいルーム		無料		2,150	—

(※1) ホール全面使用とは、舞台及び客席の同時使用。

(※2) ホール床使用とは、舞台を使用せず、客席部分のみ使用（電動席のため平面化が可能）。

(※3) ホール舞台使用とは、客席を使用せず、舞台のみ使用。

(※4) 営利又は営業の宣伝を目的とする場合、2 千円以上の入場料等を徴収する場合は、倍額。

当該施設の維持管理及び運営は、三里文化会館運営委員会（以下、本項では「運営委員会」という。）という地域住民で組成された団体に委託されている。

なお、当該施設は火曜日から日曜日までが開館日とされており、休館日は月曜日、祝日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）とされている。

##### ②歳入及び歳出の状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの「歳入決算調」及び「歳出決算調」の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	三里文化会館使用料	1,262	890	954
計 (A)		1,262	890	954
歳出	運営委員会への委託料	7,329	7,772	7,783
	その他の委託料	4,202	3,945	3,115
計 (B)		11,532	11,717	10,899
差引き (A-B)		△10,270	△10,827	△9,944

(※) 「歳出決算調」において、三里文化会館に係る支出は、「社会教育振興費」で計上されているが、当該細目には、他施設に係るコストも計上されており、本監査で通常の運営に係る委託料のみを抽出した。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①施設の歳出の把握について（意見）

三里文化会館に係る歳出は、社会教育振興費という細目の中で計上されるが、社会教育振興費には他の複数施設の歳出も計上されている。

このため、当該施設の維持管理及び運営にどれ程の費用がかかっているのかが、容易には把握できない状況である。

「2. 全市的に改善を求める事項（4）個別施設に係る歳出の区分把握」に記載のとおり、各所管課の管理資料としては施設別の歳出を把握すべきであるとする。

### ②施設のあり方について（意見）

平成 22 年度から平成 24 年度までの、当該施設の利用件数は次のとおりであり、開館日数から見て、利用度は低いことが窺える。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数	298 日	297 日	297 日
ホール（全面使用）	41 件	31 件	35 件
ホール（床使用）	14 件	13 件	10 件
ホール（舞台使用）	7 件	5 件	8 件
控室（1 号）	27 件	17 件	22 件
控室（2 号）	29 件	19 件	26 件
研修室	131 件	104 件	106 件
和室	66 件	50 件	58 件
高齢者ふれあいルーム和室（全面）	193 件	181 件	183 件

当該施設は、年間で約 300 日にわたり 9 時から 21 時まで開館する中で、利用区分ごとの利用件数は年間で数十件程度である。本監査にあたり、現場の視察を実施したが、利用率が低迷している様子が窺えた。

他方で、無料で利用できる高齢者ふれあいルームの利用は 200 件弱あり、施設利用の需要は一定程度あるとも考えられる。

この点、当該施設から徒歩で数分の所には、三里ふれあいセンターが設置されており、三里ふれあいセンターは昭和 48 年の建築であり建物の老朽化が見受けられる状況である（現場視察でも確認）。

現在、市には文化プラザ（かるぽーと：大 1085 席、小 200 席）や、春野文化ホール（ピアステージ：456 席）という類似の施設が設置されており、三里文化会館でのホール（舞台）需要が急速に高まるとは考えられない。また、三里文化会館のホールは、舞台使用時において電動席設備が整備されており、当該電動席設備に不良が発生した場合には多額の修理費を要する可能性がある。

したがって、ホールの利用は床使用に限定し、三里ふれあいセンターの機能を三里文化会館に移管することで、三里文化会館と三里ふれあいセンターの双方に係る維持管理費を節減すると共に、施設の利用率を高めていくことが望まれる。

<現場写真>

【外観①】



【外観②】



【ホール】



【研修室】



【貸館の和室】



【高齢者ふれあいルームの和室】



【施設共用部】



#### (4) 筆山文化会館使用料及びユース・ Hostel 使用料

##### 1) 概要

##### ① 全般

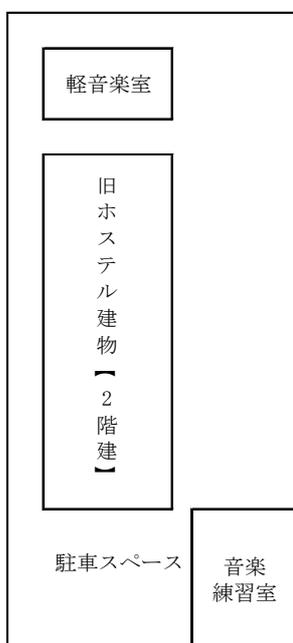
「高知市筆山文化会館条例」に基づき徴収している使用料である。

筆山文化会館は、高知市小石木町 30 番地 4 に所在する貸館施設であり、旧高知市筆山ユース・ Hostel (以下、本項では「旧 Hostel」という。) 建物と隣接している。

なお、旧 Hostel は、昭和 61 年に利用率の減少に伴い廃止され、筆山文化会館と共に、貸館施設として機能している。

当該施設の休館日は月曜日、年末年始(12月28日～1月4日)とされているが、平日(火曜日～金曜日)の午前9時から正午までの使用は受け付けていない。

< 筆山文化会館の全体像 >



< 筆山文化会館の使用料単価 >

区分		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後5時 ～午後10時
音楽練習室		1,270	1,690	2,110
軽音楽室		480	640	800
旧 Hostel	会議室	1,070	1,420	1,780
	談話室	660	880	1,100
	1階広間	660	880	1,100
	2階広間	660	880	1,100
	陶芸用電気窯	素焼き 7,900	本焼き 8,870	

(\*) 軽音楽室は、音響の関係上、午後5時以降の使用を中止している。

なお、使用料は旧 Hostel 建物に係る部分とそれ以外が区分計上されており、旧 Hostel 部分が「ユース・ Hostel 使用料」、それ以外の部分が「筆山文化会館使用料」となっている。

## ②歳入及び歳出の状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの「歳入決算調」及び「歳出決算調」の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	筆山文化会館使用料	1,009	1,093	1,272
	ユース・ホテル使用料	1,319	1,296	1,355
計 (A)		2,329	2,390	2,628
歳出	委託料 (施設の管理運営)	2,982	2,985	2,923
	委託料 (設備保守点検)	64	61	64
	委託料 (機械警備)	403	403	403
計 (B)		3,450	3,451	3,391
差引き (A-B)		△1,120	△1,060	△763

(\*) 「歳出決算調」において、筆山文化会館に係る支出は、「社会教育振興費」で計上されているが、当該細目には他施設に係るコストも計上されており、本監査で通常の運営に係る委託料のみを抽出した。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①施設の歳出の把握について（意見）

筆山文化会館に係る歳出は、社会教育振興費という細目の中で計上されるが、社会教育振興費には他の複数施設の歳出も計上されている。

このため、当該施設の維持管理及び運営にどれ程の費用がかかっているのかが、容易には把握できない状況である。

「2. 全市的に改善を求める事項（4）個別施設に係る歳出の区分把握」に記載のとおり、各所管課の管理資料としては施設別の歳出を把握すべきであると考ええる。

### ②施設のあり方について（意見）

平成 24 年度の稼働率（利用可能回数を分母とする）は次のとおりであり、音楽練習室や会議室の夜間帯利用度は非常に高い状況にあると言える。

区分	音楽練習室	軽音楽室	会議室	談話室	1階広間	2階広間
午前 9 時～正午	55%	71%	62%	60%	49%	20%
午後 1 時～午後 5 時	32%	32%	19%	73%	37%	10%
午後 5 時～午後 10 時	78%	—	74%	29%	26%	35%

当該施設は音楽練習室を中心に活発な利用が見受けられ、歳出超過も年間 1 百万円程度であり、文化活動の利用を前提とした施設としては、成功モデル的な位置づけを与えることができる。

しかし、旧ユースホテルが昭和 38 年、軽音楽室が昭和 39 年、音楽練習室が昭和 55 年の建築であり、施設建物の老朽化が著しく、本監査での現場視察によっても老朽化の事実を確認した。

当該施設を維持していくには、利用者の安全を確保する視点から耐震補強工事等の何らかの老朽化対策工事が近い将来において必要になると推測される。

こうした中で、近隣には中央公民館、アスパル高知、各所のふれあいセンター等の代替施設が整備されており、必ずしも筆山文化会館を存続させる必要性は高くないと考えられる。

近隣の代替施設の利用を周知する期間を設けた上で、当該施設は廃止し、当該施設での利用者を代替施設に取り込む方針を定めることが望まれる。

<現場写真：筆山文化会館>

【音楽練習室】



【軽音楽室】



【会議室】



【1階広間】



## 6. 商工関係で徴収される使用料等について

### (1) 長浜公設共同店舗使用料

#### 1) 概要

##### ①全般

「高知市長浜公設共同店舗条例」に基づき、徴収している使用料である。

高知市長浜 4295 番地に設置されていた共同店舗（計 12 店舗）の使用料であり、店舗の営業者から 1 m<sup>2</sup>当たり月額 404 円を徴収する。

当該共同店舗は、平成 24 年 8 月に用途廃止の上、土地及び建物が公売にて民間事業者売却されている。

##### ②歳入及び歳出の状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの使用料の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	長浜公設共同店舗使用料	611	679	161

上表の内訳は次のとおりであり、歳入のほとんどが現年分となっていた。なお、現年分については、収入未済となり滞納繰越となっているものはなく、滞納繰越は平成 22 年度以前の分である。

(単位：千円)

内訳	H22	H23	H24
現年分	575	656	157
滞納繰越分	36	23	4
計	611	679	161

なお、各年度別の滞納繰越額の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

内訳	H22	H23	H24
期首残高	8,578	8,542	8,519
収入済額	36	23	4
期末残高	8,542	8,519	8,515

## 2) 監査の結果及び意見

### ①滞納繰越への対応について（結果）

本監査にあたり、当該滞納繰越の督促状況を確認したところ、次のような状況であった。

(単位：千円)

No	名	滞納繰越額	最終入金日	市の対応			備考	
				督促説明会の開催	督促状の発送	督促の個別交渉	借受人	連帯保証人
1	A	245	不明	不明	—	—	S63/6 団体解散	無
2	B	458	H8/5	不明	—	—	死亡	—
3	C	632	H12/3	不明	—	—	死亡	死亡
4	D	496	H13/5	不明	—	—	死亡	死亡
5	E	1,145	H13/2	不明	H16/9	—	死亡	死亡
6	F	204	H9/9	H11/7	—	—	生活保護 受給中	生活保護 受給中
7	G	748	H24/3	H11/7	—	H23/3	—	死亡
8	H	—	H17/2	H11/7	H16/12	—	H17/2 完納	—
9	I	1,684	H20/10	H11/7 (代理出席)	—	—	死亡	自己破産
10	J	1,899	H23/3	H11/7	—	H23/4	—	死亡
11	K	832	H20/10	H11/7	—	—	自己破産	死亡
12	L	168	分納中	H11/7	—	H24/3	—	死亡
計		8,515						

(\*) Aは、共同店舗の管理組合が事務室として使用していた。

次頁で示すように昭和 59 年からの滞納繰越額を把握していた事実は、一定の事務が引き継がれていたことが窺える。

しかし、市の対応は平成 11 年度の督促説明会を開催したことと、平成 16 年度に 2 債務者（E、H）に対して督促状を発送しているのみであり、督促はなされていないに等しい状況と言える。

確かに、債務者 G、J、L については、個別交渉が実施されているが、店舗退去時が交渉時期になっており、実質は退去時の手続の一環として交渉がなされたに過ぎないと考えられる。

こうした市の杜撰な対応により、債務者及び連帯保証人の多くが死亡等となり、債権の回収見込みは著しく低い状況である。

適時・適切な督促行為を施せず、漫然と金額のみを把握してきた姿勢は職務怠慢という他なく、8 百万円もの債権を放置してしまう市の金銭感覚は、痛烈に批判されるべきである。

既に債権の大部分が時効となっていると推測するが、単に不納欠損の事務処理を実施すべきではなく、このような事態が生じた原因を調査し、不納欠損額等の情報を公表すべきである。

なお、市は、本監査中の平成 25 年 11 月より債務者又は連帯保証人への接触を図り、債権の回収行為を開始したとの報告を受けている。

<滞納繰越額の詳細>

(単位：円)

No	名	年度																								滞納繰越額				
		S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19		H20	H21	H22	H23
1	A	★	★	★	★	★																								245,383
2	B		★	★	★																									458,240
3	C		★	★	★	★		★	★																					632,354
4	D			★	★	★																								496,319
5	E										★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★									1,145,896
6	F												★	★	★	★														204,794
7	G			★	★	★							★	★	★	★														748,456
8	H																													0
9	I										★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★				★					1,684,516
10	J		★	★	★	★		★	★				★	★	★	★	★	★	★	★										1,899,158
11	K			★	★	★		★	★			★	★	★	★	★	★	★	★	★										832,621
12	L												★	★	★	★	★	★	★											168,169
		計																								8,515,906				

(\*1) 網掛け部分は、店舗に事業者が入居していた年度である。

(\*2) ★印は、平成 24 年度末で滞納繰越額がある年度である。

## (2) 市場使用料等（中央卸売市場事業特別会計）

### 1) 概要

#### ①全般

「高知市中央卸売市場業務条例」に基づき徴収している使用料である。

使用料は、卸売業者及び仲卸業者から徴収する市場使用料と、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者等から徴収する建物設備使用料及び駐車場使用料に区分され、その主なものは、次のとおりである。

種 別		金 額
市 場 使用料	卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の3
	仲卸業者市場使用料	仲卸業者が条例第53条第2項の規定による許可を受けた場合におけるその買入れた物品の買入れ金額の1,000分の3
建物設備 使用料	卸売業者売場使用料	1㎡につき 月額 137円
	仲卸業者売場使用料	1㎡につき 月額 1,355円
	関連事業者営業所使用料	1㎡につき 月額 1,712円
	事務所使用料	1㎡につき 月額 966円
	会議室使用料	1時間につき 3,020円
	買荷保管所使用料	1㎡につき 月額 378円
	倉庫使用料	1㎡につき 月額 1,208円
	空地使用料	1㎡につき 月額 200円
	通過物使用料	1トンにつき 525円
	活魚槽使用料	1トンにつき 月額 2,162円
	その他の施設使用料	1㎡につき 月額 500円
駐車場 使用料	立体駐車場使用料	1台につき 月額 6,300円

(\*) 建物設備使用料及び駐車場使用料は、上記の定める金額によって算定した額に消費税額及び地方消費税額を加えた額である。

## ②歳入及び歳出の状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの高知市中央卸売市場特別会計の収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	市場使用料	85,380	80,505	75,578
	建物設備使用料	182,368	175,359	172,127
	駐車場使用料	22,552	21,770	21,300
	使用者負担金・雑入等	95,807	93,028	90,138
	一般会計繰入金	247,203	271,368	273,415
	補助金	—	—	3,909
	基金繰入金	18,555	21,486	42,798
	前年度繰越金	14,153	—	—
計 (A)		666,019	663,518	679,267
歳出	職員給与費	91,212	93,412	98,064
	営業費 (公課費除く)	206,138	201,870	198,895
	整備費	27,838	4,603	16,189
	積立金	8,000	—	—
	公課費	15,029	15,851	18,337
	地方債元利償還金	317,802	347,782	347,782
計 (B)		666,019	663,518	679,267
差引き (A-B)		—	—	—

	H22	H23	H24
減債基金残高	201,196	179,756	136,958

### ③建物設備使用料及び駐車場使用料の徴収状況

#### ア) 建物設備使用料の徴収状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの建物設備使用料の徴収状況は、次のとおりである。

(単位：千円・%)

区 分		調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	徴収率 B/A
H22	現年	182,823	181,292	—	1,531	99.1
	繰越	13,185	1,076	—	12,109	8.1
	計	196,009	182,368	—	13,640	93.0
H23	現年	177,405	174,966	—	2,438	98.6
	繰越	13,640	393	—	13,247	2.8
	計	191,045	175,359	—	15,686	91.7
H24	現年	170,776	169,515	—	1,261	99.2
	繰越	15,686	2,612	1,090	11,984	16.6
	計	186,463	172,127	1,090	13,245	92.3

#### イ) 駐車場使用料の徴収状況

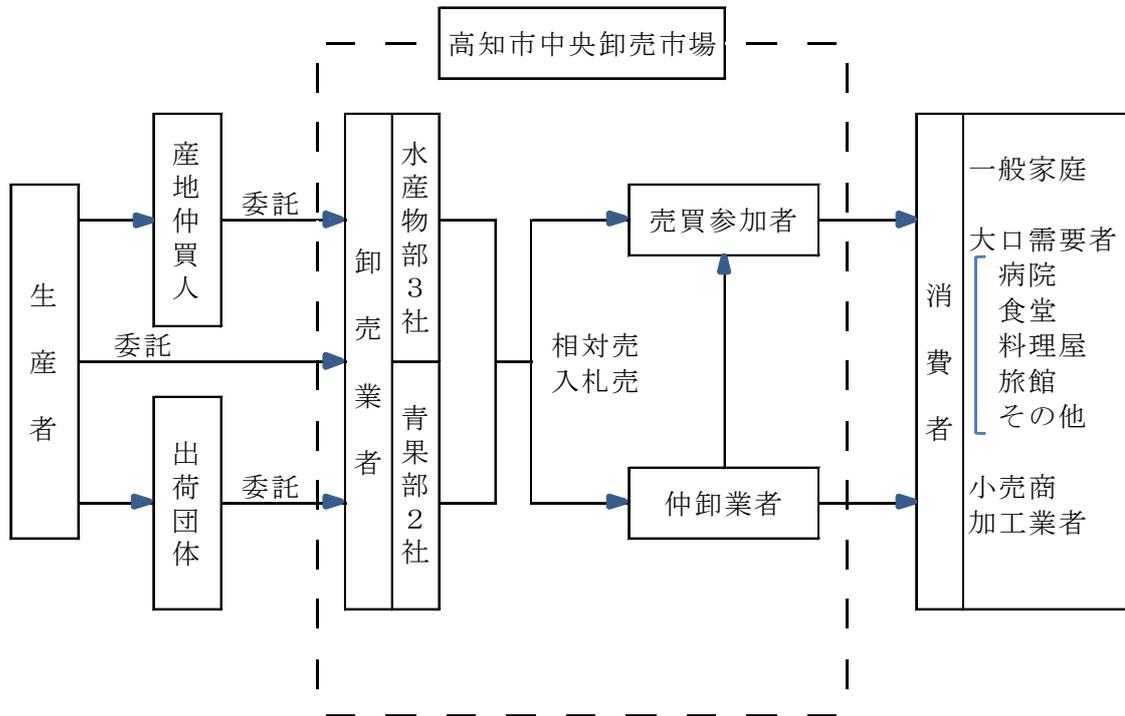
平成 22 年度から平成 24 年度までの駐車場使用料の徴収状況は、次のとおりである。

(単位：千円・%)

区 分		調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	徴収率 B/A
H22	現年	22,585	22,528	—	57	99.7
	繰越	626	24	—	602	3.8
	計	23,212	22,552	—	659	97.1
H23	現年	21,827	21,748	—	79	99.6
	繰越	659	21	—	637	3.3
	計	22,487	21,770	—	717	96.8
H24	現年	21,266	21,256	—	9	99.9
	繰越	717	44	—	672	6.2
	計	21,983	21,300	—	682	96.9

#### ④市場取引の流れと使用料の主たる支払業者

市場取引の主な流れは、次のとおりである。



また、使用料の主たる支払業者の内容は、次のとおりである。

項目	内容
卸売業者	卸売市場法第15条第1項の規定による農林水産大臣の許可を受け、市場に出荷された、又は買い受けた生鮮食料品等について卸売をする業者である。
仲卸業者	高知市中央卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）第22条による市長の許可を受け、市場内において卸売業者から買い受けた生鮮食料品等を仕分け、調製し販売する業者である。 仲卸業者は、仕入について、以下の制限を有する。 ・開設区域内（高知市内）において、市長の許可を受ける場合を除き、販売の委託の引受け及び卸売業者以外の者からの買入れを行うことを禁止されており卸売業者からの購入に限られる。（業務条例第54条）
関連事業者	市場機能の充実に図りまたは出荷者、売買参加者、買出人その他の市場の利用者に便益を提供するため、市場の許可により、市場の取扱品目以外の食料品の販売及び飲食等のサービスを提供を行う業者である。

### ⑤施設の稼働状況

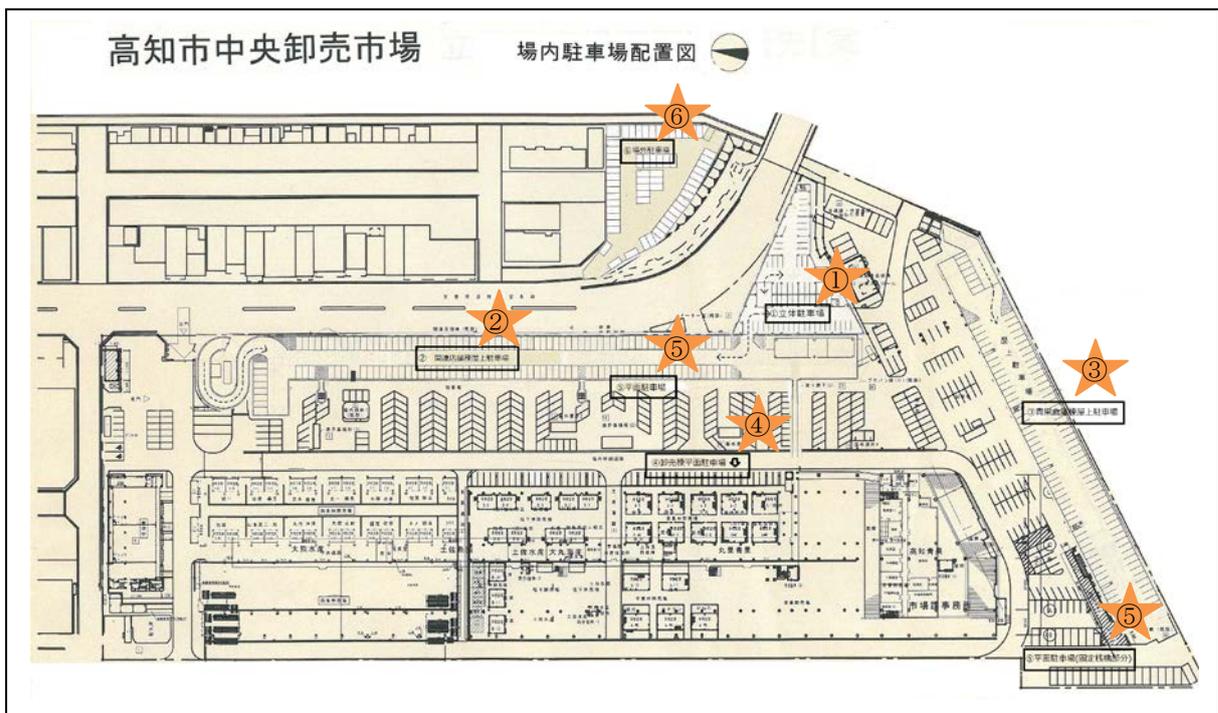
平成22年度から平成24年度までの施設の業種別稼働率の推移は、次のとおりであり、塩干部門の仲卸業者の稼働率は業種別で最も低く、また関連事業者の稼働率は年々低下している。

区分		施設規模	使用分		
			平成22年度	平成23年度	平成24年度
卸売業者	卸売場	11,174 m <sup>2</sup>	11,104 m <sup>2</sup> (99%)	11,104 m <sup>2</sup> (99%)	11,104 m <sup>2</sup> (99%)
	事務所	2,128 m <sup>2</sup>	1,996 m <sup>2</sup> (93%)	1,996 m <sup>2</sup> (93%)	1,996 m <sup>2</sup> (93%)
仲卸業者	鮮魚	28 店舗	26 店舗 (92%)	26 店舗 (92%)	26 店舗 (92%)
	塩干	12 店舗	9 店舗 (75%)	7 店舗 (58%)	7 店舗 (58%)
	青果	15 店舗	15 (100%)	13 (86%)	13 (86%)
関連事業者	関連店舗棟	53 店舗	44 (83%)	41 (77%)	39 (73%)

### ⑥駐車場の配置状況

駐車場は星印の7か所である。

なお、平面駐車場（配置図中⑤）は、売買参加者及び一般来場者用で無料となっており、それ以外は有料となっている。



(\*) 収容台数等

①立体駐車場	380 台	④卸売棟平面駐車場	38 台
②関連店舗棟屋上駐車場	135 台	⑤一般平面駐車場	19,377 m <sup>2</sup>
③青果倉庫棟屋上駐車場	108 台	⑥市場外駐車場	60 台

## 2) 過去の包括外部監査に対する対応状況（施設使用料について）

### ①過去の包括外部監査での指摘事項の要約

最近3年間の建物設備使用料、使用者負担金及び駐車場使用料の滞留債権残高の推移は、以下のとおりである。

（単位：千円）

年度 費目	平成 14 年度末	平成 15 年度末	平成 16 年度末	平成 18 年 1 月 11 日現在
建物設備使用料	3,806	4,289	5,171	5,961
使用者負担金	1,313	1,399	1,545	2,746
駐車場使用料	—	—	26	75
合 計	5,119	5,688	6,742	8,782

上表のとおり、滞留債権は、徐々に増加している。市場課は、回収に向けて個々の状況に応じて交渉しているが、約束どおり回収できていないものもでてきている。

滞納者は、営業成績が良くないため滞納していると思われ、今後滞納が増加していくことが予想される。このような状況においては、滞納期間が一定期間を超えるような場合は、許可の取消しをするなど早期に業者に対して注意を喚起する対策が望まれる。

### ②公表された措置状況

滞納業者への指導をおこない、平成 20 年度には 4 業者、平成 21 年度には 1 業者、平成 22 年度には 1 業者が廃業した。今後も滞納額の回収に向け定期的な督促等を実施していく。

### ③現在の状況

最近3年間の建物設備使用料、使用者負担金及び駐車場使用料の滞留債権残高の推移は、以下のとおりである。

（単位：千円）

年度 費目	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末
建物設備使用料	13,640	15,686	13,245
使用者負担金	4,879	5,750	5,626
駐車場使用料	659	717	682
合 計	19,180	22,154	19,554

滞納債権は、過去の包括外部監査時点よりもさらに増加している。

### ④監査の結果及び意見

#### ア) 滞納者への取り組みについて（結果）

滞納者への取り組みについて、滞納者の管理簿等を閲覧したところ、次のとおり不適切な事例が散見された。

- ・分納計画書に基づく入金がないにもかかわらず放置している事例
- ・誓約書の入手時期が遅れている事例
- ・長期間滞納しているにもかかわらず使用を継続させている事例

- ・過去の対応した事実の記録がなく対応の内容が不明である事例

処理状況にある定期的な督促等を実施している状況は見受けられなかった。

滞納を放置することなく速やかに対応する必要がある。また、担当者が対応した内容を管理簿に記録として残すとともに、上司は確認のうえその証跡を残す必要がある。

### 3) 過去の包括外部監査での指摘に加えて改善が必要な事項

#### ①監査の結果及び意見

##### ア) 駐車場の管理について (結果)

駐車場の管理について、現地を日中視察したところ、次のとおり不適切な状況が見受けられた。

- ・卸売業者等の車両が有料駐車スペースに無断で止められていた (写真①、②)。
- ・仲卸業者の輸送用の車両が無料駐車スペースに終日止められていた (写真③)。
- ・無料駐車スペースが、翌朝その場所で営業する関連事業者によって場所取りがされていた (写真④)。

写真①



写真②



写真③



写真④



有料駐車スペースへの無断駐車及び無料駐車スペースの場所取り及びそこでの営業を放置してはならない。また、仲卸業者等による無料駐車スペースへの通常許容される時間を超える駐車を容認すると、有料駐車スペースを借りる者との公平性が保てなくなる。

これらは速やかに改善する必要がある。

## イ) 市場使用料の徴収について (意見)

市場使用料の算定基準となる金額は、卸売業者の場内取引による売上高及び仲卸業者の卸売業者以外からの買入取引である。

場外取引を行っている卸売業者の有無について、調査したところ、平成 24 年度において 1 社だけあり、場外取引による売上高は 860 百万円であった。また、仲卸業者で、市場使用料を支払っている業者はいない。

当該金額は卸売業者及び仲卸業者の自己申告によっている。しかし、所管課において、卸売業者の場外取引による売上高に場内取引によるものが含まれていないこと及び仲卸業者の卸売業者以外からの買入取引がないことを確認しておらず、適正性が担保されていない。

卸売業者及び仲卸業者に対して、会計帳簿の調査を実施する等の手段を講じることにより、適正な自己申告を促すことが望まれる。

## ウ) 関連店舗棟の使用料の値下げについて (意見)

仲卸業者及び関連事業者の退出が続いており、仲卸店舗及び関連店舗棟の稼働率が低下しているが、建物設備使用料は、平成 5 年から一部を除き据え置きとなっており、改定されていない。

営利性の高い施設であることから、使用料を値下げすれば稼働率が上がることが推測される。適正な受益者負担の考え方は無視できないが、空き店舗の解消及び有効活用を図るためには、使用料を引き下げるべきである。

卸売棟及び仲卸店舗は、平成 18 年度に全面改築が行われており、近郊中央卸売市場と比較しても新しい施設である。一方、関連店舗棟は、平成 2 年の改築から現在に至るまで大きな設備投資は行われておらず、改築後年数が 20 年超経過している。

また、関連店舗棟の使用料について、近郊中央卸売市場との比較は次のとおりであり、高知市が最も高かった。

高知市	高松市	松山市	徳島市	岡山市
1,712 円	1,428 円	752 円	1,155 円	1,155 円
広島市	宇部市	北九州市	長崎市	宮崎市
1,306 円	655~920 円	800 円	1,290 円	1,500 円

(\*) 1 m<sup>2</sup>当たりの月額使用料

これらを総合的に勘案すると、関連店舗棟の使用料は、実勢価格から乖離していると考えられるため、値下げを検討することが望まれる。

### (3) 街路市場使用料

#### 1) 概要

##### ①全般

「高知市道路占用料徴収条例」に基づき徴収している使用料等である。

市内各所で開催される街路市（日曜日、火曜日、木曜日、金曜日）の出店者から出店面積に応じて使用料を徴収している。

出店にあたっては市への事前登録が必要であり、定時出店者は登録時に1年分の使用料を前払いし、臨時出店者は出店の都度、巡回している市職員が使用料を徴収している。

なお、出店には、高知県内に居住している生産農家や漁業者、街路市での出店以外に固有の店舗を有していない等の制約が設けられている。

##### <使用料単価>

間口	奥行	面積	定時		臨時		
			日曜日	火木金	日曜日	火木金	
			月 400 円/㎡	月 290 円/㎡	日 (200+税)/㎡	日 (130+税)/㎡	
			1 年分前払		一桁切捨		
1.0m	1.5m	1.5 ㎡			310 円 (300+10)	200 円 (195+5)	
1.5m		2.25 ㎡			470 円 (450+20)	300 円 (292+8)	
2.0m		3.0 ㎡	14,400 円	10,440 円	630 円 (600+30)	400 円 (390+10)	
2.5m		3.75 ㎡	18,000 円	13,050 円	780 円 (750+30)	510 円 (487+23)	
3.0m		4.5 ㎡	21,600 円	15,660 円	940 円 (900+40)	610 円 (585+25)	
4.0m		6.0 ㎡	28,800 円			1,260 円 (1,200+60)	810 円 (780+30)
6.0m		9.0 ㎡	43,200 円				
8.0m		12.0 ㎡	57,600 円				

##### <出店登録者数>

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
定時	442	432	421
臨時	26	19	28
定時・臨時	11	11	13
計	479	462	462

(\*) 定時・臨時については、1人の出店者において曜日毎で定時又は臨時で出店しているもの

## ②歳入及び歳出の状況

平成22年度から平成24年度までの「歳入決算調」及び「歳出決算調」の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	街路市場使用料	11,209	10,919	10,562
	街路市出版収入	351	416	187
計 (A)		11,560	11,335	10,750
歳出	報償費	-	100	-
	旅費	40	81	37
	需用費	746	1,484	1,409
	役務費	94	83	37
	委託料	5,234	4,804	5,250
	使用料及び賃借料	611	853	1,231
計 (B)		6,726	7,408	7,966
差引き (A-B)		4,834	3,927	2,784

### <年度別の定時・臨時使用料>

		H22	H23	H24
街路市場使用料	定時	9,673	9,595	9,288
	臨時	1,536	1,323	1,274
計		11,209	10,919	10,562

## 2) 監査の結果及び意見

### ①出店許可時の要件について (結果)

街路市での出店にあたっては、事前に市への登録と許可が必要になるが、市は許可条件に市税の滞納が無い旨を定めていない。

現在、市は街路市を「観光市」としてではなく、「生活市」として位置づけ、出店者を生産農家や漁業者に限定しており、出店目的を単純な営利性の追求のみと整理できない側面もある。

しかし、市税の滞納がある者が、市の管理する街路市で一定の経済行為を営むことは、市行政への不信を招くことにつながると考えられる。

今後は、出店許可の条件として、市税の滞納が無い旨を定めるべきである。

## (4) 屋外広告物許可手数料

### 1) 概要

#### ①全般

「高知市屋外広告物条例」に基づき、徴収している手数料である。

屋外広告物を設置するにあたっては、禁止地域と許可地域が設けられ、屋外広告物の区分に従い、市の許可を受ける必要があり（屋外広告物法等）、当該許可に伴う手数料である。

区分		広告物のサイズ	
		適用除外広告物(*)	左記以外
禁止地域	第1種禁止地域	・縦横が4m以下 ・表示面積が4㎡以下	違法広告物に該当
	第2種禁止地域	・縦横が4m以下 ・表示面積が10㎡以下	違法広告物に該当
許可地域		・縦横が4m以下 ・表示面積が10㎡以下	市の許可が必要

(\*) 自己の事業所などの建物や敷地内に自己の氏名や名称（会社名等）や事業内容を表示する自家用広告物は、市の許可が不要。

(\*) 上記以外にも、法令の規定により表示する広告物（建築確認の表示等）や、国又は地方公共団体が表示する広告物（観光案内地図等）等も適用除外広告物とされている。

#### <許可手数料>

(単位：円)

区分		許可期間	単位	許可手数料
はり紙		6ヵ月以内	100枚までごと	500
はり札等			10枚までごと	500
広告旗、立看板等、簡易な広告物			1基	600
上記以外の広告物	表示面積（屋外広告物を掲出する物件にあつては表示可能面積）の区分			
	2㎡未満	3年以内	1基	1,400
	2㎡以上、5㎡未満			2,300
	5㎡以上、10㎡未満			3,500
	10㎡以上、15㎡未満			5,500
	15㎡以上、20㎡未満			6,900
	20㎡以上、30㎡未満			9,500
	30㎡以上、40㎡未満			12,700
	40㎡以上、50㎡未満			17,000
50㎡以上	(*)20,100			

(\*) 50㎡を超える面積が10㎡ごと（10㎡未満の端数は切捨）に3,100円を加算。

なお、屋外広告業を営む者は市への登録が必要であり、当該登録に係る手数料（10千円）も屋外広告物許可手数料に含まれており、両者はすべて市の収入証紙での納付となっている。

## ②歳入及び歳出の状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの手数料の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	屋外広告物許可手数料	6,374	9,911	9,001
	件数	520 件	764 件	761 件

上表の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

内訳	H22	H23	H24
屋外広告物許可手数料	5,954 (478 件)	8,531 (626 件)	8,711 (732 件)
屋外広告業登録手数料	420 (42 件)	1,380 (138 件)	290 (29 件)
計	6,374 (520 件)	9,911 (764 件)	9,001 (761 件)

## 2) 監査の結果及び意見

### ①循環調査の実施について（意見）

市は、許可申請時の現地確認の際に、無許可の広告物の有無を目視で確認しているとのことである。

確かに、許可地域において自家用広告物が適用除外となるか否かは広告物のサイズを測定する必要があるが、市内の許可地域全般にわたり詳細な調査を実施することは現実的ではないと考えられる。

また、広告物としての経済的耐用年数を考慮した場合に、最長の許可期間である 3 年を待たずに撤去されるものも存在するため、網羅的な調査も現実的ではないと考えられる。

しかし、一定の事業者がルールに準拠し、所定の手数料を納付している中で、無許可の広告物の放置は、公平性の観点からは問題が大きいため、何らかの施策を講じる必要があると考える。

この点、市中心部、市内のショッピングモール近隣等、一定の経済圏を絞った上で、臨時職員等による短期間での調査であれば、相対的に費用を抑制した調査が可能と考えられる。こうした調査によって無許可者の実態を把握することが望まれる。

## 7. 観光や余暇で利用される施設の使用料等について

### (1) わんぱくこうち使用料

#### 1) 概要

##### ①全般

わんぱくこうちは、わんぱくこうち条例により、子どもたちの心身ともに健全な成長に資するため、自由に遊び自由に学ぶふれあいの場として設置されている施設である。園内には市立の動物園であるわんぱくこうちアニマルランドがある。入園料は無料となっているが、施設の目的外使用料を徴収しており、わんぱくこうち使用料として歳入に計上されている。

【わんぱくこうちの全体像】



## ②歳入及び歳出の状況

わんぱーくこうちは、公益財団法人高知市都市整備公社（以下、「都市整備公社」という。）が指定管理者として管理運営を行っており、園内のプレイランドに有料の各種遊戯施設を設置している。当該遊戯施設の利用者が負担する利用料収入は指定管理者の収入となるため、歳入となる使用料は目的外使用料のみである。わんぱーくこうちに係る歳入及び歳出の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

区分	名称	H22	H23	H24
歳入	わんぱーくこうち使用料(*)	1,930	1,924	434
	計 (A)	1,930	1,924	434
歳出	委託料	26,761	26,904	33,091
	計 (B)	26,761	26,904	33,091
	差引き (A-B)	△24,830	△24,979	△32,656

(\*) H23 までアニマルランドの敷地部分に係る目的外使用料を区分せずわんぱーくこうち使用料に含めていたため、H24 から大きく減少している。

わんぱーくこうち内の遊戯施設の利用料や指定管理者の自主事業を含めた、指定管理者の収支の状況は以下のとおりである。

この中で市の歳出は指定管理料のみであるが、上限金額の枠内で精算が行われるため、指定管理者の報告する施設の収支の状況により市の歳出の金額にも影響がある仕組みとなっている。平成 24 年度は 3,091 千円の黒字となっているが、指定管理料で賄う部分とそれ以外の部分（自主事業に係る部分等）に分けて指定管理部分のみの精算が行われるため、指定管理部分の収支が赤字であるとして上限である 33,091 千円の指定管理料が支払われている。

（単位：千円）

区分	名称	H22	H23	H24
収入	施設利用収入 (*)	42,144	41,850	42,916
	自動販売機設置管理	1,667	1,556	1,604
	アイスクリーム販売	1,011	1,007	1,048
	レストラン運営	882	883	881
	指定管理料	26,761	26,904	33,091
	雑収入	65	71	54
	計 (A)	72,532	72,273	79,596
支出	人件費	10,703	12,319	17,842
	業務委託費	11,681	11,850	11,197
	遊具運転費	39,615	39,339	40,341
	その他	9,440	8,597	7,124
	計 (B)	71,441	72,106	76,505
	差引き (A-B)	1,091	166	3,091

(\*) 有料の遊戯施設の利用者が負担する利用料

## 2) 監査の結果及び意見

### ①指定管理料の精算明細のチェックについて（結果）

平成 22 年度から平成 24 年度の精算明細を閲覧したところ、消費税の要納付額は自主事業部分からも発生しているが、全額指定管理料部分として精算されていた。

平成 22 年度から平成 24 年度においては、当該誤りを修正しても指定管理事業が赤字であり、指定管理料の上限額の支払となるため、市の歳出に影響はなかったと考えられる。

しかし、平成 21 年度においては、指定管理事業が黒字であり、指定管理料の一部返還が行われているため、自主事業に係る消費税の要納付額部分について指定管理料が過大に支出されている可能性がある。

現状では、所管課は決算書とは別に指定管理者に収支状況の詳細を提出させ、ヒアリングを行って内容を把握しているものの、帳票の確認といった精算報告の適切性を確認する手続は実施されていない。

精算内容に誤りがあると市の歳出に直結する可能性があるため、每期帳票の確認等を行い精算報告の内容が適切であることを確認すべきである。

## ②指定管理者の公募について（意見）

わんぱくこうちは、都市整備公社が指定管理者として管理運営を行っている。この指定管理者の選定は、開園以来、わんぱくこうちの管理運営を都市整備公社が行ってきた実績や今後もよりよい管理運営を期待できることからを理由に指名により行われている。

しかし、都市整備公社は写生コンクールやクリスマス祭り等の各種イベント事業を実施しているものの、主要な業務である遊戯施設の運転管理や利用料の徴収を中心に様々な業務を外部に委託している。平成24年度の外部委託及び関連する収入支出の状況は次のとおりである。

業務内容	委託料	委託業務に係る収入
遊戯施設運転管理等	40,341 千円	42,916 千円
自動販売機設置管理	- 千円	1,604 千円
アイスクリーム販売	- 千円	1,048 千円
レストラン運営	- 千円	881 千円
清掃業務	7,670 千円	- 千円
駐車場整理業務	1,310 千円	- 千円
その他業務委託	2,215 千円	- 千円

上記のように指定管理者の業務の多くが外部委託されているなかでは、指定管理者の指名を行う必要はないと考えられ、都市整備公社の存在により高コストとなっている可能性も否めない。

「2. 全市的に改善を求める事項 （3）施設利用者から使用料を徴収する場合の指定管理者の選定」に記載のとおり、施設全体の収支を踏まえた指定管理者の公募を実施すべきである

<現場写真：わんぱくこうち>

【池、滝ゾーン】



【プレイランド】



## (2) アニマルランド使用料

### 1) 概要

#### ①全般

わんぱーくこうちアニマルランドは、わんぱーくの園内にあり、わんぱーくこうちアニマルランド条例により、野生動物の保護や種の保存等を進めるとともに市民の教養文化及び動物愛護意識の向上等を目的に設置された施設である。入園料は無料となっているが、施設の目的外使用料を徴収しており、アニマルランド使用料として歳入に計上されている。

#### ②歳入及び歳出の状況

わんぱーくこうちアニマルランドは市直営の施設であり、入園料は無料であることから、収入は施設の目的外使用料のみである。わんぱーくこうちアニマルランドに係る歳入及び歳出の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	名称	H22	H23	H24
歳入	アニマルランド使用料 (*)	-	-	823
計 (A)		-	-	823
歳出	職員給与費	53,041	71,165	70,645
	管理運営費	42,302	41,425	42,073
	施設整備事業費	-	25,678	13,222
	その他	1,987	1,995	1,991
計 (B)		97,330	140,263	127,931
差引き (A-B)		△97,330	△140,263	△127,108

(\*) アニマルランド使用料は H23 までわんぱーくこうち使用料に含めて計上されている。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①わんぱーくこうちアニマルランドに関する収支の改善について（意見）

わんぱーくこうちアニマルランドは入園料無料で運営されているが、目的外使用料を差し引いた後で平成 24 年度に 127 百万円、過去 3 年間累計で 364 百万円の費用がかかっている。当該施設の利用者の延べ人数は次のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用者数	149 千人	151 千人	157 千人

動物の保護や市民の教養文化への寄与等の役割は重要であることは理解できるが、これだけの財政負担がある中で大人も含め利用者の受益者負担がゼロという状況が本当に市民の理解を得られているか議論の余地はあるように思われる。大きな財政負担が継続すれば施設の存続自体が議論の対象となる可能性も高まると考えられる。

例えば、高知県立のいち動物園は 450 円の入園料（18 歳未満・高校生以下無料）を徴収している。これを参考にアニマルランドを有料化したとして入園料収入を試算すると次のとおりとなり、15,200 千円程度の収入を見込む事ができる。

#### 【入園料収入の試算】

入園料	200 円 (18 歳未満・高校生以下無料)	規模を勘案しのいち動物園の半額以下に設定
入園者数	152 千人	過去 3 年平均
入園料徴収対象者	76 千人	入園者の 2 分の 1 と仮定
入園料収入	15,200 千円	入園料×入園料徴収対象者

しかし、入園料を徴収することによる入園者の減少や入園料徴収に係る経費の発生を勘案すると、窓口の設置や追加の人員を最小限に抑えたとしても収支が改善するとは限らない。このような状況から、入園料の徴収が現実的には難しいとしても、財政負担の軽減は大きな課題である。

動物へのエサやりや動物との写真撮影等の体験型有料イベントの企画や現在アニマルランドの入口に設置されている募金箱への募金のさらなる呼びかけ等の施設の収支を少しでも改善できるような施策を検討していくことが必要である。

<現場写真：わんぱーくこうちアニマルランド>

【園内①】



【園内②】



### (3) 桂浜公園駐車場使用料

#### 1) 概要

##### ①全般

桂浜公園駐車場は、都市整備公社が指定管理者として管理運営を行っており、都市公園条例の定めにより使用料を徴収している。桂浜公園駐車場の駐車料金は駐車場使用料として市の歳入に計上され、指定管理者には市の支払う指定管理料が収入として計上される仕組みとなっている。

駐車場使用料収入の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

細節名称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
桂浜公園駐車場使用料	101,792	83,527	78,624

桂浜公園駐車場は、バス、普通車等に分けて時間単価ではなく、次に記載のとおり 1 回あたりの使用料が定められている。

区分	使用料
バス	800 円
普通車・軽自動車	400 円
タクシー	160 円
バイク	50 円

##### ②歳入及び歳出の状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの桂浜公園に関する歳入と歳出の状況を示すと、次のとおりである。桂浜公園駐車場の使用料収入が大きいことから、公園全体の維持管理費も含めた歳出を歳入が上回っている状況である。

(単位：千円)

区分	名称	H22	H23	H24
歳入	観光公園使用料	6,141	5,546	5,585
	桂浜公園駐車場使用料	101,792	83,527	78,624
	計 (A)	107,933	89,073	84,209
歳出	委託料 (指定管理料)	41,188	36,178	35,222
	委託料	31,954	31,598	31,823
	その他	4,372	4,760	7,058
	計 (B)	77,514	72,536	74,103
	差引き (A-B)	30,419	16,537	10,106

## 2) 監査の結果及び意見

### ①事業者の選定方法の見直しについて（意見）

「1) ②歳入及び歳出の状況」に記載のとおり、桂浜公園駐車場の使用料収入は近年減少傾向にある。一方、指定管理料や次に述べる清掃業務等の委託料が大部分を占める歳出は多少の増減はあるものの大きく変動していない状況である。このため、歳入超過の額は減少してきており、指定管理料の削減は重要な課題である。

桂浜公園駐車場は、既述のとおり都市整備公社が指定管理者として管理運営を行っている。この指定管理者の選定は、桂浜公園の管理運営と一体として行うことが必要であり、都市整備公社が桂浜公園の管理委託を受けていることから、指名により行われている。

しかし、駐車場の管理運営は公園施設の管理運営と切り離すことは可能であると考えられるとともに、民間事業者が比較的参入しやすい分野である。このため、「2. 全市的に改善を求める事項 (3) 施設利用者から使用料を徴収する場合の指定管理者の選定」に記載の指定管理者の公募や直営として競争入札による業務委託を行う等、競争性のある事業者の選定を行いコストの削減を図ることが必要である。

### ②桂浜公園清掃業務委託の競争入札の実施について（意見）

市は桂浜公園の清掃に関する下記の2つの業務を桂浜観光清掃組合に特命随意契約により委託している。

件名	契約金額
高知市桂浜公園清掃業務委託	1,206,000 円
高知市桂浜公園山頂地区清掃業務委託	13,550,000 円

随意契約とした理由は、「地元住民で組織されている同組合は、桂浜の清掃を観光客が訪れる前の早朝から行えるほか、荒天時のごみ処理など急を要する作業であっても、天候回復後直ちに作業できる唯一の委託先であること、及び桂浜の地形等の特性を熟知していることから迅速・適正に対応することができること」としている。

地元住民の組合が地理的条件で優位性があったとしても、当該清掃業務は様々な団体が実施可能な業務であることから、競争入札により契約を行うべきである。

## 8. 青少年等への研修や生涯教育に係る施設の使用料等について

### (1) 工石山青少年の家使用料

#### 1) 概要

##### ①全般

「高知市工石山青少年の家条例」に基づき徴収している使用料等であり、高知市土佐山高川に設置されている「高知市工石山青少年の家」という青少年向けの宿泊研修施設（日帰り利用も可能）の使用料となっている。

当該施設は、昭和 50 年に竣工し、当初は高知県立の施設で、旧土佐山村が県から運営を委託されていた。平成 17 年旧土佐山村と高知市が合併したことにより、平成 18 年度から当該施設自体が市に移管されている。

工石山青少年の家の他にも、類似の県立施設が高知県内に 3 か所あり、宿泊料金と食事料金は県立施設と同額に設定されている。

当該施設に係る使用料は、次のとおりである。

区分		金額
宿泊料金	青少年（中学生以下）	230 円
	その他の青少年（25 歳未満）	400 円
	青少年以外	790 円
食事料金	朝食	420 円
	昼食	480 円
	夕食	570 円
	弁当	480 円
野外炊飯燃料代 (食材持込の場合)	炭代（1 人）	100 円
	まき代（1 人）	50 円
	プロパンガス代（30 分）	500 円
	カセットコンロ代（30 分）	150 円
研修関係諸費用 (1 人分)	うどん打ち（つゆ、薬味）	60 円
	コンニャク作り	50 円
バーベキューセット（1 人分）		1,000 円

(\*）高知市工石山青少年の家条例上、青少年とは 25 歳未満の者とされている。

平成 24 年度において、当該施設の運営管理のために正職員 4 名と、臨時職員 3 名を現地に常駐させている。

なお、当該施設の休館日は、毎週月曜日と年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）となっている。

## ②歳入及び歳出の状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの「歳入決算調」及び「歳出決算調」の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	工石山青少年の家使用料	7,215	6,270	6,541
	工石山青少年の家雑入	11	1,297	904
	計 (A)	7,226	7,567	7,446
歳出	給料	12,375	12,554	17,054
	職員手当等	6,516	5,900	8,032
	共済費	4,968	5,114	6,595
	賃金	5,592	5,280	5,677
	報償費	8	8	-
	旅費	8	3	3
	需用費	8,848	8,128	7,822
	役務費	761	896	678
	委託料	2,399	1,371	878
	使用料及び賃借料	27	22	24
	工事請負費	-	13,306	-
	原材料費	40	40	40
	備品購入費	-	378	-
	負担金補助及び交付金	16	15	14
計 (B)	41,563	53,020	46,823	
差引き (A-B)	△34,337	△45,453	△39,376	

(\*) 平成 23 年度以前は、正職員 1 名分の給料等が異なる事業費で管理されていた。

(\*) 平成 23 年度から、野外炊飯燃料代等の実費分を雑入で計上している。

## ③施設の利用状況

施設は 8 人部屋が 11 部屋、4 人部屋が 4 部屋であり、最大収容可能人数は 104 人とになっているが、直近 3 ヶ年の施設の利用状況は、次のとおりである。

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平均	
利用団体数	140	139	129	136	
利用者数	宿泊者数	3,945	3,765	3,756	3,822
	延べ利用者数	7,729	7,636	7,337	7,567

月間の開館日数を 25 日と仮定した場合には、年間の開館日数は 296 日と算定される (25 日×12 か月一年末年始休館 4 日)。これを前提にした最大受入可能人数は 30,784 人と算定されるが (104 人×296 日)、男女別や、指導者と生徒別の部屋割りを考慮する必要があり、現実的な最大受入可能人数は概ね 24,000 人程度と仮定する (30,784 人×80%から端数切り捨て)。

上記の仮定計算に従えば、直近 3 ヶ年の施設の稼働率は、30%程度 (7,567 人÷24,000 人) と試算される。

#### ④高知県内の類似施設

高知県のホームページでは、工石山青少年の家を含む県内の類似施設を一覧にして紹介している。この内、宿泊対応の施設の状況は、次のとおりである。

##### <ホームページからの抜粋と要約>

青少年のグループや団体、あるいはその指導者が、規則正しい共同生活をしながら講義、討議、体育、レクリエーションなどの研修を行い、心身ともに健全な青少年、よりよい社会人になることを期待して設けられた施設です。

また、少年達のために、自然の中での野外活動や自然探求などを通して豊かな情操を養い、集団生活を行うことによってふだん家庭や学校で経験しにくい規律、共同、友愛、奉仕の尊さを体験的に学ばせるための施設です。

利用できるのは、勤労青年、学生、生徒、児童、青少年や社会教育関係団体などの指導者、その他特に各施設長が適当と認めた方です。

利用料や食費などは施設によって異なりますので、詳しいことはそれぞれの施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	宿泊定員
県立幡多青少年の家	〒789-1901 幡多郡黒潮町上川口 1166	200 人
大野見青年の家	〒789-1401 高岡郡大野見村吉野 232	100 人
伊野スポーツセンター	〒781-2122 吾川郡いの町天王北 1-14	100 人
高知市工石山青少年の家(*)	〒781-3211 高知市土佐山高川 1898	104 人
県立青少年センター	〒781-5232 香南市野市町西野 303-1	151 人
県立香北青少年の家	〒781-4205 香美市香北町吉野 1300	121 人
国立室戸青少年自然の家	〒781-7108 室戸市元乙 1721	400 人

(\*) ホームページ上は 100 人となっている。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①使用料の水準について（意見）

延べ利用者1人当たりの歳入歳出差引額は次のとおりであり、3ヵ年平均で延べ利用者1人あたり約5千円の歳出超過であり、歳入歳出の均衡を図る場合には、1泊2日の宿泊研修で1万円近い利用者負担が必要な状況である。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均
歳入歳出差引額（A）	△34,337千円	△45,453千円	△39,376千円	△39,722千円
延べ利用者数（B）	7,729人	7,636人	7,337人	7,567人
1人当たり差引額（A/B）	△4,442円	△5,952円	△5,366円	△5,249円

また、延べ利用者の内訳は次のとおりであり、大学生、その他学生（専門学校等）、青年（社会人の25歳未満）、その他が約30%を占めている。

（単位：人）

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均	
				人数	比率
保育園児、幼稚園児	279	279	330	296	4%
小学生	1,964	2,113	1,705	1,927	25%
中学生	1,112	746	845	901	12%
高校生	1,119	1,334	1,303	1,252	17%
大学生	491	299	632	474	6%
その他学生	15	257	197	156	2%
青年	242	261	255	253	3%
その他	1,517	1,334	1,237	1,363	18%
指導者	990	1,013	833	945	12%
計	7,729	7,636	7,337	7,567	100%

平成24年度の利用者の状況を確認したところ、「青年」や「その他」の利用者区分において、株式会社の研修利用、宗教団体の利用、社会人サークルの利用等が散見された。

当施設の設置目的は、青少年に研修、野外活動等の場を提供することにより青少年の健全な育成を図ることとされており、上記のような利用が目的に沿うものか疑問を感じる場所である。

仮に目的に沿うとしても、施設の延べ利用者1人当たり歳入歳出差引額が約5千円の歳出超過となっている中で、現状の安価な利用料を適用する事は、受益者負担の視点から著しく公平性を欠くと考えられる。

株式会社や宗教団体、社会人サークルの利用については追加負担を求めるべきと考える。

## ②稼働率を見据えた施設のあり方について（意見）

現状の安価な料金設定であっても、施設の稼働率は30%程度であり（監査人の試算）、上記で述べたような追加の料金負担を求めた場合には、より一層の稼働率低下が懸念される場所である。

こうした中で、稼働率が3割程度の施設に毎年30百万円を超える資金が投下され続けるのは、経済合理性の観点から問題があると考えられる。

この点、高知県内には、国立や県立等の宿泊研修施設が、当施設を含め7つ設置されており、他の施設で代替ができるのであれば、当施設を廃止することも選択肢に含めるべきである。

また、市内の小学生、中学生、高校生の利用は、7月と8月に集中する傾向にあることから、施設の開館時期を繁忙期に限定する等の措置も検討すべきと考える。

＜月ごとの延べ利用者数の推移＞

（単位：人）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均
4月	490	654	618	587
5月	716	761	509	662
6月	875	965	455	765
7月	1,166	1,271	1,235	1,224
8月	1,733	1,692	1,539	1,655
9月	472	511	757	580
10月	373	450	458	427
11月	424	333	471	409
12月	428	234	331	331
1月	200	38	20	86
2月	205	130	213	183
3月	647	597	731	658
計	7,729	7,636	7,337	7,567

<現場写真>

【本部棟：外観】



【本部棟：集会室】



【本部棟：食堂】



【本部棟：宿泊室】



【体育館：外観】



【体育館：内部】



## (2) 自由民権記念館使用料

### 1) 概要

#### ①全般

「高知市立自由民権記念館条例」に基づき、徴収している使用料である。

高知市棧橋通4丁目に設置されている『自由民権記念館』における目的外使用料が歳入に計上されている。

当該施設は、平成22年度から指定管理者による管理運営がなされており、目的外使用料以外の収入は、指定管理者に帰属している。指定管理者は公募されており、平成22年度から24年度はイヨテツケーターサービス株式会社、平成25年度から平成28年度は株式会社土佐電ビルサービスが選定されている。

歳入に計上される目的外使用料は、施設内でレストランを運営するNPO法人（障害者雇用を主目的）からのものと、施設内に設置される郵便ポストの2つであり、その他の施設から生じる収入は、指定管理者に帰属する。

また、歳入に計上されず指定管理者に帰属する各種の収入は、下表に定める観覧料及び貸室料である。

#### <観覧料>

区分			金額
個人	常設展	一般（18歳以上、ただし高校生を除く）	320円
	特別展、企画展	一般（18歳以上、ただし高校生を除く）	市長がその都度定める額
団体	常設展、特別展、企画展	20人以上1人につき	個人に係る所定の金額の8割に相当する額（250円）

(\*) 10円未満の端数は切捨て。

(\*) 長寿手帳所持者、療育手帳所持者（介護者1人含む）、身体障害者手帳（介護者1人含む）は、無料とされている。

#### <貸室料>

区分	備考	午前9時 ～ 午後12時	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後9時	全日
企画展示室【全室】	展示ギャラリー。間仕切りによって2室とすることが可能	6,440円	8,580円	6,440円	19,310円
企画展示室【西室】		3,700円	4,930円	3,700円	11,090円
企画展示室【東室】		2,730円	3,640円	2,730円	8,190円
視聴覚ホール	132席の固定席、プロジェクター等を完備	9,800円	13,070円	9,800円	29,400円
研修室	54名利用可能。	3,780円	5,050円	3,780円	11,340円
庭園その他の施設	—	31,570円以内で市長が定める額			

(\*) 借受者が入場料や会費等を徴収する場合の貸室料（使用料）は倍額となる。

## ②歳入及び歳出の状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの「歳入決算調」及び「歳出決算調」の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	内容	H22	H23	H24
歳入	自由民権記念館使用料	279	277	281
	計 (A)	279	277	281
歳出	報酬	3,940	3,940	3,947
	給料	19,436	18,772	37,253
	職員手当等	8,852	9,563	20,129
	共済費	7,719	7,546	13,771
	賃金	3,320	3,189	3,260
	報償費	239	—	40
	旅費	95	294	150
	需用費	4,021	3,107	2,313
	役務費	113	2,001	603
	委託料	29,900	22,947	21,995
	使用料及び賃借料	1,780	1,609	1,609
	工事請負費	—	—	2,940
	備品購入費	1,305	3,291	1,430
	負担金補助及び交付金	78	79	79
	計 (B)	80,803	76,343	109,523
	差引き (A-B)	△80,524	△76,066	△109,241

(\*) 平成 24 年度から、生涯学習課文化財係と自由民権記念館が統合され、民権・文化財課となったため、旧文化財係の歳出も自由民権記念館費で計上されている。なお、これにより職員人件費が、4 名分から 9 名分に増加している。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①施設の歳出の把握について（意見）

平成 24 年度より、自由民権記念館と生涯学習課文化財係が統合され、歳出の自由民権記念館費には、旧文化財係の職員人件費を含む「民権・文化財課」の各種コストが計上されている。

したがって、自由民権記念館という施設の運営、維持管理にどれ程の費用がかかっているのかが、容易には把握できない状況である。

「2. 全市的に改善を求める事項 (4) 個別施設に係る歳出の区分把握」に記載のとおり、各所管課の管理資料としては施設別の歳出を把握すべきであるとする。

### ②常設展の無料入場者数の統計について（意見）

自由民権記念館は常設展を設けており、身体障害者等を除く 18 歳以上の観覧者から 1 回あたり 320 円の観覧料を徴収し、指定管理者が収納している。

平成 22 年度から平成 24 年度までの観覧料収入及び観覧者数の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
観覧料収入	1,950	1,336	1,350

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
有料観覧者数	5,948 (59%)	4,208 (53%)	4,540 (56%)
無料観覧者数	4,087 (41%)	3,727 (47%)	3,633 (44%)
計	10,035 (100%)	7,935 (100%)	8,173 (100%)

上記のとおり、概ね半数が無料観覧者であるが、施設では無料観覧者である旨の証明書等の複写を保管していない。実務的にみても、無料観覧者が来館する都度、こうした証明書等を複写することは、業務の効率性を害する面があると考えられる。

しかし、施設の観覧料は、指定管理者に支払う指定管理料の高低に影響を及ぼすものであり、指定管理者からの報告以外に何らの措置も講じないのは、問題があると考えられる。

今後は、観覧受付に配置される受付者ごとに無料観覧者の受入人数の統計をとり、特定の受付者に無料観覧者が集中していないことを確認するというモニタリング体制を構築すべきである。

### ③研修室等の使用料について（意見）

自由民権記念館では、常設展等の観覧料の他に、研修室等の貸出による使用料も徴収している（指定管理者に帰属）。

当該使用料の平成 22 年度から平成 24 年度までの金額は、次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
研修室等の使用料	5,188	3,764	3,924

平成 24 年 4 月、8 月、10 月、平成 25 年 2 月の利用者状況を調査したところ、株式会社の研修利用など、営利性が高いと推測される使用者が見受けられた。

（金額単位：円）

	H24/4	H24/8	H24/10	H25/2
利用件数	28 件	26 件	38 件	42 件
使用料の額	261,850	268,100	331,850	368,020
株式会社等の利用件数	9 件	8 件	12 件	8 件
株式会社等の使用料の額	58,030	41,610	90,490	53,950

現在、研修室等の借受者が、借受にあたり入場料金等を徴収する場合には、使用料が 2 倍に設定されている。こうした取扱いと同様に、株式会社等の営利性が高い借受者については、使用料を 2 倍とすべきである。

その上で、指定管理者の収入増加が実現した場合には、指定管理料の節減を図ることが望まれる。

### (3) 文化プラザまんが館使用料

#### 1) 概要

##### ①全般

「高知市文化プラザ条例」に基づき、横山隆一記念まんが館（以下、本項では「まんが館」という。）に係る観覧料が使用料となっている。

まんが館は、高知市九反田2番に設置されている『高知市文化プラザ（愛称：かるぽーと）』の3階から5階に設置され、その運営は公益財団法人高知市文化振興事業団に委託されている。

なお、まんが館の運営状況等、高知市文化プラザに係る詳細は「4. 文化活動の利用を前提とした施設の使用料等について（1）文化プラザ使用料」で記載している。

まんが館の観覧料は、次のとおりである。

##### <観覧料>

区分		金額	
個人	常設展	高校生以下の者	無料
		上記以外の18歳以上の者	400円
	特別展、企画展	市長がその都度定める額	
団体	常設展	20人以上1人につき	320円
	特別展、企画展		市長がその都度定める額

(\*) 高校生とは、高等学校の生徒及び市長がこれに準ずると認めた者をいう。

(\*) 身体障害者手帳（1級、2級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する人とその介護者1名は、半額の200円。

(\*) 65歳以上の者は、半額の200円。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①常設展の無料入場者数の統計について（意見）

平成 22 年度から平成 24 年度における、まんが館の常設展の観覧料収入及び観覧者数の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
観覧料収入	892	834	1,057

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
有料観覧者数	2,795 (39%)	2,589 (27%)	3,211 (47%)
無料観覧者数	4,349 (61%)	7,063 (73%)	3,641 (53%)
計	7,144 (100%)	9,652 (100%)	6,852 (100%)

約 5 割から 7 割が無料観覧者であるが、施設では無料観覧者である旨の証明書等の複写を保管していない。実務的にみても、無料観覧者が来館する都度、こうした証明書等を複写することは、業務の効率性を害する面があると考えられる。

しかし、施設の観覧料は現金收受であり、運営委託者からの報告以外に何らの措置も講じないのは、問題があると考えられる。

今後は、観覧受付に配置される受付者ごとに無料観覧者の受入人数の統計をとり、特定の受付者に無料観覧者が集中していないことを確認するというモニタリング体制を構築すべきである。

## 9. その他の使用料及び手数料について

### (1) 幼稚園保育料等の督促手数料

#### 1) 概要

督促手数料は、高知市手数料並びに延滞金条例に基づき徴収している手数料である。使用料、手数料、加入金、分担金、過料、過怠金その他市の収入が納期限内に完納されない場合に督促状が発せられ、督促状1通につき100円の督促手数料が徴収される。

#### 2) 監査の結果及び意見

##### ①督促手数料の徴収について（結果）

幼稚園保育料について、過去滞納が発生した際に口頭による督促は行われているものの、適時に督促状の発付等が行われておらず、督促手数料が徴収されていない事務が見受けられた。

高知市手数料並びに延滞金条例によると、「使用料、手数料、加入金、分担金、過料、過怠金その他市の収入を納期限内に完納しない者があるときは、市長は遅くとも納期限後20日以内までに督促状を発しなければならない」とされている。また、「督促状1通について、100円の督促手数料を徴収する」旨が定められている。

条例に従った事務を行う必要がある。

なお、都市公園使用料、陸上競技場使用料、鏡文化ステーションRIO使用料についても同様の事例が見受けられたため、条例に従った事務を行う必要がある。

## (2) 春野漁港使用料

### 1) 概要

#### ①全般

漁港漁場整備法の規定に基づき市が管理する漁港を、占有又は使用した場合に、高知市漁港管理条例及び高知市漁港管理規則に基づき徴収する使用料である。

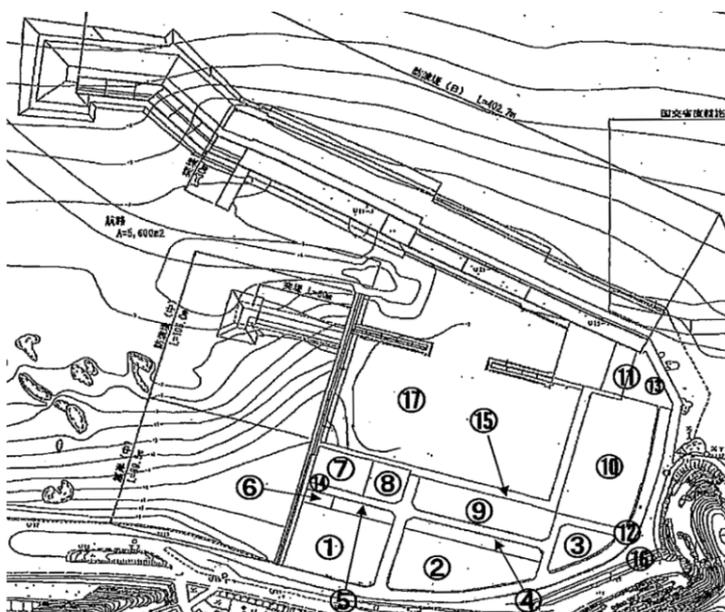
平成22年度から平成24年度までの春野漁港使用料の徴収状況は次のとおりである。

(単位：千円)

細節名称	平成22年度	平成23年度	平成24年度
春野漁港使用料	4,514	8,388	9,208

市が管理する漁港は春野地区にある春野漁港のみであり、その詳細は次のとおりである。

#### 【春野漁港図】



番号	名称	面積(㎡)
①	漁村再開発施設	2,658
②	漁村再開発施設	2,562
③	公園緑地	760
④	漁具倉庫	911
⑤	駐車場	406
⑥	加工場	205
⑦	荷捌所	836
⑧	野積場	600
⑨	野積場	1,897
⑩	漁具干場	3,854
⑪	船揚場	1,240
⑫	臨港道路	8,273
⑬	ウインチ小屋	14
⑭	どろめ洗場	9.9
⑮	物揚場	1,335
⑯	駐車場	472
⑰	泊地	19,300

## ②使用者の一覧

春野漁港の使用状況は次のとおりである。

(単位：円)

番号	名称	使用者	目的	期間	金額
①	漁村再開発施設	国土交通省	離岸提築工事のブロック 搬出仮設道等	H24. 4/1～H25. 3/31	1, 110, 816 (*)
		大旺新洋(株)	工事現場事務所、仮設道	H24. 4/1～H24. 9/30	免除
		新洋海工(株)	工事現場事務所、仮設道	H25. 3/1～H25. 3/31	免除
		春野さんさんくろし お市実行委員会	春野さんさんくろしお市 の会場及び駐車場	H24. 10/20～21	免除
②	漁村再開発施設	国土交通省	離岸提築工事のブロック 搬出仮設道等	H24. 4/1～H25. 3/31	2, 245, 152 (*)
③	公園緑地	春野さんさんくろし お市実行委員会	春野さんさんくろしお市 の会場及び駐車場	H24. 10/20～21	免除
		春野東小学校	海がめ放流	H24. 8/19	免除
④	漁具倉庫	国土交通省	離岸提築工事のブロック 搬出仮設道等	H24. 4/1～H25. 3/31	805, 920
⑤	駐車場	占有又は使用の許可実績なし			
⑥	加工場	春野漁協	漁業の使用のため	H24. 4/1～H25. 3/31	免除
⑦	荷捌所	春野漁協	漁業の使用のため	H24. 4/1～H25. 3/31	免除
⑧	野積場	春野漁協	漁業の使用のため	H24. 4/1～H25. 3/31	免除
⑨	野積場	国土交通省	離岸提築工事のブロック 搬出仮設道等	H24. 4/1～H25. 3/31	1, 664, 400 (*)
⑩	漁具干場	国土交通省	離岸提築工事のブロック 搬出仮設道等	H24. 4/1～H25. 3/31	3, 381, 360 (*)
⑪	船揚場	春野漁協	漁業の使用のため	H24. 4/1～H25. 3/31	免除
⑫	臨港道路	占有又は使用の許可実績なし			
⑬	ウインチ小屋	春野漁協	漁業の使用のため	H24. 4/1～H25. 3/31	免除
⑭	どろめ洗場	春野漁協	漁業の使用のため	H24. 4/1～H25. 3/31	免除
⑮	物揚場	春野漁協	漁業の使用のため	H24. 4/1～H25. 3/31	免除
⑯	駐車場	占有又は使用の許可実績なし			
⑰	泊地	占有又は使用の許可実績なし			
-	その他	四国電力	電柱・支柱・支線柱・支 線の占有	H24. 4/1～H25. 3/31	1, 350
		NTT 西日本	四国電力の電柱への共架	H24. 4/1～H25. 3/31	免除
		国土交通省	戸原波高計通信ケーブル 配線	H24. 4/1～H25. 3/31	免除
合計					9, 208, 998

(\*) 本来、国が公共事業として実施する場合の使用料について、市は減免することが条例上可能であるが、当該事業により漁場に悪影響を与えることを理由に、地域漁業の振興に必要な整備事業等の財源として基金化することを目的として減免措置することなく使用料を徴収している。

## 2) 監査の結果及び意見

### ①自動販売機の無断設置について（結果）

無償で使用が許可されている野積場（上述⑧に該当）に自動販売機が無許可で設置されていた。

#### 【⑧野積場】



市が漁協に確認したところ、平成14年1月から設置されており、平成24年度の実績として年間117千円の利益を獲得しているとのことであった。

高知市漁港管理条例第14条において、「この条例の規定により許可を受けた者は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は転貸してはならない。」と規定されており、合規性違反である。

今後は許可手続を適切に実施することを指導することが必要である。

### ②駐車場について（結果）

車両が駐車場（上述⑤、上述⑩に該当）に無許可で駐車されていた。

#### 【⑤駐車場】



#### 【⑩駐車場】



駐車場利用の実態を調査し、常習的な利用の事実が確認された場合は、使用料を徴収することが必要である。

### ③支柱及び支線に係る占用料の徴収について（意見）

支柱及び支線（本項では以下「支柱等」という。）の占用を許可しているが、占用料を徴収していなかった。

占用料を徴収する単位について、高知市漁港管理条例第 15 条に「電柱（支柱、支線柱及び支線を含む。）」と規定されており、所管課では支柱等を電柱に含めて 1 本と判断している。

しかし、全市的な取扱いは、高知市都市公園条例第 11 条で同様の「電柱（支柱、支線柱及び支線を含む。）」に基づき、電柱・支柱・支線のそれぞれを 1 本ずつとして占用料を徴収している。

上記の条例の文言は同じであるが、取り扱う所管課の解釈が相違することによって徴収事務が異なっている。本事例においても全市的な取扱いと同様に、電柱・支柱・支線のそれぞれについて占用料を徴収する要否を検討すべきである。

なお、電柱・支柱・支線のそれぞれを 1 本ずつ（下記写真の他 3 本で計 6 本）として占用料を試算した場合、その金額は次のとおりである。

（単位：円）

支柱等の数（本）	占用料	金額
6	180	1,040

【電柱、支柱】



【支線】



### (3) 都市公園使用料

#### 1) 概要

都市公園使用料は高知市都市公園条例に基づき都市公園を占用又は使用、施設の設置等（以下、「使用等」という。）をする場合に徴収される使用料である。市内には数百の都市公園があり、使用等を希望する者は市に申請書を提出し使用許可を受ける必要がある。使用許可の際に納付書が渡され、これにより使用料を徴収している。なお、使用等の日の前日が納付期限として設定されている。

使用料収入の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

細節名称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
都市公園使用料	3,726	3,363	4,917

#### 2) 監査の結果及び意見

##### ①徴収事務の見直し（結果）

都市公園使用料は使用までに納付されることとなっているが、使用許可を出してから納付書を渡すという事務が行われているため、収入未済が発生している。収入未済及び不能欠損の発生状況は次のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収入未済			
金額	66 千円	15 千円	15 千円
件数	1 件	6 件	5 件
不能欠損			
金額	66 千円	66 千円	- 千円
件数	1 件	1 件	- 件

収入未済が発生すると、使用料が納付されないだけでなく、督促等の追加的な事務も必要となる。

これらの収入未済は、使用料の納付後に使用許可を出すよう徴収事務を改めれば発生が防げるものであるため、徴収事務を見直すべきである。

## 第4. 総括意見

使用料及び手数料の監査にあたり、現状の使用料等の水準が次の2つの視点から一定の合理性を持つかを検証した。

- ・市民負担や受益者負担の公平性
- ・施設運営や事業遂行面での経済性

また、運動場等のスポーツ施設や公民館等に関する使用料は市民生活に密接に関連するものであり、徴収される使用料等により施設の運営資金が賄われるものではないため、市民にどれだけ有効利用されているかも同時に検証した。

監査の結果は、全市的な取組みが必要な事項と個別の指摘事項を提示し、その指摘内容は多岐に渡るものとなっているが、これらの骨子は次の3点に要約される。

- ①使用料等の水準を引き上げるべき事例  
(例) 自動販売機の設置に係る使用料、自転車等放置防止処理手数料 等
- ②使用料等の収入未済に対する対応  
(例) 長浜公設共同店舗使用料、高知市総合運動場使用料 等
- ③使用料を徴収する施設としての利用率を高める施策の実施  
(例) ふれあいセンター使用料、三里文化会館使用料 等

使用料等は市歳入に直結するものであり、使用料等の引き上げによる歳入増加策を検討すべきであるが、市民生活への影響等を考慮した場合には、単純な引き上げは直接・間接的な市民サービスの低下を招くことになる。

しかし、引き上げを躊躇することによって、市民負担の公平性や経済合理性を欠く事態を招く事もあり得る。本監査では、こうした点を踏まえ、自動販売機の設置に係る使用料等について、その引き上げを提言している。

また、事後的に徴収される使用料等について、収入未済が見受けられた。一般の経済活動を前提とした場合には、収入未済が生じる事もあり得る。

しかし、収入未済発生後の市の対応には、不適切と言わざるを得ない事例もあり、今後は適時・適切な対応を図るべきである。

最後に、使用料そのものの指摘ではないが、使用料を徴収する施設の利用率向上に関する提言も掲げている。

ふれあいセンター等の地域コミュニティに利用される施設において、利用率が高くない施設が見受けられた。こうした施設では僅少な使用料(歳入)を上回る歳出が計上されており、何らかの手当てが必要と考えた。

こうした施設では徴収される使用料は僅少にならざるを得ず、必然的に歳出超過になると推測するが、施設が地域住民に十分に利活用されることで歳出超過の意味を見いだせるはずである。

こうした観点から、複合施設化への転換や近隣施設間での統廃合を実施することで、利用率を高めながら総合的な管理コストの削減を図ることを要請している。

以上

## 参考資料

(単位：千円)

No.	会計	備考	金額		
			H22	H23	H24
1	一般	土地使用料	3,077	3,057	3,059
2	一般	庁舎使用料	2,161	2,184	1,814
3	一般	職員会館使用料	958	870	117
4	一般	法定外公共物使用料	4,266	2,551	2,495
5	一般	職員等駐車場使用料	20,946	20,754	20,499
6	一般	小高坂会館使用料	473	315	288
7	一般	福寿園土地使用料	333	315	297
8	一般	保健福祉センター使用料	630	949	852
9	一般	保健福祉センター土地建物使用料	2,532	2,502	2,328
10	一般	長浜第二大型作業所建物使用料	238	243	160
11	一般	西部健康福祉センター使用料	349	330	202
12	一般	東部健康福祉センター使用料	42	41	37
13	一般	生活支援ハウス使用料	1,526	1,195	813
14	一般	春野あじさい会館使用料	6	8	22
15	一般	南部健康福祉センター使用料	27	26	24
16	一般	障害者福祉センター使用料	8	7	7
17	一般	市民会館使用料	717	585	575
18	一般	高齢者共同生活住宅使用料	-	120	321
19	一般	墓地使用料	1,575	3,273	2,274
20	一般	斎場使用料	152,626	155,095	160,899
21	一般	休日夜間急患センター診療収入	85,824	94,098	93,322
22	一般	平日夜間小児急患センター診療収入	60,548	64,749	61,395
23	一般	総合あんしんセンター使用料	7,771	7,247	6,957
24	一般	クリーンセンター使用料	172	186	172
25	一般	ヨネッツこうち使用料	385	386	351
26	一般	清掃工場使用料	12	12	11
27	一般	東部環境センター使用料	2	2	2
28	一般	三里最終処分場使用料	3	3	3
29	一般	農地総務使用料	118	123	111
30	一般	鏡文化ステーションR I O使用料	125	148	131
31	一般	春野庁舎使用料	4	1	0
32	一般	土佐山夢産地パーク使用料	-	-	121
33	一般	中山間地域構造改善センター使用料	115	32	20
34	一般	春野漁港使用料	4,514	8,388	9,208
35	一般	街路市場使用料	11,209	10,919	10,562
36	一般	観光公園使用料	6,141	5,546	5,585
37	一般	桂浜公園駐車場使用料	101,792	83,527	78,624
38	一般	ユース・ホテル使用料	1,319	1,296	1,355
39	一般	はりまや橋観光バスターミナル使用料	888	936	40
40	一般	道路橋梁使用料	138,036	138,010	138,334
41	一般	河川総務使用料	121	145	152
42	一般	都市公園使用料	3,726	3,363	4,917
43	一般	都市下水路使用料	1	1	1
44	一般	わんぱーくこうち使用料	1,930	1,924	434
45	一般	アニマルランド使用料	-	-	823
46	一般	高知駅バスターミナル使用料	49	51	62

No.	会計	備考	金額		
			H22	H23	H24
47	一般	弥右衛門地区土地建物使用料	116	17	15
48	一般	住宅使用料	576,258	568,230	562,851
49	一般	住宅駐車場使用料	39,220	39,615	39,904
50	一般	改良住宅使用料	381,191	397,640	407,879
51	一般	長浜公設共同店舗使用料	636	679	161
52	一般	改良住宅駐車場使用料	4,902	5,589	5,919
53	一般	コミュニティ住宅使用料	62,156	60,931	61,763
54	一般	コミュニティ住宅駐車場使用料	4,779	4,461	4,428
55	一般	特定公共賃貸住宅使用料	3,101	2,714	2,594
56	一般	特定公共賃貸住宅賃貸駐車場使用料	36	36	36
57	一般	住宅土地使用料	324	241	231
58	一般	小学校土地使用料	511	409	327
59	一般	小学校建物使用料	-	-	5
60	一般	中学校土地使用料	31	32	22
61	一般	商業高校全日制授業料	253	19	9
62	一般	幼稚園保育料	1,526	2,608	2,875
63	一般	筆山文化会館使用料	1,009	1,093	1,272
64	一般	中央公民館使用料	20,975	20,803	18,497
65	一般	横浜文化センター使用料	16	5	1
66	一般	旭文化センター使用料	2,935	2,770	2,441
67	一般	潮江市民図書館使用料	1,491	900	908
68	一般	自由民権記念館使用料	279	277	281
69	一般	寺田寅彦記念館使用料	439	451	409
70	一般	文化財施設土地使用料	5	5	5
71	一般	三里文化会館使用料	1,262	890	954
72	一般	大川筋武家屋敷資料館使用料	15	18	18
73	一般	文化プラザ使用料	4,236	4,212	3,869
74	一般	朝倉ふれあいセンター使用料	566	515	185
75	一般	鴨田ふれあいセンター使用料	937	883	708
76	一般	初月ふれあいセンター使用料	88	79	59
77	一般	秦ふれあいセンター使用料	340	330	260
78	一般	布師田ふれあいセンター使用料	36	36	34
79	一般	高須ふれあいセンター使用料	192	202	159
80	一般	五台山ふれあいセンター使用料	156	164	9
81	一般	三里ふれあいセンター使用料	344	259	296
82	一般	長浜ふれあいセンター使用料	114	115	33
83	一般	浦戸ふれあいセンター使用料	123	99	52
84	一般	大津ふれあいセンター使用料	250	262	163
85	一般	介良ふれあいセンター使用料	233	231	48
86	一般	文化プラザまんが館観覧料	892	834	1,057
87	一般	工石山青少年の家使用料	7,215	6,270	6,541
88	一般	吉原公民館使用料	20	30	31
89	一般	柿ノ又公民館使用料	10	6	6
90	一般	梅ノ木公民館使用料	-	-	32
91	一般	鏡公民館使用料	9	17	12
92	一般	春野文化ホール使用料	90	86	78
93	一般	春野公民館使用料	189	110	81
94	一般	運動場使用料	62,816	57,027	66,855

No.	会計	備考	金額		
			H22	H23	H24
95	一般	学校体育施設照明施設使用料	15,298	15,241	15,145
96	一般	東部総合運動場使用料	41,851	41,704	43,182
97	一般	陸上競技場使用料	74,087	75,388	63,112
98	一般	土佐山運動広場使用料	625	441	304
99	一般	城ノ平運動公園使用料	2,362	2,207	1,859
100	一般	針木運動公園使用料	2,144	1,952	2,066
101	一般	春野スポーツ施設使用料	2	0	29
102	一般	計量検査手数料	1,155	1,025	1,082
103	一般	管財手数料	10	6	6
104	一般	法定外公物境界査定手数料	416	368	374
105	一般	建設工事施工証明手数料	23	12	10
106	一般	認可地縁団体証明手数料	2	5	2
107	一般	自転車等放置防止処理手数料	-	1,788	1,591
108	一般	ふれあいセンター境界査定手数料	1	-	1
109	一般	航行報告証明手数料	-	-	3
110	一般	証明手数料（税務証明）	15,444	14,677	14,162
111	一般	証明手数料（地域窓口センター）	11,386	11,036	11,948
112	一般	督促手数料	10,984	10,969	11,081
113	一般	臨時運行手数料	647	664	706
114	一般	戸籍住民基本台帳閲覧証明手数料	156,914	150,109	147,073
115	一般	民間保育所運営手数料	795	627	577
116	一般	市立保育所運営手数料	321	271	239
117	一般	久重へき地保育所手数料	0	1	0
118	一般	とさやまへき地保育所久重分園手数料	-	-	0
119	一般	とさやまへき地保育所手数料	0	2	3
120	一般	鳥獣飼養許可手数料	496	737	656
121	一般	産業廃棄物許可手数料	10,456	2,913	1,933
122	一般	自動車リサイクル法許可手数料	334	103	478
123	一般	浄化槽管理士身分証手数料	69	62	228
124	一般	浄化槽保守点検業者登録手数料	348	290	928
125	一般	休日夜間急患センター手数料	20	19	31
126	一般	平日夜間小児急患センター手数料	6	2	2
127	一般	墓地境界査定手数料	-	-	4
128	一般	病院診療所等許可手数料	1,165	2,209	1,710
129	一般	薬局等許可手数料	-	1,863	1,891
130	一般	医療従事者等証明手数料	153	108	120
131	一般	毒物劇物販売業許可手数料	611	334	434
132	一般	旅館業営業許可手数料	66	66	44
133	一般	公衆浴場許可手数料	-	22	22
134	一般	興行場許可手数料	20	27	20
135	一般	理容検査手数料	80	192	144
136	一般	美容検査手数料	880	736	896
137	一般	クリーニング検査手数料	32	48	64
138	一般	生活衛生証明手数料	0	1	2
139	一般	食品営業許可手数料	19,861	25,488	16,419
140	一般	食品検査証明手数料	64	30	25
141	一般	狂犬病予防手数料	10,958	11,096	11,072
142	一般	温泉利用許可申請手数料	175	-	42

No.	会計	備考	金額		
			H22	H23	H24
143	一般	旅館業営業許可承継承認手数料	22	-	7
144	一般	と畜検査手数料	3,042	3,105	3,222
145	一般	食鳥検査手数料	-	-	7,434
146	一般	特定動物飼養許可手数料	31	47	15
147	一般	動物取扱業登録手数料	285	655	600
148	一般	動物取扱責任者研修手数料	100	113	106
149	一般	犬猫引取り手数料	-	-	66
150	一般	犬猫返還手数料	-	-	42
151	一般	食鳥処理事業許可申請手数料	-	-	19
152	一般	確認規程認定申請手数料	-	-	5
153	一般	し尿等収集運搬業許可手数料	40	170	40
154	一般	ごみ処理手数料	479,034	470,343	471,242
155	一般	犬ねこ等収集処分手数料	121	146	104
156	一般	ごみ埋立処分手数料	2,022	2,005	2,058
157	一般	プラスチックごみ処理手数料	8	10	6
158	一般	一般廃棄物処理業許可手数料	80	90	70
159	一般	春野地区ごみ処理手数料	20,024	19,167	15,220
160	一般	春野地区ごみ処分手数料	252	183	326
161	一般	農業委員会手数料	74	96	92
162	一般	農業者年金業務受託手数料	407	680	715
163	一般	土地改良区賦課金等徴収手数料	261	260	260
164	一般	農地証明手数料	6	8	8
165	一般	農道等境界査定手数料	9	12	10
166	一般	道路橋梁総務手数料	8	6	16
167	一般	道路境界査定手数料	819	732	779
168	一般	工事施工証明手数料(道路)	1	0	2
169	一般	河川手数料	0	0	0
170	一般	河川境界査定手数料	16	8	8
171	一般	工事施工証明手数料(河川)	1	0	0
172	一般	都市計画証明手数料	182	208	224
173	一般	建築指導手数料	15,310	14,847	12,526
174	一般	開発手数料	3,918	3,578	3,017
175	一般	宅地造成手数料	139	56	56
176	一般	屋外広告物許可手数料	6,374	9,911	9,001
177	一般	弥右衛門土地区画整理証明手数料	118	12	12
178	一般	潮江西部土地区画整理証明手数料	5	1	2
179	一般	高知駅周辺土地区画整理証明手数料	21	2	1
180	一般	工事施工証明手数料(みどり)	-	-	0
181	一般	建築物構造計算適合性判定手数料	5,552	3,709	4,954
182	一般	住宅管理手数料	334	331	328
183	一般	改良住宅管理手数料	245	243	230
184	一般	コミュニティ住宅管理手数料	22	19	21
185	一般	長期優良住宅証明手数料	3,306	3,683	3,150
186	一般	サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請手数料	-	96	388
187	一般	危険物許認可手数料	2,982	1,781	3,265
188	一般	証明手数料	9	12	8
189	一般	奨学資金手数料	19	23	39

No.	会計	備考	金額		
			H22	H23	H24
190	一般	商業高校受検手数料	1,023	923	1,092
191	一般	商業高校入学料	1,624	1,630	1,626
192	一般	青少年手数料	136	188	33
193	下水道事業	下水道使用料	3,489,363	3,425,156	3,419,038
194	下水道事業	団地下水道使用料	138,315	140,038	127,289
195	下水道事業	審査登録手数料	283	225	397
196	下水道事業	督促手数料	111	98	111
197	下水道事業	工事施工証明手数料	2	1	0
198	下水道事業	境界査定手数料	-	-	4
199	中央卸売市場事業	市場使用料	85,380	80,505	75,578
200	中央卸売市場事業	建物設備使用料	182,368	175,359	172,127
201	中央卸売市場事業	駐車場使用料	22,552	21,770	21,300
202	国民健康保険事業	督促手数料	7,187	6,792	6,526
203	駐車場事業	駐車場使用料	260,443	259,392	244,947
204	へき地診療所事業	国民健康保険診療報酬収入	9,647	9,128	7,881
205	へき地診療所事業	社会保険診療報酬収入	3,680	3,721	3,616
206	へき地診療所事業	後期高齢者医療診療報酬収入	28,348	26,644	26,104
207	へき地診療所事業	一部負担金収入	7,426	7,177	6,688
208	へき地診療所事業	その他の診療報酬収入	958	1,174	796
209	へき地診療所事業	文書料収入	265	155	206
210	農業集落排水事業	農業集落排水施設使用料	48,061	48,917	47,893